

笹川平和財団 アジアユニット
戦略対話・人材育成グループ
グループ長 小西伸幸

タイの統治機構における地方政治家一族ネットワーク（バーンヤイ）の役割
2026 年下院議員総選挙結果を踏まえた一考察

はじめに

第1章 タイの統治機構の近時の動向

- 1-1. タイの国家統治の仕組み
- 1-2. 2017 年憲法下のタイの国会議員選挙制度

第2章 2026 年下院議員総選挙結果概観

- 2-1. 2026 年下院議員総選挙に至る経緯
- 2-2. 2026 年下院議員選挙の結果概観
- 2-3. 選挙結果を導いた要因は何か～主要3政党それぞれの立場から
- 2-4. その他の要因

第3章 タイの選挙結果を左右する地方政治家一族ネットワーク（バーンヤイ）の役割

- 3-1. 複雑なタイの地方行政と地方自治の仕組み
- 3-2. 地方で政治を仕切るバーンヤイ概観
- 3-3. 国政選挙における地方でのステークホルダー
- 3-4. 2026 年下院総選挙におけるバーンヤイの動向
- 3-5. 2026 年下院総選挙におけるバーンヤイの政党間の鞍替え状況

おわりに

参考文献

主要タイ人人名リスト

（注記）本レポートにおけるタイ人の人名表記は、同国の慣例に従って「名・姓」の順とし、2回目以降の表記および文献の引用（英語表記）においては、姓を強調するなど特段の意図がない場合は名のみを記載した。また、すでに日本語表記で定着している者等を除き、日本語表記は可能な限りタイ語発音に近い表記を心掛けた。なお、主要なタイ人政治家の氏名は巻末の「主要タイ人人名リスト」にまとめている。

はじめに

タイは、ASEAN（東南アジア諸国連合）を構成する 11 か国の中でも早くから議会制民主主義を採り入れた国である。タイ政府が公表している情報（National Statistical Office 2025, Office of the National Economic and Social Development Council 2025）によると、人口約 6,600 万人、2025 年の実績値で国内総生産 18 兆 9,737 億バーツ（約 5,867 億 8,558 万ドル）、1 人当たり国内総生産 269,643 バーツ（約 8,339.05 ドル）（米ドル額はいずれも 2026 年 4 月 26 日の為替レートで換算）となっており、域内において大きな経済規模を誇っている¹。また、1967 年に発足した東南アジア諸国連合の原加盟国であり、ASEAN 外交をはじめ、近隣のメコン地域諸国を含む東南アジアの地域外交をリードする国の 1 つである。

そのタイにおいて、2026 年 2 月 8 日、下院議員総選挙が行われた。これは 2025 年 9 月の、タイ誇り党²の党首アヌティン・チャーノンウィラコーンを首相とする第一次アヌティン内閣の成立にあたり、政治理念が異なり憲法改正を目指す人民党³が、下院での首相指名選挙においてアヌティンの首相選出に協力することと引き換えに、首相就任後 4 か月以内に下院を解散することを約束させ、しかも人民党自体は内閣に入らないという極めて高度な政治的取引に基づき、アヌティンが前年 12 月に下院を解散したことによるものであった。結果は、大方の世論調査の予想に反し、タイ誇り党が議席数を大幅に伸ばし、前回の 2023 年総選挙で大勝し第 1 党になった人民党（当時の党名は前進党）を上回った。更には、2001 年の総選挙以来、ほぼ毎回の総選挙において勝利を重ねてきたタックシン派政党の流れをくみ、実質的にタックシン・チンナワットが率いるタイ貢献党⁴は大きく後退した。

こうした選挙結果を導いた背景は何であったのか。政局や選挙準備の過程における駆け引きの中で、アヌティン率いる与党タイ誇り党が様々な手を打って勝利を手にしたのは間違いないものの、それを可能にしたのは何か。本稿は、今次総選挙の結果を主な題材とし、タイ社会に根差す統治構造と地方の政治家一族（バーンヤイ）の影響、とりわけバーンヤイを中心とした選挙運動の現況を考察する。

1932 年の立憲革命以降、タイは憲法上主権在民を掲げる立憲君主制国家である一方、国王の不可侵性、王室と軍による統治への関与、憲法裁判所を含む独立機関の政治的影響力などを通じて、主権を有する国民による選挙の結果に基づく政治だけでは説明できない独

¹ ただし、近年、東南アジア諸国の中で極めて低い成長率を記録しており、「アジアの病人（Sick Man of Asia）」と呼ばれ、経済の低成長の慢性化が危惧されている。

² 同党の名称「พรรคภูมิใจไทย」は、論考やメディア記事により「タイ誇り党」「タイ名誉党」「プームチャイタイ党」など異なる表記が使われるが、本稿では引用箇所を除き「タイ誇り党」に統一して表記する。

³ 同党の名称「พรรคประชาชน」は、論考やメディア記事により「人民党」「国民党」「プラチャーチョン党」など異なる表記が見られるが、本稿では引用箇所を除き「人民党」に統一して表記する。

⁴ 同党の名称「พรรคเพื่อไทย」は、論考やメディア記事により「タイ貢献党」「プアタイ党」など異なる表記が見られるが、本稿では引用箇所を除き「タイ貢献党」に統一して表記する。

自の統治秩序を有している。国王を基底に、軍と司法が支える統治構造の下で、国民主権に基づくタイ独特の政治が展開されている。特に 1970 年代の政治を巡る学生・市民と軍による衝突を経て、国王が政治における絶対的地位を占めるに至った。

タイでは選挙による政党政治が展開される一方、政治的混乱が高まる局面では軍事クーデターによる「政治リセット」が繰り返されてきた。さらに近年は、憲法裁判所による政党解党や首相失職の判決が、主権を有する国民による選挙結果に基づいた政治枠組みを覆す「司法クーデター」として機能している。こうした制度的環境の下で、タックシン派政党や革新派政党は、近年、選挙で一定の民意を得ながらも、保守的統治構造との緊張関係に直面し、自らが主張する理念に基づく政治を十分に行えていない。

先述のとおり 2026 年総選挙において、保守系のタイ誇り党が地滑りの勝利を収め、第 1 党に躍進した。タイ誇り党の勝因は、単に保守票を取り込んだだけではない。内務省を通じた地方行政ラインの掌握、前年以前の地方自治体選挙を通じた地方政治家の自陣営への取り込み、カンボジアとの国境紛争を背景とする安全保障とナショナリズムへの訴求、軍出身政治家同士の権力闘争に起因する親軍政党の弱体化に伴う保守政治家や保守支持層の受け皿化、家計支援策などの即効性あるポピュリズム政策の実施など多様な戦略・政策が複合的に作用した。特に、同党は地方の地域社会に強い影響力を持つ地方政治家一族ネットワークであるバーンヤイの構成員を自党の候補者として擁立するとともに、そのネットワークを支持基盤として取り込み、選挙区での集票力を高めた。

本稿の中心的な問題意識は、タイの政治は選挙における政党支持率や政策公約だけで理解することはできず、国家統治機構、地方行政、地域社会の利益配分構造を総合的に捉えていく必要があるという点にある。バーンヤイは政治家一族を核とし、地方自治体、地元事業者、村落レベルの集票人、住民への日常的支援を結び付けるネットワークであり、国政選挙では政党と地域社会を接続する装置として機能する。2026 年総選挙では、政党勢力の変化とともに、バーンヤイが一族を挙げて所属政党を変え、議席を確保しながら政権形成に影響を及ぼす実態が示された。タイの政治を理解するには、バンコク中心の政局や政党間対立だけでなく、地方の地域社会に根差したバーンヤイの動向と、それを包摂する社会の構造、統治機構の仕組みを包括的に捉えることが重要である。

選挙結果はすでに確定し、下院での首相指名選挙を経て、4 月 6 日のワチラロンコーン国王への宣誓式により第二次アヌティン政権が発足しているが、その結果を多面的に分析・考察することは、タイ独自の政治や統治の仕組みを理解するために有意義であると考ええる。本稿は、2026 年 2 月に実施された下院議員総選挙を中心に、タイで立候補者や当選者と面会し、タイ人および日本人の有識者に選挙動向やタイ政治についてヒアリングした内容に、その後に収集した関連情報と分析を加えて取りまとめたものである。

第 1 章では、2026 年総選挙を理解する前提として、タイの統治機構の基本的特徴を整理する。立憲君主制の中において、国王の絶対的権威、王室と軍の相互依存関係、軍事クーデターによる政治リセット、憲法裁判所による政党解党・首相失職判決などを通じて、タイの

民主主義が民選政治だけで完結しないことを示す。また、2001 年以降のタックシン政権は政策顧問団を組織し政策本位の政治を推し進めたが、その中で国民に直接裨益する政策を打ち出して実現していくことを通じて、国民の選挙を通じた政治への参画意識を高めると共に、旧来の保守的統治構造に依拠した政治と一線を画した。一方、その強権性や利権性が保守層からの反発を生んで反タックシン運動を招き、黄シャツ派と赤シャツ派の対立を生み、近年では保守派・タックシン派・革新派という三つの勢力による対立構図を形成したことを論じる。さらに、現在施行中の 2017 年憲法下の下院選挙制度と上院選挙制度を確認し、選挙という「ゲーム」のルールが選挙結果、政党政治の帰結に大きく影響することを示す。

第 2 章では、2023 年総選挙後から 2026 年総選挙に至る政局と、主要政党の勝敗要因を分析する。前進党の解党、タックシン派のタイ貢献党を連立与党第 1 党とするセーター政権と後継のペートンタン政権の崩壊、カンボジア国境紛争、第一次アヌティン政権による下院解散といった政治過程を整理したうえで、タイ誇り党、人民党、タイ貢献党など主要政党の立ち位置を比較する。タイ誇り党は、内務省の高級官僚人事と地方自治体選挙を通じた地方支配、カンボジアとの軍事衝突によるナショナリズム票の吸収、親軍政党の衰退と保守支持層の取り込み、生活支援策の実施、バーンヤイの取り込みを主因として、多くの小選挙区において自党候補者への集票に成功した。他方、タイ貢献党は保守勢力との妥協とタックシンの影響力低下により支持を失った。そして、人民党は前回選挙で掲げた主要公約、特に不敬罪の改正や軍改革が実現に至らなかったことや、軍改革を政策に掲げていたことからカンボジアとの軍事衝突における安全保障面での政権運営への不安を払拭し切れなかったこと、アヌティンの首相選出に協力した政治取引と党是との関係で、有権者の理解を得にくかったことなどが敗因となったと分析する。ただし、議席数は減らしたものの、比例代表では得票数で他党を引き離しており、政策や理念に対する多くの国民の支持を得た。

第 3 章では、地方の地域社会における政治家一族ネットワーク（バーンヤイ）の存在とその役割を論じる。タイの地方統治は、中央行政、地方行政、地方自治が重層的に組み合わせられ、県知事・郡長、行政区長・村長、地方自治体首長・議員、地元事業者、集票人が密接に結び付く。バーンヤイは、時としてこの地方社会の中で公共事業、予算配分、住民支援、雇用・事業機会の提供を通じて影響力を蓄積し、選挙時にはファ・カネーンと呼ばれる集票人のネットワークを活用する。バーンヤイが、政党のイデオロギーや政治家個人の政治理念よりも地域利益と権力アクセスを重視し、時には状況に応じて所属政党を変えながら国政選挙を左右する存在であることを示す。

第1章 タイの統治機構の近時の動向

1-1. タイの国家統治の仕組み

国王の権威

1992年5月、テレビに映し出された画像に筆者は驚いた。テレビの画面には3人の人物が映し出されていた。ひとりとは前バンコク都知事で市民側の代表であるチャムローン・シームアン。もうひとりとは治安部隊側の代表である前陸軍司令官であり首相でもあるスチンダ・クラブラユーン。そして、プーミポン・アドゥンヤデート国王である。衝突する2つのグループのリーダーが、バンコクの王宮において国王の前に跪き、国王からの諭しを受けている姿であった。直前までバンコク都内で市民と治安部隊の衝突が発生し、多くの犠牲者が出ていた（「暗黒の5月事件」）。その様子に胸を痛めていた筆者は、その衝突が早く沈静化することを願っていたが、この面会の後、ほどなく社会の混乱は収拾された。政治のトップである首相、そして社会リーダーを跪かせるタイの王権とはなんと絶大なのか、その絶対性に驚嘆した。しかも、タイはすでに半世紀以上前に絶対王政（専制政治）を放棄し、立憲君主制に移行していた時代のことである。



1992年の武力衝突の中で、プーミポン国王（右）は対立関係にあった軍出身のスチンダ首相（奥中央）と民衆運動指導者のチャムローン（左）を宮殿に呼び、和解させた。（出典：ゲッティ）

タイでは、チャクリー王朝が1782年にチャクリー将軍（ラーマ1世）により開かれて以来、先代のプーミポン国王（ラーマ9世、2016年崩御）、当代のワチラロンコン国王（ラーマ10世、2016年即位）に至るまで、約250年間、タイ社会を統治し続けている。この間、モンクット王やチュラロンコン王のようにタイ社会の近代化に顕著な功績を残す国王が出たものの、それらの治世も含め王朝発足から約150年もの間は絶対王政が敷かれ、統治権力は国王が絶対的に保持していた。これが、1932年の立憲革命により、それまでの絶対王政の政体は立憲君主制に移行し、王の統治権力は憲法により規定されることになった。国王を戴きつつも、憲法の下で議院内閣制により統治が行われることになった。議会制民主主義の始まりである。

国王については、2017年4月に公布・施行された現行憲法の第2章第6条に、「国王は、尊崇の対象として存する。いかなる者もこれを侵してはならない。いかなる者も、いかなる方法によっても、国王を告発し、又は訴追することはできない。」とあり、国王は絶対不可侵で神聖な存在であることが憲法により規定されている。秦辰也（2017）によると、こうした国王の存在に係る憲法上の規定は、1932年に絶対王政から立憲君主制に移行して以来、憲法に明記されている。

統治の二重構造～「タイ式民主主義」統治

ところで、筆者は数年のタイでの駐在をはじめ、長年タイ人と業務を遂行する機会を持ってきた。その中では、例えば2014年5月の陸軍司令官プラユット・チャンオーチャーによる軍事クーデターも現地で経験をした。現代の日本においては決して経験することのできないものであったが、軍がインラック・チンナワット前首相（直前の憲法裁判所判決により首相を失職していた）をはじめとする政府高官の身柄を拘束した直後こそ、国内全土、バンコク都内に緊張が走ったものの、ほどなくプーミポン国王がこの軍事クーデターを「事後承認」するに至り、市民生活は正常化した。ただし、主権在民の民主主義国家に生きる筆者にとって、軍事クーデターにより国民の選挙で選ばれた政権が倒され、それを元首ではあるものの主権を有しない国王が承認して軍人が主導する暫定政府が活動を開始し、市民生活が従来通り営まれるというプロセスが、立憲君主制民主主義を政体とする国の統治のあり方として理解できなかった。そして、タイにおいては2006年にも同じようなことが発生している。そこでタイ人の友人にその疑念を伝えてみた。返って来た答えは、「タイの民主主義は西欧の民主主義とは違う」「タイにはタイの社会に即した民主主義的統治体制がある」ということであった。

西洋型民主主義とは一線を画す「タイ式民主主義」であるが、末廣（1993）および玉田（2020）によると、この概念を導入したのは、1957年に軍事クーデターを起こし、その後、首相の座に就いたサリット・タナラットである。これは、西洋式民主主義に倣い議会制民主主義を導入した結果、未成熟な政治家たちによる政治の腐敗が蔓延したことからそうした状況を是正し、徳の高い指導者である国王が、慈愛を持って慈父としてその子どもたる国民

を導くという独特の統治原理に基づく体制（「ポー・クンの政治⁵」）である。サリットは、国家の指導者と国民の関係について、「支配する者と支配される者の関係」ではなく、親子のように「庇護する者と庇護される者の関係」という国家統治の理念を打ち出した。そこには、議会制民主主義は存在するものの、上位の統治者の概念として国王の存在が認められる。

2017年憲法に話を戻すと、国家の基本的なあり方、統治の形態、主権の所在などを規定する総則にあたる第1章の第2条において、「タイ王国は、国王を元首とする民主主義体制を有する。」とあり、主権を規定する第3条の前半には「主権はタイ国民に属する。」とある。これらだけを見ると、タイは国王を元首と戴いた上で主権在民の民主主義国家であると言える。しかしながら、第3条の後半には「元首である国王は、憲法の規定に従い、国会、内閣及び裁判所を通じてその権限を行使する。」とある。つまり、主権が国民に属するとしつつも、国王は国家統治における儀式や諸手続きなどの形式上の象徴に留まらず、実際の統治の手段を通じて国家権力を行使し得る存在と言える。憲法上、主権は国民に属すると規定しつつも、国王を元首とする立憲君主制である。日本も天皇を戴くが、両国の君主の憲法上の地位と権能は異なる。しかしながら、日本の天皇が国政に関する権能を有しない純粋な象徴君主であるのに対し、タイ国王は、軍、枢密院、官僚制、司法などとの関係を通じて、選挙で選ばれた政治家による政治と並んで政治的正統性の源泉として機能してきた。タイの君主制は、儀礼的・象徴的な君主制ではなく、政治的秩序の維持に実質的な影響を及ぼす立憲君主制と位置づけることができる。

末廣（1993）および玉田（2020）によると、1932年立憲革命によって政治における影響力が大きく低下した国王が、再び強力な影響力を行使するポジションを獲得したのが1973年の「10月14日の政変」である。長引く軍事政権を批判し、恒久憲法の制定に基づく民主的政治の導入を求める学生・市民に対し、治安部隊による武力制圧がなされ、多くの死傷者が出て、タイ社会は混乱に陥った。これに対し、プーミボン国王が主導権を発揮し、政権首脳の退陣と国外脱出を指示すると共に、次期首相を指名するという立憲君主制政治において超法規的政治行為を行った。この政変をきっかけとして、国王は現代タイ政治における絶対的な存在へと変化し、政治危機の際の調停者としての役割に加えて、政治的動向に対する国王の積極的な発言が見られるようになった。国王を元首とするタイ式民主主義体制の成立とも言える。玉田（2013）はタイの統治における国王の関与のポジショニングをプーミボン国王の治世を題材にして論じている。タイにおいて、国王の絶対的存在の下で社会文化、社会の規範が形成され、それが一定数の国民の意識の底流に流れる価値観に影響を与えて来ている。

ところで王制の権威を支えるものの1つに軍の存在がある。古来、統治権力は、軍事力により支えられてきた。タイにおいても現在の王朝が成立した1782年以来、絶対王政が崩壊した1932年まで王権を軍が支えてきた。1932年の立憲革命以降も1990年代前半ま

⁵ タイ語で、ポー（พ่อ / pho）は父親、クン（คุณ / khun）は国王を意味する（末廣,1993）。

での期間、軍出身者が歴代政権の多くを担い、軍事クーデターにより政権交代が行われる機会が度々発生してきた。そして、その時々で関係性の濃度は変化するものの、プーミポン国王は軍人出身の首相等政権幹部との直接的な接触を通じ、軍との関係を上手く維持、または利用しながら自らの治世を維持してきた。例えば、1957年のサリットによる軍事クーデターに対し、国王はクーデター当日に軍事クーデターを承認する布告を出し、国王がクーデターを正当化した。そして、サリットは国王に約した国王を元首とする統治体制護持のため、王室を頂点とする国家儀礼の復活や国王夫妻の外国訪問の積極的な実施により国王の権威強化に貢献した。その後、失敗に終わった軍事クーデターでは国王の裁可が得られなかった例もあり、軍事クーデターは、国王の裁可が求められており、軍に対する君主制の優位が存在している（玉田, 2020）。

このように特に 1950 年代以降、両者の利害が一致し、国王が優勢ながらも、相互依存の関係が強化された。秦（2017）によると、タイにおける民主主義は「いわゆる主権在民として捉えられるような『民主主義』ではなく、国王と軍とが政治の内側に存在」し、「プーミポン国王と軍人首相との関係は、時代と共にその時々状況によって変化し、それが国王の存在をより強化してきた」と言える。他方で、1932年の立憲革命以降、繰り返される軍事クーデターによる軍事統治の期間は除き、民選議員が存在してきた。そして現在、憲法の規定に基づいて実施される直接普通選挙によって下院議員が選出され、下院議員による指名選挙を経て首相が人選され、首相は組閣し省庁による統治が行われている。

こうしてみると、筆者の周りのタイ人が語った現代のタイ式民主主義とは、憲法上は主権在民であり、国民によって選出された下院議員によって統治権を行使する諸機関の定めがあるものの、実態としては国王を上位の存在とし、それを支える軍という「中核的支配層」が管理する限られたフィールドの範囲の中での政治であり国民による主権行使と言えるかもしれない。フィールド内の「ゲーム」（政治）では、「中核的支配層」が「審判」を務める世界であると言える。換言すれば、「統治権力の二重構造」とも言える。そして、国王の絶対的存在の中で社会文化、社会の規範が形成され、多くのタイ国民の意識の中に重要な価値軸として形成され、そうした統治構造を一定数の国民は保守主義への支持として受け入れてきた歴史があると言える。

アジア通貨危機が生み出したタックシン政治

1997 年 10 月、筆者は日本政府による途上国への開発協力を実施する機関である国際協力事業団（当時・国際協力機構、JICA）のタイ事務所において、教育分野とガバナンス分野の対タイ援助事業を担当していた。同年 7 月に発生したアジア通貨危機は、タイ社会に大きなダメージを与えていた。日に日に悪化する経済状況の中で、チャワリット・ヨンチャイユット政権への批判が高まり、チャワリット内閣は退陣に追い込まれた。代わって首相に指名されたのが、チュアン・リークパイである。1990 年代前半の登板に加えて、再度の登板であり、第二次チュアン政権発足となった。厳しい経済社会情勢の中、清廉で

実直、実務的な政治家であるチュアンは、タイ国内においては、王室、軍、官僚との関係が良好であり、国際金融界からも信頼されやすかったと言える。事実、その後、国際通貨基金（IMF）を中心とする国際金融機関や諸外国政府、そしてタイ国内の様々な関係者との交渉・調整に取り組んだ。実際、筆者も JICA タイ事務所の担当者として、日本政府・JICA の方針の下、タイ政府、チュアン政権を支えるべく全力で取り組んだが、現地報道で見聞きするチュアン首相の奮闘ぶりには大変共感した。筆者は 2026 年 3 月に東京でチュアンと対談をする機会を得たが、当人は当時を振り返り、「IMF をはじめとする国内外の機関との交渉・調整は大変だった。タイ経済を立て直すために 10 本の法案を成立させた。国内にはそれら法律の制定に反対する者もあり強く批判をされたが、自分の信念で乗り切った。今でも正しいことをやったと信じている」と述懐していた。

ところで、アジア通貨危機の国難とも言える難局を乗り切ったチュアン率いる民主党であるが、2001 年に実施された下院議員総選挙で民主党は敗北を喫した。代わって大勝したのが、タックシン・チンナワット率いるタイ愛国党である。タイ北部チェンマイ県を地盤とする政治家一族出身のタックシンは、アジア通貨危機がタイ社会に与えた経済的打撃と混乱、そしてその克服のためにチュアン政権が取り組んだ IMF などとの交渉に係る更なる短期的打撃（不良債権処理、金融機関の統廃合、構造改革などによる企業の倒産、失業問題など）と、国際機関などからの圧力に対するナショナリズム的不満と強いリーダー登場への期待を追い風に、2001 年の下院議員総選挙では全 500 議席中、248 議席というほぼ半数の議席を獲得し、第 2 党となったチュアン首相が率いる民主党の 128 議席に大きく水をあけた。選挙戦では、既述の背景に加え、党内に政策顧問団を抱えて具体的で魅力的な政権公約（マニフェスト）を作成。政策本位の選挙運動を展開して有権者にアピールした。特に「30 バーツ医療保険制度」「農民の債務支払い猶予」「村落基金の設置」は、国民の生活改善に直接繋がり、自身の支持基盤である北部や東北部に多い農民をはじめとする多くの有権者の支持を集めた（末廣,2009; 永井,2018）。

タックシンがタイ政治に与えたもの

2001 年下院議員総選挙で登場したタックシンによる政権は「タイ政治史上きわめて特異な政権」と言える（永井,2010）。タックシンが率いるタイ愛国党が過半数に近い議席を獲得し、大規模政党として政権を独占的に主導できたことは、政策を円滑に実現する上で大変有効であった。その強権的政治手法はデモクラシー（民主主義）との批判的比較により「タクシノクラシー」と呼称されることもあるが、末廣（2009）はその特徴を、政治運営に企業経営のやり方を導入したこと、国家行政改革と公務員のパフォーマンス評価の導入、都市部の大規模ビジネスと農村部の草の根経済の双方の振興の 3 点とする。具体的には、タックシンは国家運営を会社経営になぞらえ、「首相は国家の CEO（最高経営責任者）」とし、迅速な決定メカニズムを構築して様々な政策を打ち出してそれらを実現していった。高度産業の国家レベルの経済産業政策と、地方農村レベルでの生活改善、市場活

性化政策という2つの軸の政策を同時に推し進める「デュアル・トラック政策（二本立て政策）」を迅速かつ強力に推し進めた。多方面にわたるインフラ開発を含む巨額プロジェクトである「タイ王国現代化計画」にも取り組んだ。同時に省庁再編や公務員制度改革、予算制度改革にも着手し、包括的な「国の改造」を推進する政権であった。公務員制度改革の中では、官僚に対して「ビジョン・ミッション・ゴール」を要求し、スピード重視、結果重視の行政事務の遂行を指示した。当時、バンコクでタイ政府の官僚と仕事をしていた筆者は、協働する省庁の知人たちが、タックシン政権の方針を踏まえて、これまでの業務姿勢を変え、対タイ援助のプロジェクトにつき短期間（3か月間）で目に見える成果を出すように求めて来るようになったことを強く記憶している。

こうした政策本位の政治・選挙と高い政策実現力により、従来の中小規模政党による政治家個人の利益に左右される政党政治に失望してきた国民、特に地方の低所得者層の国民にとって、自らが支持し投票した政治家が、自らの生活改善に繋がる政策を目に見える形で実現してくれるという政治の効果（選挙での投票の意義）を実体験で感じることができるようになった。国民の政治参加意識の变革を促す役割を果たした点は、タイ政治の歴史において極めて大きな影響と言える。ある意味、政党政治における主権在民⁶を真に実現することに貢献したと言えるかもしれない。それはタイ憲政史上初めて所定の4年任期を全うした政権であり、2005年の下院議員選挙において、タックシンが率いるタイ愛国党が500議席中377議席を獲得し、1つの政党がタイ憲政史上初めて単独過半数を獲得したことからも理解できる。

その一方で、単独過半数という選挙を通じた民意による支持を背景にした政治運営は、強権政治、自己中心的な政治へと傾いていく。特に麻薬対策における人権軽視の手法や深南部での治安対策における強引な武力行使、反政権の動きに対するメディアなどへの圧力、そして身内への経済的利益の誘導などである。時として、旧来の保守的な統治枠組み、その価値観への挑戦とも映る政治手法は、反タックシン派の政治運動を引き起こすことになり、これに対峙するタックシン派運動と共に国内世論を二分する動きへと繋がっていった。

かかるタックシンの政治姿勢に対し、プーミポン国王からこれを諫める発言がなされるようになった。筆者の記憶にあるのが、2005年12月の国王の誕生日祝賀の恒例演説である。毎年国王の誕生日である12月5日の前日に、首相を筆頭に政府高官が国王の前に進み出て国王から直接言葉を戴く機会が設定されていた。象徴という位置づけではないタイの国王からは、時として時の政権運営や社会情勢に対する国王自らの評価・関心が全国民に対して明示的または暗示的に伝えられるので注目をされていた。この年の演説は少々異例とも言えるものだった。プーミポン国王は、「王に過ちがあり得ないというなら、それ

⁶ タイにおける実質的な統治は、国王を中心に、軍をはじめとする様々なアクター間の権力バランスの中で営まれており、ここではあくまでも選挙における投票による国民の主権行使に限定する。

は王を人間として扱っていないのと同じで、王を見下しているようなものだ。しかし、王にも過ちはある」(趣旨)という発言をされたのである。不敬罪により国王批判が厳しく制限されているタイにおいて、絶対的な存在である国王自らがこのようにタックシンをはじめ広く国民に発言することにより、当時、政敵の言動をあげつらい、不敬罪を乱用して政治的に排除する動きが横行していた状況を牽制すると共に、自己批判を受け入れ政権運営を自己抑制的に行うようタックシンを諭した発言と理解された。その背景には、タックシンが分かりやすい政策の実現と圧倒的な資金力によって選挙に勝利し、国民の支持を得る一方で、軍や警察の人事にも介入したことが、国王にとって王権を脅かし得る動きに映ったという事情があった(玉田, 2020)。

しかしながらタックシンの政権運営の手法は大きく変わらず、選挙による国民の支持を背景にして強権的政治を継続した。これに対し、国王を中心とした伝統的国家秩序、民主主義の推進を掲げる都市中間層たちは、「黄シャツ派」となって大規模デモによりタックシン政治に異を唱え、ついには 2006 年 9 月の軍事クーデターを経た軍による政治介入、政党政治のリセットを招くことになった。他方で、選挙により選ばれた政党政治を蔑ろにするものと反発した市民が「赤シャツ派」となってタックシンの政治を支持し、両者は大きく対立。タイ社会は二つのグループに分断され、その亀裂が深まっていくことになる。

「2つのクーデター」による政治のリセットの仕組み

すでに述べたように、1932 年の立憲革命以降、政治が行き詰まった時には軍によるクーデターにより政治リセットが行われ、新憲法の制定とそれに基づく総選挙、そして政党政治の開始という、タイにおける政治のサイクルが発生している。これをタイ人政治学者 Chai-Anan は「タイ政治の悪循環」と呼んだが(末廣, 1993)、これを簡素化して箇条書きにすると次のとおりである。

《タイの政治サイクル》

- ①軍事クーデターによる文民政権転覆、軍政開始
- ②軍政による暫定政権運営、新憲法制定
- ③新憲法に基づく総選挙、国会議員選出
- ④選挙で選ばれた国会議員による文民政権の発足、政権運営
- ⑤政治の腐敗など政治的混乱発生、收拾不可能の状態に至る
(①に戻る)

1932 年以来の約 100 年間のうちに行われたクーデターのうち成功したものは 13 件となっている(秦, 2017)。このうち筆者自身の記憶にある、1990 年以降の約 36 年間に発生した 3 件の軍事クーデターを概観すると表 1 のとおりである。近年では、筆者自身も経験した 2014 年 5 月に発生したプラユット(陸軍司令官、のちに首相に就任)が率いる軍によるタックシン派のインラック政権の転覆である。これが、2023 年下院議員総選挙、2026

年下院議員総選挙を含む現在の政治状況に大きな影響を与えている。

ところで何故にこのように軍事クーデターが多いのか、その最も簡単な理由は、軍人が統治権力に関与し得る立場にあり、統治権力がそれを許容する関係にあるからであろう。

表 1：1990 年以降に発生した軍事クーデター

発生年	崩壊した文民政権	背景	結果
1991年	チャートチャイ首相	経済優先政策の中で文民政治家による汚職が蔓延。政権内の軍関係ポストの人事への干渉。	1992年の総選挙後に非民選のスチンダ將軍が首相に就任しようとし、民衆と軍が衝突（暗黒の5月事件）。国王の仲裁により軍が政治から撤退。
2006年	タックシン首相	タックシンによる格安医療や農村支援など政策で地方貧困層から絶大な支持を獲得。一方で、強引な政治手法や親族企業の巨額脱税疑惑が浮上。タックシン政権に反対する既得権益層による大規模な退陣要求デモが激化し政治が機能不全に陥る。	外国訪問中だったタックシンは亡命を余儀なくされ、赤シャツ派（タックシン派）と黄シャツ派（反タックシン派）の深刻な社会分断が固定化。これ以降、選挙を通じて成立した政権の運営に軍または司法が介入を繰り返す。
2014年	インラック首相 （タックシンの妹）	インラック政権による米買い取り政策の失敗と汚職疑惑。インラック政権が亡命中のタックシンの恩赦・帰国を狙った法案を強行しようとし、猛烈的な反政府デモが発生。バンコクが機能不全に陥り、デモ隊と治安部隊の衝突で死傷者が多数出た。	クーデターを主導した軍司令官がそのまま首相に就任し、約5年にわたる軍事統治が行われた。軍の影響力を維持するための新憲法が制定された。

（出典：筆者作成）



2014 年クーデターでバンコク都内中心部の主要道路を封鎖する軍隊（筆者撮影）



2014 年クーデターでバンコク都内の主要道路を封鎖する軍車両（筆者撮影）

ところでタイでは軍によるクーデターのほかに別のクーデターが存在する。それが「司法クーデター」とも呼称されるものである。

1997 年に制定された 1997 年憲法⁷は、タイの憲政史上最も民主的で進歩的な憲法と言われている⁸。1991 年の軍事クーデターとその後の「暗黒の 5 月事件」を背景に、軍の独裁への反省と民選議員による政治腐敗の打破がその背景にあった。この憲法の重要な柱の 1 つが「独立機関」と呼称される機関の設置である。具体的には、選挙管理委員会、国家汚職防止委員会、憲法裁判所、行政裁判所などである⁹。これらの機関が「独立機関」と呼称

⁷ 1932 年の立憲革命以降憲法の制定と廃止が繰り返されており、2017 年憲法が 20 番目の憲法である。

⁸ 軍や官僚を排除して選ばれた憲法起草議会がタイ全土で公聴会を開き、市民の意見を広く吸い上げて作成し、言論・信教・集会の自由のみならず、教育や福祉、先住民族の権利など広範な権利の保障を明記し、国民が政治家から独立して政治家の腐敗をチェックするための独立機関の設置を規定していることなどから、「人民の憲法」とも呼称されている。ただし、2006 年の軍事クーデターで廃止された。

⁹ 1997 年に制定された旧憲法（1997 年憲法）で初めて本格的に導入され、政治家や官僚の汚職を厳しく監視するため、通常の行政機構などから独立した地位を与えられていることから、「独立機関」と呼称する。選挙管理委員会（選挙の不正を監視し、政党の解党を申し立てる権限を有する）、国家汚職防止委員会（政治家や官僚の資産公開や不正を調べる）、憲法裁判所（法律や政党の行為が憲法に違反していないかを審査する）、行政裁判所（政府や官僚の不当な行政権の行使を監視する）などがあるが、2014 年軍事クーデター以降、軍関係者による政権が人選した者がこれら機関のトップを務め、特権階級に都合の悪い政党、政治家を追い落とす動きになっている。

されるのは、旧来の類似機関が、政治家が大臣を務める省庁の下に設置されており¹⁰、政治や政治家を監視する機関が政治家の監督下に置かれており、政治からの独立性が担保されていなかったことへの反省から、政治家から独立した存在としてこのように総称されている。

このうち、とりわけ昨今の政治動向に大きな影響を与えているのが憲法裁判所である。同裁判所の判決により政党の解党や政治家の公民権停止、首相の解職処分が出され、これらが選挙により示された民意による政治の枠組みを翻すようなことがあり、軍による軍事クーデターになぞらえて司法クーデター¹¹と言われている。ただし、これら独立機関の委員または裁判官の人選には、基本的に政治色の濃い上院の承認が必要であり、時として政治的思惑によって人選が行われることがあり、独立機関が下す判断に対しても中立性の観点から留意が必要である。

2000年代半ば以降に憲法裁判所が出した主な政治事案の判決を表2に挙げた。この表から分かるように、憲法裁判所は、政党の解党や首相の失職、政党党首を含む政治家の政治活動資格の停止などを命じる判決を出しており、政治動向に与える影響は強い。特にポピュリズム政策を掲げるタックシン派政党、革新的政策を掲げる人民党に対してダメージを与える判決が多く、また、判決の法的根拠の不明確さや拡大解釈などが問題視されることがあり、憲法裁判所の政治的中立性が問題視される場面も度々発生している。他方で、実質的に直接的または間接的に統治権力を行使し得る国王と、それを支える軍が存在するタイ式民主主義の社会において、憲法自体が旧来の伝統的統治権力である王室や軍の影響を受けて策定されており、憲法裁判所の位置づけそのものの妥当性にも関わると言える。

¹⁰ 選挙管理委員会は内務省、汚職追放委員会は首相府の下にそれぞれ類似の機関が設置されていた。

¹¹ 憲法裁判所の裁判官人選には上院による承認プロセスが存在する。その構成から保守派に有利な判断が下されやすい。時として政治動向を踏まえた判決がなされることがある。

表 2：主な憲法裁判所の判決と政治の動き

首相（暫定を除く）	判決年月	項目	判決の内容	政治に与えた影響
タックシン （～06年9月）	2006年5月	2006年下院議員選挙の無効判決	国民の圧倒的支援を得ていたタックシン政権が政治的混乱の收拾を図るために行った2006年の解散・下院議員選挙が、反タックシン派によるボイコット故にその正当性が問われた。投票箱の配置がプライバシーを侵害している等の理由で選挙無効を宣言。	政治的空白が生まれ、同年9月の軍事クーデターへつながる決定的な要因となった（軍事クーデターによる「政治リセット」を引き起こした）。
スラユット（軍人） （06年10月～08年1月） ※非タックシン派	2006年9月	軍事クーデター（タックシン派を排除）		
	2007年5月	タイ愛国党（タックシン派）の解党命令	2006年の選挙における不正行為を理由に、タックシン率いる与党タイ愛国党の解党命令。加えてタックシンを含む幹部111人の5年間の政治活動が禁止に。	有権者の支持を得ていた第1党のタイ愛国党が司法判断により排除された。近く想定されていた下院議員選挙への影響が懸念された。
	2007年12月	下院議員選挙で人民の力党（タックシン派）が勝利		
サマック （08年1月～08年9月） ソムチャイ （08年9月～08年12月）	2008年9月	サマック首相（タックシン派）の失職判決	人民の力党（タックシン派）のサマック首相が在任中にテレビの料理番組に出演し、出演料を受け取っていたことが「利益相反」に当たり、憲法違反として首相失職。	
アビシット （08年12月～11年8月） ※非タックシン派	2008年12月	人民の力党（タックシン派）の解党命令	政党幹部による買収が選挙違反と最高裁判所で認定され、憲法裁判所により連座制適用で政党も解党命令およびソムチャイ首相（タックシンの義弟、サマック首相後任）ら他の幹部に政治活動を禁止する判決。	反タックシン派が空港などを占拠し政権退陣を迫っていたが、この判決により民主党（反タックシン派）によるアビシット政権の誕生につながった。選挙を経ない形でタックシン派から反タックシン派への政権交代が実現。
インラック （11年8月～14年5月）	2011年7月	下院議員選挙でタイ貢献党（タックシン派）が圧勝（単独過半数）、インラック政権発足		
	2014年2月	下院議員選挙（反タックシン派デモ隊による妨害で一部の選挙区で投票が行われなかった）		
	2014年3月	2014年下院議員選挙の無効判決	反タックシン派デモ隊による妨害で一部の選挙区で投票が行われなかった下院議員選挙は憲法違反であるとして選挙無効を宣言。	政治的空白が同年5月の軍事クーデターを招く直接的な原因となった。
ブラユット（軍人） （14年8月～23年8月） ※非タックシン派	2014年5月	軍事クーデター（タックシン派を排除）		
	2019年3月	下院議員選挙でタイ貢献党（タックシン派）が勝利。親軍派政党は第2党に。革新派の新未来党が第3党に。		
	2020年2月	新未来党（革新派）の解党命令	保守政治に対抗する政策を掲げ若者に支持されていた新未来党が、党首タナートーンから巨額の借入を行っていたことが違法寄付とみなされ、解党命令が出された。	若年層の激しい怒りを買ひ、2020年から2021年にかけての全国的な反政府・王室改革デモに発展した。
	2022年9月	ブラユット首相（親軍派）の任期合憲判決	憲法が定める「首相の任期は通算8年まで」という規定の起算点につき、ブラユットの首相就任始期が2014年クーデター後に暫定首相に就任した2014年か、現行憲法が施行された2017年かが争われ、憲法裁判所は後者と判定した。	親軍政治の8年を超える継続の可能性を開いた。
	2023年5月	下院議員選挙で前進党（旧新未来党）が勝利		
セーター （23年8月～24年8月）	2024年8月	前進党（革新派）の解党命令とピター党首の排除	2023年下院議員選挙で第1党となった前進党が掲げた「不敬罪の改正」が、立憲君主制を転覆させる試みであると認定されて、解党命令およびピター元党首らの10年間の政治活動禁止。	民意で選ばれた最大政党が司法によって解体された。
ベートンタン （24年8月～25年8月）	2024年8月	セーター首相（タックシン派）の失職判決	セーター内閣の人事において過去に贈賄容疑で逮捕・禁錮刑を受けた者を首相府相に任命したことが、首相に求められる「誠実さ」や「倫理基準」を欠いており「重大な倫理違反」と判断され失職した。	タックシン派と保守派の連立政権において、首相が司法によって排除される事態となり、経済政策の停滞と政局の混乱を招いた。
アヌティン （25年9月～） ※非タックシン派	2025年8月	ベートンタン首相（タックシン派）の失職判決	カンボジアのフン・セン氏との通話の発言が「国家の尊厳と誠実さを損なう倫理違反」と認定され、失職した。	保守系のタイ誇り党の党首であるアヌティンが首相に就任し、保守政治を主導する政治体制に移行した。
	2026年2月	下院議員選挙でタイ誇り党（保守系）が大勝		

（出典：筆者作成）

1-2. 2017 年憲法下のタイの国会議員選挙制度

ところで第 2 章で 2026 年総選挙の結果を概観するに先立ち、まずはそのルールである選挙制度を確認しておきたい。特に昨今の下院議員選挙は、2014 年軍事クーデターを経て制定された 2017 年憲法下で実施されて来ており、同憲法と関連法令に依拠する最近の選挙制度を概観する。

軍政の思惑通りに行かなかった 19 年下院選挙の投票制度

2014 年の軍事クーデター、更には 2006 年の軍事クーデターは、タックシン派政党が選

挙において常に優勢を占め、それによる政治的混乱を危惧した軍が「政治のリセット」を企図して起こしたものである。2014年のクーデターから民政移管に向けて準備を進めてきた暫定政権のプラユット首相（元陸軍司令官、2014年軍事クーデター的首謀者のひとり）が、選挙でのタックシン派の勢いを抑えるために導入したのが、小選挙区比例代表併用制（あるいは混合調整制（MMA=Mixed Member Apportionment））である。小選挙区選出350議席、全国比例代表制として順位を付した政党ごとの候補者名簿（政党名簿）に基づく選出150議席の合計500議席を、有権者ひとり1票の投票で選出する¹²。タイの国政選挙制度の大前提として、立候補者は全員いずれかの政党に所属しなければならないが、立候補にあたっては必ず政党から出馬することになるのだが、小選挙区と全国比例代表の重複立候補は認められていない。

この時に採用された投票制度では、有権者は小選挙区制でいずれかの立候補者に投票するが、その投票は同時に、比例代表制において当該立候補者が所属している政党に投票したと見做されることになる仕組みであった。その上で、小選挙区選出議席（350議席）と比例代表選出議席（150議席）の合計500議席の配分にあたり、まずは政党別に投票したと見做された得票数を基に政党別に割り当てられるべき議席数を算出する。次に各小選挙区で1位の得票数を得た候補者を当選者とした上で、比例代表選出の150議席は、政党別議席割り当て数を充足させていく手法であった。これは小選挙区制度における獲得票数2位以下の立候補者が所属する政党への支持を活かす制度でもあった（小選挙区の死票を政党への支持に置き換えて活かす制度）。

この制度では、小選挙区で人気のある政党（選挙区で当選者を多く出すことのできる政党）には、全国比例代表の議席数の配分が少なくなる仕組みである。事実、タックシン派のタイ貢献党は小選挙区で最も多く136議席を獲得したものの、比例代表では議席は全く獲得できなかった（配分されなかった）。このため小選挙区で出馬せず、比例代表選出の政党による候補者リストに名を連ねて立候補していた党幹部はすべて落選した¹³。これはプラユットの思惑通りの結果であった。他方で大きな誤算が生じた。改革派の新未来党（その後、憲法違反を問われて解党処分を受け、前進党、更には人民党と党を継承）が小選挙区では31議席に留まったにも関わらず、比例代表で50議席を獲得し、合計81議席で第3党に躍進したことである。他にも中規模政党、更には小規模政党も政党別得票数の計算から比例代表選出議席を得ることができ、下院において議席を有する政党が乱立することになった。

2014年に軍事クーデターを起こし、その後も長く軍政を敷いて首相の座に留まっていた元陸軍司令官のプラユット首相が同じく軍出身のプラウィット・ウォンスワン副首相と共

¹² 有権者は1つの投票で、小選挙区の立候補者と当該候補者が所属する政党の2つの選択を行う仕組みである。2023年総選挙からは、有権者は小選挙区と政党名簿の合計2つの投票をするように変更された。

¹³ 各政党は下院議員選挙にあたり3名までの首相候補者を選挙管理委員会に届け出ることになっており、下院議員選挙後に議会の多数決にて首相が選出される。

に率いていた親軍派の国民国家の力党は、小選挙区で 97 議席、比例代表で 18 議席、合計 115 議席で第 2 党であった。しかしながら、この時は 2017 年憲法の規定により軍政に指名された上院議員（250 議席）も首相指名の権限を有していたため上下両院議員による合同会議にて、プラユットは民政移管の総選挙を経て選出された首相の座に収まり、軍の影響を保持する政党が政権与党として政治権力を維持することに辛うじて成功した。

早くも改正された選挙制度

2014 年軍事クーデター後の民政移管のために制定された 2017 年憲法であるが、そこに規定された選挙制度に係る条項は、1 回の選挙の結果を踏まえ、早々に改正されることになった。

19 年下院選挙の結果、多くの小規模政党が政権与党入りすることになり、プラユット内閣は政権運営のため、多数の政党間の調整に労力を費やさざるを得なくなった。この経験を踏まえ、遅くとも 4 年後に実施される（下院議員の任期が 4 年間のため）次期下院選挙に向け、小規模政党の乱立を抑えるため、2017 年憲法の下院議員選挙に係る部分の改正を行った。具体的には、下院議員の定数は 500 議席のままとしたうえで、小選挙区選出 400 議席、全国比例代表選出 100 議席とし、有権者は小選挙区（政党に所属するが立候補者個人に投票）と比例代表（政党に投票）のそれぞれに投票する（2 票制）、小選挙区比例代表並立制を導入することになった。これにより小選挙区立候補者への投票と比例代表政党への投票は、投票制度上は連動しなくなった。これにより、小選挙区での立候補者への投票数と、同立候補者が所属する政党の比例代表制における政党への投票数に乖離が生じることが制度上はあり得ることになった¹⁴。

選挙区の区割りについては、総人口を小選挙区の総議席数（400 議席）で除した 1 議席あたりの人口数を基準に行政区画を尊重して選挙区を区割りしていく考え方に変更はなかった。また、立候補者の政党所属要件にも変更は加えられなかった。

よって、23 年下院総選挙と 26 年下院総選挙については、同一選挙制度下での選挙であり比較がしやすいものの、19 年総選挙は直近 2 件の選挙とは制度が大きく異なり、容易に比較できないため、第 2 章にて考察する 26 年総選挙結果については、23 年総選挙との比較に留めることにする。

ユニークな上院議員の選挙制度

ところで本題から逸れるかもしれないが、下院議員選挙の制度を語るついでに、極めてユニークなタイの上院議員選挙制度にも触れておきたい。2017 年憲法に基づき 2019 年に軍政により人選された上院議員は 2024 年に所定の任期（5 年間）を満了し、同年に新たに

¹⁴ 後述するが、26 年下院選挙の結果、同一選挙区内で小選挙区への投票数と比例代表制政党への投票数に大きなギャップが生じている選挙区があり、不正が疑われている事例がある。

上院議員を選出したが、この選挙制度は極めてユニークでありここで紹介する。我々が慣れ親しんでいる直接公選制を想起すると理解できないので、柔軟な理解力が求められる。

議員の定数は 200 議席で、任期は 5 年間。2024 年の選挙で人選される上院議員は首相指名権を有しないが、タイで「独立機関」と呼ばれる憲法裁判所の裁判官や選挙管理委員会の委員、国家汚職防止委員会の委員などの人選の権限を有しており、これらの機関の政治に与える影響力を考えると、上院は巨大な統治権力の一端を担っているとも言える。

2024 年の上院議員選挙制度に話を戻す。まず下院議員選挙のように一般有権者による投票は行われない。20 の職業別に区分された職業グループ（例：「行政・安全保障」「教育」「公衆衛生」「農業」「林業・漁業・畜産業」「科学・技術・通信・イノベーション」「女性グループ」「高齢者・障害者・少数民族」「芸術・文化・音楽・スポーツ」など）ごとに立候補を受け付け、グループごとに立候補者同士での互選を、郡、県、国レベルの 3 段階で実施し、最後の国レベルでの立候補者による互選において 20 グループからそれぞれ 10 名の議員、合計 200 名を選出する。政党の影響を排除するため、下院議員選挙と異なり、政党の議員は立候補資格を有しない。24 年 6 月の 3 段階の選挙に向けて約 5 万人が立候補を届け出た。選挙の結果、定数の 200 名が選出されたが、立候補要件で禁じられている政党所属につき、正確には党员ではないものの、政党の影響を受けた議員が大多数を占め、特にタイ誇り党による巧妙な裏工作、あるいは選挙戦術が大きく影響したと言われている。例えば、候補者のみが参加する選挙会合での互選の投票において、投票すべき仲間を識別し易いように身に付けるものの色を予め定めておくことによって瞬時に、確実に識別することができ、予め内々に指定された候補者に投票するということが組織的に実施されたという告発がなされた。

第2章 2026 年下院議員総選挙結果概観

2026 年 2 月 8 日に実施された下院議員総選挙は、事前の世論調査を含む大方の予想を覆して保守系政党であるタイ誇り党が地滑りの勝利を手にした。と同時に、革新政党の人民党は大勝利した 23 年総選挙の再来とはならず、タックシン派のタイ貢献党は大きく議席を減らすことになった。すでに同選挙結果を踏まえた政権が発足して相当な時間が経過しているものの、ここでその選挙結果を振り返ってみる。

2-1. 2026 年下院議員総選挙に至る経緯

現在の政治情勢の原因をどこまで遡るのか。「タイ式」という前提条件があるものの、長期的には 1932 年立憲革命が憲法制定と主権在民を謳った民主主義の始期であり、中期的には 1997 年憲法による選挙制度の変革を経て、旧来の伝統的統治権力政治に対して民選議員によるチャレンジが始まった 2001 年のタックシン率いるタイ愛国党による大衆政治の開始が 1 つの区切りと言えるのではないだろうか。また、2006 年および 2014 年の軍事クーデターを通じた軍の政治介入、そして 2016 年にはプーミポン国王（ラーマ 9 世）が崩御しワチラローンコーン国王（ラーマ 10 世）の治世へと移り、特に政治の仕組みと軍の関与という観点からは、2014 年の軍事クーデターが短期的な区切りと言える。こうした政治的に大変重要な事案それぞれが政治の現況に影響を与えているが¹⁵、ここでは 2026 年下院議員総選挙へのより直接的影響という観点から 2023 年の下院議員総選挙以降、2025 年末までの主な政治事案を表 3 としてごく簡潔に押さえておく。

¹⁵ プーミポン国王治世からワチラローンコーン国王治世に移行したことが、タイ王国全体の統治権力の構造に一定の変化を与えていると考えるが、本稿の対象ではないのでここでは取り上げない。

表3：2023年～25年の主な政治事案

年	月	政治事案
2023年	5月	保守的統治の改革を求める革新系の前進党が第1党となるも、保守派の壁に阻まれ政権樹立に失敗。代わって第2党のタックシン派タイ貢献党が、これまで仇敵であった保守派（タイ誇り党など）や親軍派政党と組み、連立政権樹立に動いた。
	8月	タイ貢献党が保守派・親軍派政党と手を組み、同党のセーター氏が首相に就任（セーター政権発足）。 タックシンが海外亡命から15年ぶりに帰国。亡命中に確定していた汚職などの罪で禁錮8年の実刑判決に基づき収監される（のちに国王の恩赦で1年に減刑）。その後、体調不良を理由に警察病院に入院（翌年2月に仮釈放）。総選挙で第1党となった革新系政党である前進党による政権樹立を阻む保守派との間での交渉材料か。
2024年	6月	軍政下で任命された旧上院議員の任期満了に伴い、複雑な間接選挙方式により上院議員選挙が行われる。新たに選出された上院議員は首相指名権を持たず。
	8月	憲法裁判所が、前進党が23年下院議員選挙で掲げた王室不敬罪の改正公約を「立憲君主制の転覆計画」と見なし、前進党に解党命令。
		憲法裁判所は、内閣の人事に関する倫理規定違反を理由にセーター首相の解任判決を出す。セーター政権が崩壊。連立を組んでいるタックシン派のタイ貢献党に打撃。 代わって、タイ貢献党からタックシンの次女であるペートンタンが首相に就任（ペートンタン政権発足）。
2025年	5月	タイ東北部の国境未画定地帯で銃撃戦が発生し、カンボジアとの交戦開始。一気に軍事的緊張が高まる。
	6月	事態打開を狙い、ペートンタンがカンボジア上院議長フン・センと電話協議。その際の不適切発言の音声が流出（その後、ペートンタンは職務停止命令を受ける）。
	7月	カンボジア国境地帯で大規模な戦闘が再燃。
	8月	憲法裁判所はペートンタンの発言が首相に求められる最高度の倫理基準に反するとして首相職の失職を決定。
	9月	ペートンタンの失職によりタイ貢献党は後継政権を発足できず、代わって23年選挙では第3党だったタイ誇り党のアヌティンが、憲法改正に向けた国民投票を目指す人民党との間で、首相就任後4か月以内に下院を解散し、その後に総選挙を実施することを約束（憲法改正の是非を問う国民投票も合わせて実施）。アヌティンは、首相指名を受け、親軍政党との間で連立政権を樹立。人民党はアヌティンの首相指名には協力したが政権内には入らず。
		最高裁判所が、タックシンの収監直後の入院期間中の待遇が不適切と判断し、再び禁錮1年の実刑判決を下し、タックシンは再度収監される。来る総選挙におけるタックシンの影響力を削ぎ、タイ貢献党に揺さぶりをかける。
	11月	アヌティン首相に違法オンラインカジノ関係者や特定の利権団体との不透明な関係が浮上。併せて親族が所有する土地の不正転用疑惑について野党から激しく追及される。
	12月	カンボジアとの国境紛争による混乱と、自身の疑惑、そして連立与党内の対立が深刻化。人民党とも憲法改正に向けた交渉が上手く進まないなか、内閣不信任案が提出される直前のタイミングで、アヌティンは政権の正当性を国民に問うとして下院を解散。26年2月の下院議員選挙へ。

(出典：筆者作成)

2-2. 2026 年下院議員選挙の結果概観

ここで 2026 年 2 月 8 日に実施された下院議員選挙につき、その結果¹⁶を概観する。

主要政党の紹介¹⁷

タイの下院議員選挙において、2017 年憲法第 97 条が定めるところにより無所属立候補は認められておらず、必ずどこかの政党¹⁸に所属しなければならない。今次の選挙において、400 議席の小選挙区、100 議席の比例代表（政党名簿）に対し、50 を超える政党が登録を行った。ただし選挙結果を見ると、1 議席でも議席を確保できた政党は 22 に留まり、うち 10 の政党は 1 議席のみ。20 議席以上を獲得できたのは 5 つの政党に限られており、いかに小政党が乱立しているかが分かる。

これら政党のうち、本稿で論じる主要政党の概観を確認しておく。一定の議席数を獲得し、近年タイの政治において大きな影響を与えている「タイ誇り党」「タイ貢献党」「人民党」の主要 3 政党を中心に、今次選挙で躍進した「クラータム党」、タイで最も長く活動をしている「民主党」、2014 年の軍事クーデターから今次選挙までの間で政権運営に一定の影響力を有していた親軍政党の「国民国家の力党」と「タイ団結国家建設党」にも簡単に触れておく。

(1) タイ誇り党（タイ名誉党） Bhumjaithai Party

タイ誇り党は、2008 年に結党された保守系政党である。大物政治家ネーウィン・チットチョープが中心となり、現在の党首であるアヌティンの父親であるチャワラット・チャーンウィラコーンらと共に結成した。ブリラム県を中心に強固な支持基盤を持つ東北部や中部をはじめ、地方での集票力が極めて強い。イデオロギーよりも実利や地方開発を重視する実務型政党としての性格が濃い。

政治的立場は王室を擁護する保守主義に根ざしている。一貫した特徴は、連立政権の樹立においてキャスティングボートを握る「キングメーカー」としての巧みな立ち回りである。2019 年の下院議員選挙後は親軍勢力のプラユット政権に参加し、党首のアヌティンが副首相兼保健相として入閣した。

2023 年の下院議員総選挙では、3 年間の債務支払い猶予や家庭用太陽光パネルの設置支

¹⁶ 本稿では基本的にタイの公共放送である Thai PBS (Thai Public Broadcasting Service) のホームページにて公表されているデータを使用する。

<https://www.thaipbs.or.th/election69/result/en?tab=summary> (2026 年下院議員選挙結果)

<https://election66.thaipbs.or.th/result/en> (2023 年下院議員選挙結果)

¹⁷ 26 年下院議員総選挙の結果詳細は別項目にて後述するため、ここでは記述していない。

¹⁸ 政党結成の要件として、500 人以上のタイ国籍を有する発起人が、ひとり千バーツ以上 5 万バーツ以下の出資金を提供し、合計 100 万バーツ以上の初期資本金を確保して届け出ることが規定されている。

(「Organic Act on Political Parties B.E. 2560 (2017)」『Chapter 1 Political Party Foundation』Section 9)

援など、庶民の負担軽減を訴えるポピュリズム色の強い公約を掲げ、71 議席を獲得して第 3 党に躍進した。当初、第 1 党の前進黨（後の人民党）を排除する形で第 2 党のタイ貢献党と連立を組み、アヌティンが副首相兼内相として入閣するなど、政権内での影響力を一段と強めた。

2025 年 6 月、タイ貢献党のペートンタン首相の、カンボジアのフン・セン上院議長との電話会談における不適切な発言が明るみに出ると、即座に連立政権から脱退。同年 8 月にペートンタン首相が憲法裁判所から失職を命じられると、アヌティンは最大野党・人民党との政治的合意を経て後任の首相に選出され、アヌティン政権が発足（第一次アヌティン政権）。王室や軍関係者など伝統的保守勢力との関係は良好で、現在も第一党として政権を運営しており、タイ政治の中心政党となっている。

(2) タイ貢献党 Pheu Thai Party

タックシン・チンナワット元首相を実質的な指導者とするタイの政党で、1998 年に結成されたタイ愛国党が原点である。その歴史は、軍部や司法を中心とする伝統的保守勢力との激しい抗争の歴史そのものである。

2001 年の下院議員選挙で圧勝し、タックシン政権が誕生した。政策本位の政治を志向し、具体的な政策を公約に掲げて選挙戦を戦い、30 バーツ医療制度や地方の貧困農民を対象とした債務軽減などのポピュリズム政策で圧倒的支持を得たが、2006 年の軍事クーデターにより政権を追われ、同党は選挙活動が憲法違反に問われ解党に追い込まれた。その後、後継の人民の力党が 2007 年の下院議員総選挙で勝利するも、再び選挙活動が憲法違反に問われ、司法判断により解党。2007 年に結成されたタイ貢献党が、2008 年の人民の力党解党後に後継勢力となった。

2011 年にはタックシンの妹、インラックが首相に就任したが、2014 年の軍事クーデターで再び政権を失った。2019 年総選挙では第 1 党となりながらも、親軍政党の政治工作により首相指名選挙で敗れ、野党の座に甘んじた。2023 年の総選挙では第 2 党となったが、第 1 党の前進黨（当時）を排除する形で、かつての宿敵である親軍保守派と連立を組み、政権に復帰した。セーター・タウィーシン首相、ペートンタン・チンナワット首相を輩出した。

現在は実務派のチュラパン・アモーンウィワットが党首を務め、タックシンの甥であるヨッチャナーン・ウォンサワットと共に党運営に携わる。伝統的保守勢力との間で政治的駆け引きを繰り返しているが、政党の要である亡命していたタックシンの帰国と、恩赦による減刑を実現するために保守派と政治的妥協をしたことが支持離れを招き、更には強力な改革を求める人民党の台頭に直面しており、伝統的なタックシン派としての求心力の維持が最大の課題となっている。

(3) 人民党（国民党） People's Party

人民党は革新系政党である。2023 年下院議員選挙で第 1 党となった前進党が、2024 年 8 月に憲法裁判所から、同党が選挙で掲げた公約を理由に憲法違反に問われ、解党を命じられた。その際、前進党の所属議員らが移籍して結成された。

同党の源流は、2018 年に実業家タナートン・チュンルンルアンキットらが結成した新未来党にある。同党は軍事政権の継続に反対し、若者を中心に支持を広げたが、2020 年に憲法裁判所から、党首の党への不正貸付を根拠に解党命令が出された。その後、後継政党として前進党が誕生した。ピター・リムジャラーンラット率いる前進党は、不敬罪の改正や徴兵制の廃止、独占企業の解体といった急進的な公約を掲げ、2023 年の総選挙で国民の広範な支持を得て第 1 党へと躍進した。

しかし保守派が支配する上院の反対などで首相指名選挙において政権樹立を阻まれ（当時は上院議員も首相指名選挙での投票権を有していた）、さらに不敬罪の改正案が国家転覆を試みたものと憲法裁判所に判断され解党に至った。人民党はこの流れを汲み、ナッタポン・ルアンパンヤーウットを党首に据え、新たな政党として再出発した。同党は既得権益層と対立しながらも、ソーシャルメディアを駆使した戦術と、既存政治の変革を求める都市部・若年層の強い支持を維持し続けている。

(4) クラータム党 Kla Tham Party

クラータム党は保守系政党である。2020 年 4 月に結成された「タイ経済党」を前身とし、2024 年に現在の名称へ変更された。同党は、タイ政界の実力者であるタマナット・プロムパオ（元農業・協同組合相）が率いるグループの実質的な受け皿として、急速に存在感を高めた。

2024 年後半から 2025 年にかけて党の活動方針に係る意見の相違から、当時、親軍派政党である国民国家の力党内で内紛が発生し、タマナットに近い下院議員 20 名以上が同党を離脱（のちに除名）し、クラータム党に移籍した。党首にはタマナットの盟友で元労働副大臣（のちにベートンタン政権で農業・協同組合相）のナルモン・ピンヨーシンワットが就任し、タマナット自身は党最高顧問として背後から指揮を執る体制を敷いた¹⁹。

政治的スタンスとしては、王室、宗教、国家への忠誠を基盤とする保守主義を掲げる。一方で、タックシン派のタイ貢献党や保守派のタイ誇り党とも柔軟に連携する実利的な姿勢が特徴である。特にタマナットの強力な資金力と地方（北部や南部）での地縁政治を武器に、他党からの議員引き抜きを加速させ新興勢力へと成長した。

(5) 民主党 Democrat Party

1946 年に結成されたタイで最も古い歴史を持つ保守政党である。自由主義と議会民主

¹⁹ 2026 年 4 月ナルモンが党首を辞任し、党内選挙の結果、タマナットが党首に就任した。

義を掲げ、2001 年以降タックシン派の勢力と対峙する保守本流の役割を担ってきた。

かつてはバンコクの都市中間層や南部を強固な支持基盤とし、チュアンやアピシット・ウェーチャチーフといった首相を輩出した。しかし、2014 年の軍事クーデター以降の政治混乱の中で、保守層の支持が軍直系の親軍政党である国民国家の力党などや新興保守のタイ誇り党へと流出し、党勢の衰退に直面した。2023 年の総選挙では、全 500 議席中 25 議席の獲得に留まるという、結党以来最悪の惨敗を喫した。

長らく反タックシン勢力の急先鋒であったが、2024 年には大きな転換点を迎える。2000 年代後半には、タックシン派運動である「赤シャツ派」に対して「黄シャツ派」として対峙する関係にあった宿敵のタックシン派のペートンタン政権への連立参加を決定。この決断は党内に深い亀裂を生み、チュアンら重鎮グループの反発を招いたものの、政権与党として影響力の回復を図る現実路線へと舵を切った。伝統的なブランド力を維持しつつ、分裂した党内の結束と支持基盤の再構築が喫緊の課題となっている。

(6) 国民国家の力党 Palang Pracharath Party

2014 年のクーデターを主導した軍勢力が、2017 年憲法制定後に 2019 年下院議員総選挙を通じて政権を維持することを狙って結成した政党。2014 年の軍事クーデターの共同首謀者とも言われる陸軍出身のプラウィット元副首相が党首を務めていた。

2024 年に発足したペートンタン政権から排除されたことで、与党としての利権構造が崩壊し、党運営方針を巡って党内分裂が加速し、多くの議員がクラータム党などに移籍し、党勢が衰えている。

(7) タイ団結国家建設党 United Thai Nation Party

2014 年軍事クーデターを主導したプラユットが民政移管後も政権を維持することを意図し、それを支えるために結成された親軍派の保守政党。王室守護と強力な法秩序の維持を掲げていた。23 年下院議員総選挙では、プラユットの人気で一定の議席を確保したものの、プラユットが政界を引退して枢密院に入り、並行してアヌティンが率いるタイ誇り党が保守王道として保守支持層を取り込んでいく中で、政党としての人气が低下し、存在意義が問われる状況に至っている。

以上の 7 つの政党の政治・政策的ポジションを単純化して整理すると表 4 のようになる。2001 年のタックシン率いるタイ愛国党の政権樹立以降、政策本位の政治の中でポピュリズム的志向を軸とする政党や革新的政策を掲げる政党が、親軍や親王室、保守といった勢力との関係で困難に直面しつつも、政治に取り組んでいるのが現実とも言える。その一方で、保守政党もポピュリズム的政策を取り込んだり、旧来の制度改革にも取り組む姿勢を見せることにより、政党間の政策上の争点が薄れる傾向、あるいは争点つぶしの傾向も見られる。

表 4：主要政党の政治・政策的ポジション

政党	政治・政策的ポジション*					
	親軍	親王室	保守	利益誘導	ポピュリズム	革新
タイ誇り党	○	○	○	○	○	
タイ貢献党				○	○	
人民党						○
クラータム党			○	○		
民主党		○	○			
国民国家の力党	○	○	○	○		
タイ団結国家建設党	○	○	○	○		

*実際には個々の政局や政策により異なるが、大胆に区分した。

親軍：政党幹部が軍関係者、政党方針として軍との関係あり。

親王室：王室を中心とした統治を支持。

保守：伝統的エリート政治への親和性あり。

利益誘導：実業家や地方との関係が濃厚。

ポピュリズム：大衆迎合的な政策を特に打ち出す。

革新：従来の統治体制の改革を訴えている。

(出典：筆者作成)

選挙結果～主要政党の獲得議席とその動向

投票結果はごく一部を除き、2026 年 3 月 4 日にタイ選挙管理委員会から発表された。買票や投票用紙のバーコード印刷の問題²⁰、同一選挙区で小選挙区候補者への投票と政党名簿への投票数にギャップがあること²¹、投票結果の集計所での作業が暗い場所で行われたなどの不正の可能性の指摘や告発もなされたが、一部選挙区での再選挙や再集計を経て選挙結果は確定した。その後、国会が召集され、首相指名、そして第二次アヌティン政権が発足したのは周知のとおりである。

今次の選挙においては、400 議席の小選挙区、100 議席の比例代表（政党名簿）に対し、50 を超える政党から、5,000 名を超える立候補があった。単純計算で倍率 10 倍以上であるが、多くの立候補者の中でも一定の投票数を獲得する者がいる一方で、極めて少ない票しか獲得できない候補者もいる。例えば、バンコク第 30 区では 19 名もの立候補があったが、有効投票数約 93,000 票のうち、最下位の候補者の得票数は 140 票、得票率は 0.15%に過ぎない。実質的な選挙は 4 名の候補者（人民党、タイ貢献党、タイ誇り党、民主党）の間で行われたと言って良い。全国各地で類似の傾向が見られる背景には、政党名簿制は全国区であり、選挙区での当選が難しくても選挙区で立候補者を立てることによ

²⁰ 各投票用紙にバーコードが印刷されていたことで、誰がどの候補者や政党に投票したか追跡が可能であり、憲法に定めた投票の秘密に反するとの指摘がなされた。

²¹ 投票所に出向くと有権者は、小選挙区での立候補者への投票と、政党名簿に記載された政党への投票の 2 票の投票権を行使するはずであり、両者の投票数の差は不正の疑いを示すものとの指摘がなされた。

り、政党名簿投票において自政党への投票を呼び掛ける役割を果たすこともあると思われる²²。

ここで主要政党の 2026 年総選挙結果を、23 年総選挙の結果とも対比しながら見てみよう。19 年総選挙の結果も参考情報として記載しているが、すでに述べたとおり選挙制度が 23 年総選挙、26 年総選挙と異なるため同じ条件での比較は難しい。ただし、政党としての獲得議席数は、その時々の党勢、そして政界における立ち位置を示すものであり、比較対照のために参考情報として使用する。

なお、詳しくは第 3 章で述べるが、タイにおいて政治家は選挙の度に政党替えを頻繁に行うので、選挙ごとの政党別獲得議席数の比較のみにより党勢の変化を論じることには慎重であるべきと考える。

表 5：主要政党の獲得議席数、得票数

政党	26年選挙結果					23年選挙結果					【参考】 19年獲得議席数
	選挙区議席	政党名簿議席	合計	選挙区得票数	政党名簿得票数	選挙区議席	政党名簿議席	合計	選挙区得票数	政党名簿得票数	
タイ誇り党	172	19	191	10,730,867	6,468,076	68	3	71	5,117,297	1,138,202	51
(23年との増減)	104	16	120	5,613,570	5,329,874						
人民党*1	88	32	120	8,845,024	11,043,315	112	39	151	9,739,144	14,438,851	81
(23年との増減)	-24	-7	-31	-894,120	-3,395,536						
タイ貢献党	58	16	74	6,259,925	5,575,459	112	29	141	9,428,774	10,962,522	136
(23年との増減)	-54	-13	-67	-3,168,849	-5,387,063						
クラタム党*2	56	2	58	4,103,413	648,664			N/A			N/A
(23年との増減)	56	2	58	4,103,413	648,664						
民主党	10	11	21	2,185,555	3,941,858	22	3	25	2,304,202	925,349	52
(23年との増減)	-12	8	-4	-118,647	3,016,509						
国民国家の力党	4	1	5	309,654	428,848	39	1	40	441,420	602,645	115
(23年との増減)	-35	0	-35	-131,766	-173,797						
タイ団結国家建設党*3	0	2	2	322,377	766,081	23	13	36	3,624,170	4,766,408	N/A
(23年との増減)	-23	-11	-34	-3,301,793	-4,000,327						
その他	12	17	29	2,020,793	6,158,227	24	12	36	(不明)	(不明)	65
合計	400	100	500	34,777,608	35,030,528	400	100	500	(不明)	(不明)	500

*1：新未来党（19年）、前進党（23年）の数字を抽出

*2：24年結党（政党再編）

*3：21年結党

（出典：筆者作成）

ここに挙げた主要政党の結果を簡単にまとめてみる。

【タイ誇り党】第 1 位：191 議席（選挙区：172 議席、政党名簿：19 議席）

タイ誇り党が、単独過半数には届かないものの、獲得議席数で第 1 党になった。23 年総選挙の結果に比べて、議席数を約 2.7 倍に伸ばし大勝利と言える。特に小選挙区での議席数を伸ばし、地元選挙区での個々の立候補者への支持を固めることに成功したと言える。政党別支持となる政党名簿への投票も 5 百万票を超え、23 年総選挙の 5 倍を超えた。

【人民党】第 2 位：120 議席（選挙区：88 議席、政党名簿：32 議席）

大躍進して第 1 党になった 23 年総選挙に比べて、選挙区、政党名簿共に得票数が下が

²² 選挙に参加した 60 政党のうち 1 議席以上獲得できた政党の数は 22 であり、このうち政党名簿制（比例代表制）で 1 議席獲得したのは 13 政党、2 または 3 議席獲得したのは 3 政党となっている（この中には選挙区でわずかな議席を獲得した政党もある）。

り、結果、議席数も減らして第2党となった。小選挙区での24議席減は痛手であるが、政党名簿でも3百万票超の減となった。ただし、政党名簿で得た全国合計の得票率は他党を大きく引き離しており、政党名簿で有権者が選択した意味を考えると、1名しか当選者が出ない小選挙区という制度下では必ずしも多くの議席を獲得できなかったものの、政党が掲げる政策や理念が国民に支持されたと考えられる。

【タイ貢献党】第3位：74議席（選挙区：58議席、政党名簿：16議席）

人民党以上に大きく後退したのがタイ貢献党である。23年総選挙においては、第1党だった人民党（当時は前進党）に迫る勢いであったが、今次選挙では23年総選挙結果に比べて議席数を半減するような大敗であった。第3党に甘んじ、第2党の人民党からも大きく水をあけられている。2001年にタックシン率いるタイ愛国党が大勝利して以来、2019年総選挙まで5回連続で第1党になるなど、選挙戦では常に有利に戦ってきたタックシン派であるが、この結果は歴史的な大敗と言えるかもしれない。

【クラータム党】第4位：58議席（選挙区：56議席、政党名簿：2議席）

実質的に初めての総選挙であったが、予想以上の議席獲得になった。特に選挙区での議席獲得に成功し、地元の有力候補者の取り込みや地元選挙区での有権者への働きかけが成功したと言える。

【民主党】第5位：21議席（選挙区：10議席、政党名簿：11議席）

前回の25議席から21議席へと小幅に減少した。19年総選挙から23年総選挙で半減した党勢を回復するには至らなかった。

【国民国家の力党】同率第7位：5議席（選挙区：4議席、政党名簿：1議席）

19年総選挙に比して、すでに23年総選挙で党勢を大幅に落としていたが、その傾向は変わらず、議席数が少ないなかであって、さらに議席数を40議席から5議席へと大幅に減らした。党の存在が危ぶまれる状況に陥っている。

【タイ団結国家建設党】第11位：2議席（選挙区：0議席、政党名簿：2議席）

国民国家の力党と同様に、23年総選挙に比べて党勢を大幅に減らし、党の存在が危ぶまれる状況に陥っている。

主要3政党の選挙公約の比較

ここで主要3政党（タイ誇り党、タイ貢献党、人民党）に絞って、それらの選挙公約（マニフェスト）を概観しておく。選挙公約は、多くの有権者からの支持を得るため、またそもそも政権による政策は多岐にわたるため、マニフェストには極めて多くの政策案が

示される。ここでは、ロイターのウェブ記事（Orathai Sriring & Martin Petty, 2026, February 2）に列記されている各党の公約を筆者が簡約したものを表6としてまとめた。

長引く経済不況の影響もあり、特にタイ誇り党やタイ貢献党は有権者の関心を引きやすく国民の生活重視のポピュリズム政策に比重を置いているのが1つの特徴である。人民党も同様の政策を掲げたが、それに加え、徴兵制の廃止を含む軍改革や、社会・経済構造の改革につながる政策も打ち出した。

表6：主要3政党の選挙公約の例

政党名	主な選挙公約（略記）
タイ誇り党	食品と消費財に対する支払いの半額を政府が負担する制度の復活・拡充（コンラクルン・プラス）。弱者支援策や経済支援策を含む「10プラス・プラン」を通じて経済成長率を3%以上に引き上げる。 不正商品の密輸、不法労働、「グレービジネス」の蔓延を防ぐため、国境の壁を建設する。 月給制のボランティア兵士ポストを導入し、「一村一ボランティア看護師」計画で10万人の雇用を創出する。 戦闘機や潜水艦など主要装備品の購入代金は、タイの農産物で物々交換とする。 2,950万世帯の自己負担保険を支援する国家災害基金の設立。 電動バイク購入のための格安ローンの創設。 国の調達、低利融資、信用保証、新たな市場アクセスを通じて中小企業を支援する。 グリーン・エコミーへの取り組み、地域太陽電池の推進、家庭用電気料金の上限定額。
タイ貢献党	確定申告者、60歳以上の高齢者等を対象に、毎日9名に100万バーツの賞金を贈るキャンペーンの実施。 年収が36,000バーツ以下の人への収入の上乗せ。 コメ、キャッサバ、ゴム、トウモロコシの市場価格の目標を設定し、初年度に少なくとも30%の利益を保証する。 1世帯あたり250kgまでの肥料と150kgまでの種子のクーポン券の配布。 農民に対する50万バーツまでの融資について、3年間、元本と利息の支払いを停止する。 3,300万ライ（約1,305万エーカー）の土地文書を完全な土地権利証に変換する（土地所有の保証）。 スタートアップ企業1社につき50万バーツの初期資金の給付と5年間の免税措置。 30バーツ国民皆保険制度の対象にメンタルヘルス・サービスを追加する。 中小企業を支援するための国家信用保証機関の設立。 2,000万人の高技能労働者の育成を目指すプログラムの実施。 適格な初回購入者向けに、低金利で頭金なしの廉価住宅を提供する。 都市鉄道の利用料金を一律20バーツとし、バイクを使用する配達員には2年間バイク税を免除する。 特定基準以下の不良債務者の救済、非公式債務返済のための国営銀行からの小口融資。
人民党	徴兵制を廃止し、契約による4～8年間の完全志願制軍隊とする。将軍の数を削減、下級兵士の福利厚生改善。 中小企業向け新規融資の政府保証と全国信用データベースのアップグレード。 不正ビジネス対処のため会社登録審査の強化、外国資本への名義貸しや不透明な資金の取締り・罰則の強化。 物流コストを削減し、南部経済を強化するため、南部の港湾リンクシステムを開発する。 都市鉄道、バス、フェリーの運賃に上限を設けた単一交通乗車券の導入。 生活費と経済状況に基づいて毎年調整される全国単一賃金方式の導入。 1,200万人に1,000バーツの支出負担支援。 新たな技能訓練に補助金を支給し、労働市場のニーズに合ったコースを提供する。 消費税を2028年までに8%、2030年までに10%に引き上げ、低所得世帯には補償給付を行う。 昇進や異動の際に多額の賄賂が動く警察において、ポストの売買を防止するための警察改革を実施する。 労働時間を週5日かつ週40時間に制限し、それ以上は残業代を支払う法令を制定する。 月3日以内の生理休暇、15日以内の介護・看護休暇を定めた法令を制定する。 価格が下落する前に余剰農産物を買取り、それを吸収するための年間100億バーツの基金を設立する。

（出典：ロイターの記事より筆者が作成）

2-3. 選挙結果を導いた要因は何か～主要3政党それぞれの立場から

選挙は予め決められた議席数を奪い合う戦いであるので、ある政党のポジティブな動きが相対的に他の政党に対してマイナスの影響を与え得るものである。今次選挙の結果に至った原因については、すでに何人ものタイ政治研究者が分析をしているところであるが、本節では筆者が選挙の前後にタイ国内で当事者や有識者に対して実施したヒアリングにて得た意見・コメントを踏まえて、様々な公開情報を収集し、今次の選挙結果に影響を与えたと思われる事案を整理しつつ筆者の見解を述べる。

タイ誇り党の大躍進

選挙において政権与党が有利であることは周知の事実であり、今次の選挙においても政権与党のタイ誇り党が、アヌティン首相の下、従前からの政権与党主導の国民の支持を得やすい政策の実施のほか、選挙への準備、下院解散のタイミング、そして選挙期間中の言動など、機を捉えた立ち回りで極めて周到に準備し、活動を展開したことが、獲得議席数の大幅な増加につながったと考える。

タイ政治研究者の中には、今次選挙の結果はタイ国民のイデオロギー的な保守化によるものではなく、アヌティン率いる保守系のタイ誇り党が、各選挙区の集票体制の取り込みで成功したことによるものだと主張する者もいる (Napon & Prajak, 2026)。また、タイ誇り党は時のブームに乗って勝ったというよりは、地方での集票体制の取り込みにおいて、タイ政治社会に旧来から存在する地方政治家一族を中心にした選挙活動ネットワークの活用で成功したからであるとの分析がなされている (Viengrat & Napon, 2026)。

筆者としては、そうした戦略と共に、タイ社会の保守性や王室支持を支える社会の精神的基盤への訴求が奏効した点もあろうと考える。タイ社会には、国王を中心とした王室という存在により、その権威の下でタイの国家秩序が維持され、日々の社会経済活動が保障される政治を望む国民が一定数存在し、そうした政治の仕組みを今回の選挙において選択した有権者がいたと考える。旧来の保守体制維持を掲げたアヌティン率いるタイ誇り党が、数年の政治活動と現下の国内外の環境を上手く活用して、選挙という一発勝負の場面においてそうした構造を創り出すことに成功したと言える。

(1) 地方選挙を活用した地方政治家一族との関係構築

従来から指摘されていることであるが、タイの政治家には、実利を重視する行動傾向があり、自らの政治理念や掲げる政策の違いもさることながら、そこから得られる権益との関係で、党内ポストや閣僚ポスト争いから所属政党を替えることが頻繁に見られる。また、中小規模政党の離合集散も頻繁に見られる。総選挙で単独過半数を獲得する政党は一部の例外を除いて存在せず、組閣には複数の政党、時には多くの小規模政党との連立が必要となる。

この傾向の背景には、政治家自身の地位確保、つまり選挙における当落を左右する地盤

(選挙区)での事情が大きく影響することがある。特に地方の選挙区においては、その傾向が強いとも言える。詳しくは第3章にて論じるが、地域住民と繋がり、地元のビジネスや社会活動に取り組みながら政治の世界にも踏み込んでいる政治家一族出身の政治家、とりわけ地方選出の国会議員にとって、地元関係者(住民、企業など)への利益誘導は最も重要なポイントになっている。地方は依然として様々な開発ニーズを抱えており、そのニーズを満たすためには開発事業計画の承認を受け、予算配分を受けて、その地域で当該事業を実施するための段取りをつけることが求められる。「あの人(政治家)は道路を整備してくれた」「あの人(政治家)のおかげで地域の保健サービスが良くなった」といった具合に、政治家の活動により具体的な公共サービスの向上が期待される。こうした政治家(政治家一族)にとって、利益誘導は、その是非とは別に地域社会と政治の関係の基本的構造の1つであり、政治を通じて地域開発、ひいては国土開発を推進する側面もあると言える。このため、下院議員総選挙に臨むにあたり、どの政党が選挙に勝利し政権を担うのかを見極め、その政党と組むことがポイントとなる。この点が、政治家にとって最も重要な価値基準の一つになっている。

ところでタイでは1990年代前半までの政治動向を踏まえ、民主化推進の動きが加速され、1997年憲法が制定された。この憲法に基づき、地方の統治における自治体制の整備が進められ、地方自治体による地域開発計画の策定や予算編成における地域関係者の参画が高められた。具体的には自治体国際化協会シンガポール事務所(2019b)にて紹介されているが、地方自治体予算の財源において国からの補助金の占める割合が大きい。例えば、2018年度の例では、地方自治体歳入合計720,822百万バーツに対して、政府からの補助金が263,922百万バーツとなっており、実に約37%を占めている。

補助金には2つの区分があり、一般補助金と特別補助金に分けられる。一般補助金は居住する人口など対象となる人数を踏まえ、教育や保健、高齢者福祉など、政府の施策に基づく住民への基本的行政サービスを実施するため、内務省自治振興局を通して配分され、地方自治体から支出される。これに対して、特別補助金は道路の整備・補修や水道整備などインフラ整備が主たる対象になっており、各地方自治体が提出した事業計画を首相府にある地方分権化委員会が審査・決定する仕組みになっており、補助対象事業と予算の決定における中央政府の権限が大きい仕組みになっている。

こうした地方での開発計画・予算計画の立案と、政府承認後の事業実施において大きな影響を持っているのが、地方選出の議員である。タイにおける地方自治体については第3章で詳述するが、とりわけバンコク都を除く全国76県を管轄領域とする県自治体の首長²³は、県内に複数所在する小規模な地方自治体間に跨る道路や廃棄物処理施設など、県内で基礎自治体の所掌範囲を超える大規模インフラの整備や、県内基礎自治体間の開発計画の調整などの権限を有している。この県自治体の首長は、地方における開発事業において大

²³ バンコク都は「特別自治体」に区分され、他の76県とは行政・地方自治の仕組みが異なる。

変大きな権限を有していると言え、地域住民関係者からの同ポストに就いている政治家に対する期待は高い。

県自治体首長の住民による直接選挙は 2004 年に初めて実施されて以来、軍事クーデターによる中断期間を除き、4 年の任期ごとに選挙が実施されている。そのポストが有する権限の魅力から、従来、地方選出国會議員であった者が県自治体首長に鞍替えするケースも出ている状況にある（永井,2008）。とりわけ地方の政治家一族にとって、地元住民関係者のニーズを吸い上げて実現するためには、県自治体首長が有する権限は重要であり、一族から同ポストに人材を送り出す動きが高まった。そして首長にとって、開発計画の政府承認を取り付けるためには、中央官庁と共に政権与党との関係は極めて重要である。

従来、タックシン派政党が 2000 年代半ばから採ってきた手法として、国政選挙での優勢な立場、つまり政権与党を担っている中で、重要閣僚ポストを自党の政治家が押さえることにより、その影響力の行使と共に地方の政治家一族を掌握してきた。とりわけ地方の開発ニーズが多く、住民の連帯性の高いコミュニティ文化が残る東北部や北部においてタックシン派政党は強い支持を得ていた。これが、2014 年の軍事クーデター以降、タックシン派の政治力が司法クーデターとも相まって徐々に削がれていくなか、代わってこの仕組みを利用したのがアヌティン率いるタイ誇り党である。タイ誇り党は、14 年軍事クーデター後最初に実施された 19 年総選挙の結果、第 5 党ではあったものの連立政権に入り、アヌティンは副首相兼保健大臣に就任。地方の保健医療サービスの提供に大きく関与した。保健大臣としてのアヌティンは、大麻の合法化による農家の所得向上や、30 バーツ医療保険の指定医療機関の制限撤廃に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症への対応では、村落保健ボランティアの月額手当を増額するとともに活動の強化を図り、地方コミュニティに対して経済的および医療的観点から大きな利益を与えた。

23 年総選挙後の連立内閣においても、アヌティンをはじめとするタイ誇り党の政治家が地方の行政や自治を掌握する内務大臣、インフラ整備を所掌する運輸大臣など、副大臣ポストを含めて地方の開発ニーズに応える閣僚ポストを確保し、地方政治家との関係を深めた。特に 25 年 2 月に実施された県自治体選挙（47 県）²⁴においては、有権者が期待する地元の開発ニーズを公約に掲げる首長候補に対し、その政策（候補者の公約）を実現する能力を有する担当省庁の閣僚ポストを確保している政権与党のタイ誇り党が接触し、その結果、地方で集票力を有する政治家一族との間で同盟関係を構築することに成功した

（Viengrat & Suphanut, 2025）。2025 年 2 月に実施された 47 県の県自治体首長選挙では、どこの政党にも所属せず、政党支援を受けない政治家一族出身候補者が 20 名当選し

²⁴ タイにはバンコク都を除き 76 県の県自治体が存在するが、25 年 2 月に県自治体首長選挙が実施されなかった残り 29 県の首長選挙は、現職首長が選挙戦略上、任期満了前の 2024 年中に辞任したため、前倒しで実施された。

たほか²⁵、タイ誇り党系列の候補者が12名、タイ貢献党系列の候補者が11名、人民党系列の候補者が1名、それぞれ当選した。この結果は、地方政治では国政政党に依存しなくても当選できる基盤が存在すること、また、タイ誇り党がタイ貢献党に代わって地方政治に浸透しつつあることを示している。こうした動きが、2026年下院総選挙でのタイ誇り党の躍進への伏線になったと言えよう。

なお、亡命から帰国したタックシンもタイ貢献党候補者への応援に入り、自身の知名度と共に、政権をリードする与党第1党の立場を活用して国レベルの政策を訴えたが、「多くの県で予想外だった」との発言を残しており、目標に届かなかったことを認めている (Chambers & Watcharapol, 2025)。

(2) 内務高級官僚の活用～その一端としての追加人事異動

それではアヌティンはどのような手法で地方の政治家一族を自陣営に引き入れたのか。様々な手段があったと思われるが、その1つが内務官僚の人事と人脈の利用である。

タイでは、住民による首長直接選挙が行われるバンコク都を除く76県には、県知事として内務省事務次官室から同省の高級官僚が派遣される。そして、これら官僚の人事を実質的に握っているのが内務大臣である。アヌティンは23年総選挙後にタイ貢献党が主導する連立内閣において内務大臣のポストを獲得し、24年発足のペートンタン内閣でも維持した。アヌティン以外にもタイ誇り党議員が内務省ポストを押さえた。

Viengrat (Prachatai, 2026) によると地方行政を管理する内務官僚の人事を握り（内務官僚ネットワークを押さえる）、地方で強い行政権力を有する官僚の人事異動を左右することにより、地方における自政党候補の選挙活動の支援を強化すると共に、対立候補陣営の選挙活動を妨害することが可能になる。実際2019年総選挙において、国民国家の力党はこの作戦により最多得票を得ることができた。26年総選挙において、タイ誇り党はこの方法を活用した。

特に、アヌティンは25年9月の首相指名選挙において議会内最多議席数を有する人民党から支援を受ける条件として、4か月以内の下院解散と、その後の総選挙の実施を約束した。限られた時間の中で選挙戦を有利に進めるため、彼は改めて内務大臣を兼務し、内務官僚の人事権を直接掌握したのである。タイでは新会計年度の始まりは10月であり、各省庁においては毎年10月1日付で大幅な官僚の人事異動が行われる。この発令日に向けて、内務省をはじめ各省庁はあらかじめ人事異動計画を策定してその準備を進めている。アヌティンが首相指名を受けたのが2025年9月5日で、政権を発足させたのが9月24日。10月1日付の人事異動計画はすでに確定しているタイミングであった。しかし、内務大臣アヌティンは、10月1日付の人事異動に加えて、10月14日に県知事を含む内務省の高級官僚45名を対象とする追加人事異動（旧公務員格付制度のC10に相当する局長

²⁵ 国政選挙と異なり、地方選挙では立候補者の政党所属は出馬条件となっていない。

級人事で、内閣の承認と国王の任命を要する）を断行した。表7はこの追加人事異動の内容である。アヌティン首相兼内務大臣が就任した直後で、しかも時季外れのタイミングで45名もの局長や県知事クラスの官僚がその対象となったのである。官僚にとって人事は最大の関心事である。アヌティンは、「タイ貢献党主導の前政権時代に『冷遇されていた官僚』の処遇を、実力と公平性に基づいた人事にした」との説明を行ったが、本省幹部の副事務次官への昇進のほか、第3章で詳述するが、地方行政と地方自治に係る最重要ポストである地方行政局や地方自治振興局の局長のほか、コーンケン県やチェンライ県、ウボンラーチャターニ県、プーケット県、ソンクラー県など、政治的・経済的にも重要な県、大規模県の県知事という重要ポストへの異動（昇進を含む）を断行したことには、何らかの意図があったと考えられる。

更には、そこに官僚の出身大学による学閥ネットワークの活用も含まれている。特に高級官僚にはタイの名門であるチュラロンコン大学やタマサート大学の卒業生が比較的多く、とりわけ行政官（事務官）になるのは政治学部の卒業生である。筆者はタイの官僚との業務経験が豊富であるが、彼らは大変優秀であり、学歴や語学力のみならず合理的思考と柔軟な思考でタイの国家運営を支えている。彼らは堅固な学閥ネットワークを有し、大学・学部の先輩・後輩・同期同士の繋がりは強い。タイの国内統治を支える内務官僚は、チュラロンコン大学政治学部卒業生の「シン・ダム（黒獅子の意味）」、タマサート大学政治学部卒業生の「シン・デー（赤獅子の意味）」に加え、ラムカムヘン大学政治学部卒業生の「シン・トーン（黄金の獅子の意味）」と、卒業生人脈の中で相互に支え合っている²⁶。アヌティンはこのネットワークも今次の選挙戦に活用した。

ところでこの異例の追加人事異動の成果はどうだったのだろうか。県知事の異動は全76県中30県で実施されたが、この30県内にある小選挙区の選挙結果を見てみる。30県内に合計171小選挙区が存在するが、県単位で見た場合、今次選挙でアヌティンのタイ誇り党が獲得した議席数が、前回の23年総選挙を1議席でも上回った県は20県に上り、残り10県は同数となっており、議席数を減らした県はない。これら30県で23年総選挙よりも36議席増やすことになった。もちろん選挙結果は、他に挙げる要因を含めて、選挙区ごとの事情に起因することが大きいのは当然ではあるものの、下院の解散・総選挙を念頭に、アヌティンが内務大臣を兼務し絶妙なタイミングで内務官僚の人事を断行したことの影響はあったと言えそうだ。

なお、25年6月のペートンタン首相のカンボジア紛争にかかる失言によりアヌティン以下タイ誇り党所属閣僚は全員辞任し、同党は政権枠組みから離脱した。その際、アヌティンは内務大臣の職を辞することになり、代わってタイ貢献党のプームタム・ウェーチャヤ

²⁶ 内務省官僚の人事異動は、大学・学部ネットワークのほかに、年功序列とキャリアパス、所属部署、同期や専門分野のネットワーク、省内高官との人間関係、地方行政の経験、政治的恩顧主義と大臣との関係なども影響するので大学・学部ネットワークを過度に強調することには慎重であるべきとのコメントも寄せられている（Viengrat, 2026）。

チャイが内務大臣を務めたが、同年9月のアヌティン政権発足と共にアヌティンが内務大臣を兼務し、先述の10月半ばの追加の人事異動を断行した。もしかすると、アヌティンはペートンタン首相失言事件が発生する以前から、この人事異動計画を思案していたとも考えられる。

表7：内務省高級官僚 25年10月14日付閣議決定人事異動一覧

No.	氏名（タイ語）	氏名（日本語）	異動前職位	異動後職位	26年総選挙		23年総選挙	
					選挙区数	結果	選挙区数	結果
1	ชัยวัฒน์ ชื่นโกสุม	チャイワット・チュエンコスム	ナコンラチャシマ県知事	内務省副次官				
2	โชติพันธ์ เกิดสม	チョティンリン・ケルドサム	ソクラー県知事	内務省副次官				
3	ภาสกร บุญอุทัยรักษ์	バートサコーン・ブンヤラック	ラヨーン県知事	内務省副次官				
4	ชรินทร์ ทองสุข	チャリン・トーンスック	コンケン県知事	内務省検査官				
5	ชำนาญ ชื่นตา	チャムナーン・チュンター	ウボンラーチャターニー県知事	内務省検査官				
6	ทศพล เกื้ออุดม	トサボン・ブアンウドム	チェンマイ県知事	内務省検査官				
7	ศักระ กปิลกาญจน์	サックラ・カピンラカーン	サトゥーン県知事	内務省検査官				
8	สมภาพ สมิตะสิริ	ソムポップ・サミタシリ	ノンカイ県知事	内務省検査官				
9	สุพจน์ ภูดีเกียรติขจร	スバロット・ブーディキアットカチョーン	ラノーン県知事	内務省検査官				
10	อธีสรณ์ อินทร์ตรา	アティサン・イントラー	カンチャナブリー県知事	内務省検査官				
11	นฤชา โฆษาศิวิไลซ์	ナルチャー・コーサシウィライ	内務省検査官	地方行政局（DOPA）局長				
12	สยาม ศิริมงคล	サヤーム・シリモンコン	サムットブラークーン県知事	コミュニティ開発局（CDD）局長				
13	พรพจน์ เพ็ญพาส	ボンポット・ペンバート	内務省副次官	土地局長				
14	ธีรพัฒน์ คัชมาตย์	ティーラバット・カチャマート	ウタイターニー県知事	防災減災局（DDPM）局長				
15	ธีรพล ศุภวิบูลย์ผล	ティーラット・スバウィブーンボン	スラトターニー県知事	地方自治振興局（DLA）局長				
16	ฉัตรกร ศิลาเหมากุล	アングーン・シラテーワークン	内務省検査官	クラブー県知事	3	3	3	3
17	ชูศักดิ์ รุธิ่ง	チュサック・ルーイン	サコンナコーン県知事	カラシン県知事	6	1	6	1
18	ชวรงค์เกียรติ ภิรมย์	カチョンキアット・ラックバーニッチマニー	土地局長	コンケン県知事（重要県）	11	3	11	2
19	ชูชีพ พงษ์ไชย	ショーチップ・ボンチャイ	内務副次官	チェンライ県知事（重要県）	7	1	7	0
20	รัฐพล นาคีศรี	ラッタボン・ナラーディソーン	チェンライ県知事	チェンマイ県知事（重要県）	10	0	10	0
21	พิริยะ จันทิลอก	ピリヤ・チャンタディロック	スバンプリー県知事	トラート県知事	1	1	1	0
22	อดิศักดิ์ น้อยสุวรรณ	アディサック・ノイスワン	内務省検査官	ナコーンパノム県知事	4	2	4	2
23	อนุพงษ์ สุขสมนิตย์	アヌボン・スクソมนิต	シーサケート県知事	ナコーンラーチャーシーマー県知事（重要県）	16	3	16	1
24	บุศดีพร เสขีง	チュディボン・セチャン	メーホンソーン県知事	ナコーンサワン県知事	6	5	6	2
25	เชษฐา โมสิกรัตน์	チェッタ・モシカラット	防災減災局（DDPM）局長	ノンタブリー県知事（重要県）	8	0	8	0
26	ประพันธ์ ศีลอน	ウィーラバン・ディーオン	内務省検査官	ブラチーンブリー県知事	3	3	3	2
27	ชาวันนทร์ วงศ์สถิตจิราภรณ์	チャワニン・ウォンサティットチラカーン	内務省検査官	ブранаコーンシーアユタヤ県知事（重要県）	5	5	5	3
28	เกียรติศักดิ์ ตรงศิริ	キアティサック・トロンシリ	ノンタブリー県知事	ピッサヌローク県知事	5	3	5	0
29	ภพชนก ขลาณุเคราะห์	ボプチャノック・カラヌクロ	地方自治振興局（DLA）局長	ベッチャブリー県知事	3	3	3	1
30	นิรัตน์ พงษ์สิทธิถาวร	ニラット・ボンシテイターウォン	地方行政局（DOPA）局長	ブーケット県知事（重要県）	3	0	3	0
31	ธีรวัฒน์ แวมบัณเฑียร	ウィブーン・ウェーバンディット	ランバン県知事	メーホンソーン県知事	2	1	2	0
32	โคธภพ วงศ์โคธรัตน์	トライポップ・ウォンタライラット	ベッチャブリー県知事	ラヨーン県知事（重要県）	5	1	5	0
33	วิวัฒน์ อินทร์ไทยวงศ์	ウィワット・インタイウォン	ランブーン県知事	ランバン県知事	4	0	4	0
34	อนุรัตน์ ธรรมประจักษ์	アヌラット・タンマブラチャムジット	アムナートチャルーン県知事	シーサケート県知事	9	7	9	2
35	ระเ็ดดา เทสโลงฐิติสกุล	ラニダー・ルアンティティサクン	内務省検査官	サコンナコーン県知事	7	1	7	0
36	รัฐศาสตร์ ชิดชู	ラッタサート・チツチュー	クラブー県知事	ソクラー県知事（重要県）	9	4	9	1
37	ศุภมิตร ชินศรี	スバミット・チンサシー	ナコーンサワン県知事	サムットブラークーン県知事（重要県）	8	1	8	0
38	ณัฐพงษ์ สงวนจิตร	ナッタボン・サングワンジット	トラート県知事	スバンプリー県知事	5	3	5	0
39	จุมพล วรรณเจ็ดศิริ	チュムポット・ワンナチャシリ	内務副次官	スラトターニー県知事	7	3	7	1
40	ศรีบุญศักดิ์ ศรีเครือเนตร	サランサック・シークアネート	ブーケット県知事	ノンカイ県知事	3	1	3	0
41	สุรศักดิ์ อักษรกุล	スラサック・アクソンクン	コミュニティ開発局（CDD）局長	ノンブアラムブー県知事	3	0	3	0
42	นที มนตรีวิวัฒน์	ナティー・モントリワット	チャイナート県知事	アントン県知事	2	2	2	2
43	สันติ รังษิธิ	サンティ・ランシルト	チャチュンサオ県知事	ウッタラディット県知事	3	1	3	0
44	สมบัติ ไตรศักดิ์	ソムバット・トラーイサック	シンブリー県知事	ウタイターニー県知事	2	2	2	2
45	ณรงค์ เทพเสนา	ナロン・テップセナー	内務省検査官	ウボンラーチャターニー県知事（重要県）	11	4	11	3
30県の知事の交替					171	64	171	28
					増加議席		36	

（出典：ไทยโพสต์ (Thai Post). (2025, October 14) をベースに筆者が追加情報を収集して作成）

(3) カンボジアとの国境紛争とナショナリズムの利用

2025年5月末、タイとカンボジアの間で国境紛争が始まった。タイの東部と東北部の南側はカンボジアと国境を接している。古今東西、隣国同士はその歴史の中で戦火を交え、領土紛争の経験を有しているので、時の政権同士で合法的に合意が成立していても、人為的に画定された国境線と、その地域に居住する住民・民族との関係には、デリケートな問

題が存在していることが多い。そこにナショナリズムを持ち込むと、さらにその問題はエスカレートする。

タイとカンボジアにおいても、陸地と海域において領土問題が存在する。今回、最初に衝突が発生したのはウボンラーチャターニ県のチョン・ボック地域であるが、この紛争の背景には、同じく両国が領有権を争ってきた、タイ東北部南部（シーサケート県）に位置するクメール寺院遺跡（プレアビヒア寺院）の国境未画定問題が深く関係している。今から 1,000 年ほど前は、現在のタイ領土の一部はアンコール王朝（現在のカンボジア）の支配下にあり、クメール様式の寺院がいくつも建設され、それらが今もタイ領土内に点在している。その中でも国境至近のプレアビヒア寺院および周辺の土地は、その帰属を巡りタイとカンボジアで争ってきた。元々は約 100 年前に、仏領インドシナという植民地経営をしていたフランスと独立国であったタイ（チュラロンコン王治世）の国境画定協議に起因しているものであるが、国際司法裁判所が同寺院はカンボジアに帰属するという判決を出した後も、周辺の土地の帰属問題と共に、時折、偶発的に小規模な軍事衝突が発生している²⁷。

過去、頻繁に国境紛争が発生しているが、今回の衝突で死者が出たことから緊張が一気に高まった。早期の解決を急ぐタックシンの次女であるタイ貢献党のペートンタン首相は、タックシン一族の人脈を使い、父タックシンと長年親しい関係を有していたカンボジアのフン・セン上院議長²⁸（前首相でフン・マネット首相の父親）と電話会談を行ったが、その際の不適切発言がカンボジア側から漏洩された。紛争中の相手であるカンボジアに対し、自国軍幹部を批判し先方におもねるような発言が、タイ憲法が定める閣僚に求められる高度な倫理基準に抵触する（重大な倫理違反）と判断され、首相を失職するに至った。

23 年 8 月発足のタイ貢献党を軸に置いた連立政権に参加していたタイ誇り党のアヌティンは、保守主義を政党理念とする自党とは対立的ポジションにあるタイ貢献党に対して従来から揺さぶりをかけていたが、ペートンタン発言が明るみに出るや否や、更なる揺さぶりと自党への国民支持強化の好機と見抜き、自身を含むタイ誇り党出身閣僚たちの辞任と

²⁷ タイとカンボジアの国境、特にプレアビヒア寺院の領有権をめぐる国際司法裁判所の判決。1904 年のフランスとタイとの条約に基づいて引かれた国境線が実際の地形と異なっていたことから発生しているが、1962 年判決でカンボジアが勝訴。条約内容と実態が異なる状態を、タイが長年異議なく受け入れていたことが判決理由である。ただしその後もタイの占拠状態が続き（筆者も 1990 年代末期にタイ側から同寺院を訪問した）、周辺地域の土地の帰属も含めて紛争が続くため、カンボジアが 1962 年判決の解釈請求を国際司法裁判所に行い、改めて同寺院と所在する土地がカンボジアに帰属する司法判断が出された。

²⁸ タックシンが首相を務めていた 2000 年代前半は、カンボジアはフン・センが首相を務め、首相同士の人脈から両国間の関係が強化された。2014 年の軍事クーデター後に失政の科で有罪判決を受ける見込みとなったタックシンの妹インラック元首相は、陸路でカンボジアに密かに出国した上で第三国に亡命した。

共に連立政権枠組みから離脱し、タイ貢献党主体政権の弱体化を図った。

両国の紛争は国境閉鎖や大使の召還などのほか、軍事的にもドローンやロケット砲、更には戦闘機による爆撃にまでエスカレートし、国境付近では民間人にも被害が出て、多くの国内避難民を生じさせるに至った。こうした状況下、ペートンタン首相の失職後、6月まで連立を組んでいたタイ貢献党を追い落とし、タイ貢献党を外して人民党との政治取引で首相の座に就いたアヌティンは、国連の安保理やASEAN諸国、とりわけASEAN議長国のマレーシアやアメリカなど国際社会と調整をしつつも、保守主義を政治理念とする立場から国内ナショナリズムの高揚を政治利用するという手法を取った。23年総選挙を踏まえた主要3政党（人民党、タイ貢献党、自身のタイ誇り党）の中で、保守主義を掲げるのはタイ誇り党のみであり、この機会を国民からの支持取り付けに最大限利用した。カンボジアに対し様々な機会で強硬な発言をしたが、25年9月の首相就任時の「平和的に解決するが、タイは領土を1平方センチメートルたりとも失ってはならない」という言葉は、過去の国際司法裁判所の複数の判決によりタイの主張が認められなかったことに対するタイ国民の不満を、自身および自党への支持を高めるために吸収する役割を果たした。また、タックシンが首相時代にカンボジア（フン・セン首相（当時））との間で締結した、タイ湾の国境地域における経済権益主張の重複整理と海底資源の共同開発に向けた覚書²⁹についても、タックシンが私欲のために国益を棄損してでも締結したものと批判し、その破棄を明言した。これはナショナリズムを利用し、自党への支持強化と共に、政敵であるタックシン派タイ貢献党を貶める効果があった。この言葉は26年下院議員総選挙の運動期間中にもアヌティンから発せられ、その後、現実に26年5月に閣議にて破棄を承認するに至った。

表8のとおり選挙における獲得議席数を見ると、26年総選挙において77都県400選挙区のうち、カンボジアと国境を接する7県45選挙区において、タイ誇り党候補者は33名当選している。23年総選挙時は、各県選挙区数は同一の45選挙区であるなか、タイ誇り党は20議席獲得しており、単純計算では13議席増加したことになる。カンボジアと国境を接する県の1つであるブリラム県は、もともとタイ誇り党の牙城であるという選挙区事情や個々の候補者の選挙区内での地盤の強さなど、この3年間で政党や所属議員の変化を含めて要因は複数存在するが、カンボジアとの紛争がこの選挙結果に与えた影響は考慮し得ると考える。特にプレアビヒア寺院に隣接するシーサケット県は、軍事衝突の直接的影響を受けている住民が多く、今次選挙結果に対する同紛争の与えた影響は大変大きいと言えよう。

²⁹ タイとカンボジア両国政府が2001年に締結したタイ湾の石油・天然ガス資源の共同開発に関する覚書（MOU2001）。タイ湾におけるそれぞれが主張する領海・大陸棚・排他的経済水域の重複海域での石油・天然ガス資源の共同開発と境界画定を交渉していくための合意文書。

表 8：カンボジア国境県におけるタイ誇り党の獲得議席数比較

県名	選挙区数	26年選挙	23年選挙	増減
チャントブリー県	3	3	0	3
トラート県	1	1	0	1
サケーオ県	3	0	0	0
ブリーラム県	10	10	10	0
スリン県	8	8	5	3
シーサケート県	9	7	2	5
ウボンラーチャターニー県	11	4	3	1
合計	45	33	20	13

(出典：Thai PBS (Thai Public Broadcasting Service) の選挙結果のHPより筆者が作成)

(4) 親軍政党の急速な衰退と保守、王室支持層の取り込み

2014 年軍事クーデターによりタックシン派のタイ貢献党政権を打倒した陸軍司令官のプラユットは、その後、5 年間にわたり軍政を敷き、民政移管にあたっても軍に有利な政治を継続するべく 2017 年憲法においてその仕組みを作った。

2017 年憲法に基づき、民政移管のための下院総選挙が 19 年に実施されたが、選挙に臨むにあたり、軍主導の政治を政党という形で継承するために国民国家の力党が結成され、プラユットは同党の首相候補として、本人の軍所属時代の上司であり軍政期間に副首相兼国防大臣に任命していたプラウィットが党の最高実力者（のちに党首）となった。19 年総選挙では全議席数 500 の中でタイ貢献党が第 1 党となり、国民国家の力党が第 2 党となったものの、首相指名選挙においては、軍政時代に任命した上院議員 250 名も投票に加わるため、国民国家の力党が提示した首相候補であるプラユットが支持され、民政移管後もプラユットが首相を、プラウィットが副首相を継続することになった。

しかしながら、その後、23 年下院議員総選挙に至る 4 年間で、両名間の政権内での利権や主導権争いが発生し、プラユット首相とプラウィット副首相の関係に深刻な亀裂が生じることになった。23 年総選挙にあたっては、プラウィットは自らが首相に就任するべく国民国家の力党から首相候補として名乗りを上げた。他方でプラユットも、総選挙後も首相の座を維持するべく、国民国家の力党を離党して新たにタイ団結国家建設党を立ち上げ、首相候補として名乗りを上げた。親軍派政党が 2 つに分裂して臨んだ 23 年総選挙であったが、民政移管後も政治の表舞台に居座り続けようとする両名への批判も重なり、革新派の前進党（現在の人民党）の大勝利（151 議席）の前に、親軍 2 党は惨敗するに至った（プラウィットの国民国家の力党：40 議席、プラユットのタイ団結国家建設党：36 議席）。両党は、その後、仇敵であるタックシン派のタイ貢献党主導の大連立政権に加わったものの、軍出身の政治家であるプラユットおよびプラウィットはリーダーとしての地位

を失うと共に、親軍政党は没落するに至った。代わって保守主義の政治思想を持つ国民の支持を集めたのが、アヌティンが党首を務めるタイ誇り党であった。タイ誇り党は、カンボジアとの紛争を上手く利用し、伝統的な保守層（王室・軍を支持する層）の支持を吸収することに成功したのである。

すでに述べたとおり、タイは国王を社会の中心とするタイ式民主主義を基本とする統治方式を一定数の国民が受容している社会である。そうした社会において、ワチラローンコーン国王をはじめとする王族の言動が国民に与える影響は大きく、王族の行動に関する情報は国王直轄下の独立機関である王室事務局より発信され、メディアを通じて日々そうした情報が国民に伝えられている。

王室事務局は、投票日前日の2月7日の夕刻、アヌティンがドゥシット宮殿にてワチラローンコーン国王に拝謁したことを写真付きで配信した³⁰。拝謁の目的は、国王に関する記念硬貨の発行・販売結果の報告などであるが、まさに投票日の前日に謁見が設定され、それをすぐさま公開・発信したことが有権者に与えた影響は大きいであろう。アヌティンが国王を中心とする現行体制への忠誠を示し、国王もアヌティンを信任しているように見える画像・映像が全国に発信されたことは、有権者の投票行動に影響した可能性がある。

また、保守支持層、王室支持層との相関性を想起するのが、有権者の年齢である。すでに早くから指摘されているとおり（大泉、2007）、タイの人口構成は日本社会が経験したスピードよりも速く高齢化社会（65歳以上の人口が総人口の7%以上）から高齢社会（同14%以上）に移行することになっており、しかも生産年齢人口（15歳～64歳）の増加を活用した経済発展のための産業構造転換が必ずしも十分に達成しきれないうちに生産年齢人口の縮小が始まる。つまり、経済的に十分豊かにならずして高齢社会に突入することになる。国連経済社会局が公開する2024年のデータベースを見ると、今次選挙と1～2年程度のずれが生じているが、表9のとおり高齢社会を示す全体人口比が14%を超えている。すでに高齢社会を迎えていると言って良いだろう。直下の区分の60歳～64歳人口の割合が多く、しかも50歳～54歳をピークに若年層の区分別の人口数が減少傾向にあることから、今後さらに社会の高齢化が経年と共に進んで行くことは間違いない。

³⁰ 王室事務局はホームページで国王をはじめ王族の活動を逐次発信している。アヌティンのワチラローンコーン国王拝謁の情報は、「国王陛下および王妃陛下は、ドゥシット宮殿のアムポーサターン王座の間にお姿を現され、様々な団体に対して謁見を賜りました。（筆者訳）」とのタイトルの中で紹介された。
<https://www.royaloffice.th/07/02/2026/%e0%b9%80%e0%b8%9d%e0%b9%89%e0%b8%b2%e0%b8%97%e0%b8%b9%e0%b8%a5%e0%b8%a5%e0%b8%b0%e0%b8%ad%e0%b8%ad%e0%b8%87%e0%b8%98%e0%b8%b8%e0%b8%a5%e0%b8%b5%e0%b8%9e%e0%b8%a3%e0%b8%b0%e0%b8%9a%e0%b8%b2-79/>（閲覧日：2026.5.15）

表9：タイの5歳ごとの年齢別人口数と比率

人口数単位：千人

0-4	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39
3,102	3,635	4,082	4,351	4,672	5,142	5,104	5,063
4.33%	5.07%	5.69%	6.07%	6.52%	7.17%	7.12%	7.06%
40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79
5,366	5,307	5,471	5,214	4,638	3,726	2,761	1,805
7.48%	7.40%	7.63%	7.27%	6.47%	5.20%	3.85%	2.52%
80-84	85-89	90-94	95-99	100+		合計	65-100+
1,170	700	297	81	13		71,702	10,553
1.63%	0.98%	0.41%	0.11%	0.02%		100.00%	14.72%

(出典：国連データ（参考文献参照）から筆者が作成）

この階層別年齢分布をみると、グローバルビジネスの世界でシルバーエコノミー社会に区分される50歳以上の割合は全人口の約36%。タイの選挙権は投票日時点で18歳以上の国民に付与される。この表では明確に18歳以上と17歳以下の年齢層の人数が区分けされていないが、17歳以下と推定される若年層を除くと、全有権者におけるシルバーエコノミー世代の有権者層の占める割合は40%を超えることが推測され、この世代の投票行動が選挙結果に与える影響は軽視できない。シルバーエコノミーの担い手である中高年層は、生活収入に直結する政策への支持、そしてこれまで生きてきた社会の急激な変革を好まず、旧来のタイ社会の統治を担ってきた王室の権威に裏付けられた保守的政治を、積極的ではないにしても、選択する傾向があることは想像できる。こうした政治・政策に対する嗜好はタイ誇り党の政治理念や政策とも合致している。選挙における投票によって政治が決定される社会において、人口構成の観点からボリュームゾーンである中高年層の投票行動が政治の選択を左右する「シルバー・デモクラシー」という現象が、タイでも起きていると考えられる。ただし、選挙の運営制度や統治の仕組みへの民意の反映度合いを考慮すると、「デモクラシー」は「タイ式」の範囲に依るとも言える。

(5) 実務に長けたテクノクラートの重要閣僚ポストへの配置と家計支援策の迅速な実施

25年9月に発足した第一次アヌティン政権において、アヌティンは実務に長けたテクノクラートを重要閣僚ポストに据えた。例えば、カンボジアとの領土紛争処理など、カンボジアのみならず米国やASEAN諸国との高度な外交調整が求められる局面にある中、外務官僚で事務次官まで経験した外交交渉の経験豊富なシハサック・プアングットゲーオを外

務大臣に任命した。また、家計債務残高が多く経済も低迷している中で難しい舵取りが迫られる財政・金融政策の遂行と国民の生活安定のための実効性ある政策の打ち出しを期待し、国税庁長官ほか経済関係機関で要職を務めた経験のあるエクニティ・ニティタンブラパスを財務大臣、グローバル企業での経営の経験を有するスパジー・スタンパンを商務大臣に任命した。

こうした国民の関心が高い重要課題に対して政治色の薄い実務派閣僚が主導権を握る体制は、国民に一定の安心感と期待感を与えたといえる。この組閣の背景には、政権発足から4か月以内の下院解散と、その後の総選挙の実施が「政権公約」として掲げられていた経緯³¹がある。つまり、短期間で目に見える実績を出しつつ、クリーンで有能な政権イメージを植え付けるといふ、極めて選挙を意識した戦略的人事であったと考えられる。

実際の政権公約の1つが、家計支援策の「コンラクルン・プラス」制度の迅速な実施であった。これは、コロナ禍で打撃を受けている中小零細企業の支援を目的に、2020年10月にプラユット政権が始めた制度で、専用アプリを通じた食品等の購入に対し、上限額の範囲内で買い物代金の半額を政府が負担するというもの。「コンラクルン」とは「半分ずつ」を意味する。アヌティンは首相に就任した直後の25年10月に開始。1日の補助上限を200バーツ（約1,000円、1バーツ5円で換算）に引き上げ（旧制度は150バーツ）、1人あたり最大2,000～2,400バーツ（約10,000～12,000円）を補助。さらに2026年1月からは第2弾の実施計画も打ち出しており、選挙を意識したバラマキ政策とも言えよう。

筆者は、この程度の補助で有権者が政権（政党）支持に傾くのか疑問であったが、現地の複数の有識者によれば、この政策は国民に大変好評だったようで、特に年金が月額600～700バーツ（約3,000～3,500円）である高齢者や学生に歓迎されたようである。

(6) 絶妙なタイミングでの下院の解散

憲法裁判所の判決によるペートンタンの首相失職を受けて首相指名選挙が行われたが、首相指名の投票権を有する下院において過半数の議席を有しないタイ誇り党のアヌティンに対し、人民党は首相就任後4か月以内の下院解散と、その後の総選挙の実施を条件に、アヌティンの首相指名に協力した。現行の2017年憲法の改正を最優先政策に掲げる人民党との約束であった。2014年の軍事クーデターで政権を握ったプラユット率いる軍が主導し、軍とその影響下にある政党による政権運営が有利になることを念頭に置いた2017年憲法は、公正な選挙の実施や選挙によって選ばれた政治家による政治を阻害する構造にあ

³¹ ペートンタン首相が憲法裁判所の判決により失職した後、タイ誇り党のアヌティン党首は、第1党ではない中堅政党のリーダーながら首相指名選挙において指名を受けるに至った。その背景には人民党との政治的合意があった。アヌティンは、人民党が強く求めていた「憲法改正に向けた国民投票」を、次期下院選挙と同時に実施することに同意。その条件として「4か月以内の下院解散」を政権公約として受諾したのである。そして、近い将来の総選挙実施を意識した組閣を行った。

った。

2025 年 9 月 5 日に首相に選出されたアヌティンは、人民党との約束により 4 か月以内に下院を解散し、2017 年憲法の規定により国王による下院解散の勅令発効日から 45 日以上 60 日以内に総選挙を実施しなければならないことになった。9 月 5 日から 4 か月以内となると 26 年 1 月初めまでの間のいずれかのタイミングで下院を解散する必要があった。

下院の解散は首相の専権事項であったが、1 月上旬までの期間のいずれかに解散をしなければならないという状況の下で、アヌティンは、前回選挙から 4 年以内に実施される次回下院議員選挙に向けて、周到に準備を進めてきた。その上で、4 か月以内にその最適な時機を見計らう必要があった。ナショナリズムを利用できるカンボジアとの国境紛争の再燃のタイミング、憲法改正の進め方を巡る人民党との対立や内閣不信任動議の提出の揺さぶり、更には自身の違法カジノ関係者との親密性が疑われる写真の流出など、自身に不利な状況が拡大する前、そして現政権に対する評価が高いタイミングで、当初見込まれていた約束期限ギリギリに追い込まれるのではなく、約 1 か月前倒しでの解散に踏み切った。首相の専権を上手く利用した下院の解散であったと言える。

タイ貢献党の大敗

2001 年にタックシンが率いたタイ愛国党が総選挙で歴史的な勝利を収めて以降、この四半世紀のタイの政治は、常に王室や軍、官僚といった従来の伝統的統治権力と、選挙という民意を背景にそれと対峙するタックシン派との争いの歴史でもあった。タックシン派は、19 年総選挙まで何度も総選挙で第 1 党の座を得ながらも、軍事クーデターによる政権転覆とタックシン元首相やその妹インラック元首相の亡命、不敬罪等の罪による起訴、亡命から帰国したタックシンの収監、憲法裁判所による解党処分、党幹部の政治活動禁止、党出身首相の失職など、旧来の保守勢力によって政治権力の安定維持を阻害されてきた。

タックシン派にとって潮目が大きく変わったのは 23 年下院議員総選挙であろうか。選挙の結果、反保守主義を掲げた改革派の前進党（現在の人民党）が第 1 党となった。この時、前進党による組閣を実現させないために動いた伝統的統治権力を背景とした保守派との妥協、連立政権樹立がこれまで保守勢力と対峙してきた政治理念、政治的ポジションに対する政党支持者や地方の有権者の信頼を大きく損ねることになった。保守勢力との政治的妥協の下に連立政権が発足したものの、その後も伝統的統治権力を背景にした保守勢力からの攻撃、揺さぶりは繰り返され、今次の 26 年総選挙において前回選挙時から議席数を半減させ、第 3 党に後退することになった。ここではタックシン派タイ貢献党を巡る最近の動きから今次選挙結果を振り返りたい。

(1) ペートンタンのカンボジア紛争の電話会談での失言

2025 年 5 月 28 日に発生したカンボジアとの軍事衝突の処理を、タックシン派のタイ貢献党選出のペートンタン首相は誤った。父親のタックシン時代に築いたカンボジアのフ

ン・セン前首相との人脈を過信していたようだ。ペートンタンとしては、軍を含む国内保守派からの揺さぶりを受ける中、軍事衝突に発展してしまった両国関係をチンナワット家とフン家の非公式人脈を使い、上手く収束を図ろうとしたのだろうが、極秘の個人的な電話会談の内容が流出するとは考えもしなかった。軍事衝突勃発の約3週間後に行われた電話会談の中で、これまでの家族づきあいからフン・センを「おじさん」と呼び、自国軍の幹部を「あちら側の人」と表現し、「おじさんが望むものにはなんでも応じる」とまで発言した。当人は後日、交渉戦術であったと弁明しているが、軍事衝突している国の首相が相手国の政権中枢に対しておもねるような発言をしたことは事実であり、政権運営の観点からも国民感情からも決して許容されるものではない。

ペートンタン発言流出の直後にアヌティン率いるタイ誇り党は、同党の閣僚すべてが辞任し政権から離脱した。また、タイ誇り党との関係が指摘されている議員が多数を占める上院の議員からペートンタン発言が不適切であるとのことで、首相解職請求が憲法裁判所に提出され、7月1日にはペートンタンは職務停止処分を受けた。その後、同月下旬にかけて両国の軍事衝突が激化して死傷者が出るに至り、ペートンタン発言は更に全国的に批判的となった。結局、8月末に憲法裁判所は、ペートンタン発言は憲法に定められた「閣僚に求められる高い倫理」に反するとの理由で、首相解任の判断を下した。このペートンタン発言は、タイの国際的名誉を傷つけ、タイ貢献党への国民の信用を失墜させた。

なお、23年総選挙時に提出されたタイ貢献党の3名の首相候補者の中に、国会議員経験を有しないペートンタンを記載した時点で当人の政治家としての未熟さは懸念されており、国政で致命的な失敗を犯すのではないかと意見が聞かれていたが、これが現実のものとなった。タイ貢献党の運営を裏で仕切る父親のタックシンとしては、一族を党、政府の重職に就かせ、自身はそれを裏で仕切る意図があったものの、23年8月に首相に就いたセーターが予想外に1年後の24年8月に閣僚任命を巡り憲法裁判所によって首相失職判決が出されたため、政権維持を狙い、やむを得ず想定外のペートンタンの早期首相就任に至ったが、懸念されていたとおりの結果となった。

(2) 保守勢力との妥協に対する有権者の失望

2001年の下院総選挙でほぼ過半数の議席を確保して一躍第1党に躍り出たタックシン率いるタイ愛国党は、その後、司法の介入により政党を替えながらもタイ政治において、王室や軍、官僚機構が支配する保守派勢力に対する対立軸として政治を担ってきた。それは2006年と2014年の軍事クーデターによるタックシン派政権の転覆とタックシン自身や妹インラック元首相が訴追されて亡命を余儀なくされ、赤シャツ派（タックシン支持派）と黄シャツ派（保守派）に分かれた市民運動での赤シャツ派に対する当局の弾圧、5度にわたるタックシン派首相の憲法裁判所判決による解職または失職³²、そして露骨なタックシ

³² ペートンタン（2025年8月解職、カンボジアとの電話会談における重大な倫理違反）、セーター

ン派の議席数抑制を狙った 2017 年憲法に基づく選挙制度下での 19 年総選挙や、第 1 党のタイ貢献党からの首相選出阻止の仕組みなど、タックシン派にとって、保守派は長年の仇敵とも言える存在であった。

しかし、このタックシン派對保守派の構図を劇的に変えたのが 23 年下院議員総選挙後の組閣である。同総選挙において、不敬罪改正や軍改革を主張する急進改革派の前進黨（後の人民党）が大勝利を収め（全 500 議席中、前進黨 151 議席（急進改革派）、タイ貢献党 141 議席（タックシン派）、タイ誇り党 71 議席（保守派）、国民国家の力党 40 議席（親軍派）、タイ団結国家建設党 36 議席（親軍派）など）、王室や軍をはじめ保守派は合法的な統治体制の変革への強い危機感を抱き、前進黨による組閣を全力で阻止することに動いた。獲得議席数から第 1 党の前進黨単独での政権樹立は不可能であったため、前進黨は他党との連立交渉に入るが、保守派はタイ貢献党に揺さぶりをかけた。それが、タイ貢献党にとって亡命中でありながら、今なお党の最高指導者の立場にあるタックシンの帰国に道を開く恩赦であった。2006 年軍事クーデターで祖国を追われて以来、約 15 年にわたり亡命生活を余儀なくされているタックシンにとっても、国内で党運営するタックシンの家族を含む党幹部にとっても、タックシンの帰国は悲願であった。結局、タイ貢献党は保守派からの働きかけに応じ、第 1 党となった前進黨との連立交渉から離脱し、前進黨の組閣失敗を受けて主導権を握る形で保守派のタイ誇り党ほか、親軍派の国民国家の力党およびタイ団結国家建設党と連立政権を発足させた。そして、首相指名選挙当日のまさにその日（2023 年 8 月 22 日）にタックシンは約 15 年ぶりの帰国を果たすことになった。

悲願であった党の最高指導者タックシンの帰国を実現させ、連立政権の主導権を握ったタイ貢献党であったが、長年の仇敵であった保守勢力、そして親軍政党と組んだことは国民に対する裏切りでもあった。特に従前から自党を長年攻撃してきた軍を後ろ盾とする親軍政党と政権を組むことはないと言明していたにも関わらず、前言を翻したことの代償は大きかった。伝統的保守勢力が支配するタイ社会の体制変革を望む国民にとって、タイ貢献党のこの豹変は、急進改革派の人民党が台頭する中でタイ貢献党の支持離れを加速させることになったであろう。

なお、党の政治信条に矛盾してまでも保守勢力、親軍勢力と手を組んだタイ貢献党であるが、その後、政権運営の中でタックシンの動き（病気を理由に仮釈放中の身でありながら政治活動を行う姿勢）と相俟って保守勢力から批判、攻撃を受け、同党出身の 2 人の首相が失職するなど、その存在感を低下させていくことになった。

(3) タックシンの個人的影響力の低下

タイ貢献党が軍を含む旧来の保守勢力と大妥協をしてまでも優先させたタックシンの帰

（2024 年 8 月解職、閣僚人事における倫理規定違反）、インラック（2014 年 5 月罷免、高級官僚人事を巡る職権乱用）、ソムチャイ（2008 年 12 月失職、党の選挙違反に伴う解党処分 of 連座）、サマック・スندگانラウエート（2008 年 9 月失職、料理番組への出演料受領の利益相反）

国であったが、その特権的扱いがさらに国民の反感を招くことになった。亡命中に汚職等の罪で禁錮 8 年の刑が確定していたが、帰国後は体調不良を訴え、帰国後に刑務所に収監されたが、直後に警察病院へ移送され、特別待遇にて滞在。翌月には恩赦により刑期が 8 年から 1 年に短縮され、2024 年 2 月に高齢と病気を理由に仮釈放された。まさにタイ社会に見られる特権階級の扱いを体現するものであった。これは社会の改革を訴えて活動する人民党とそれを支持する若年層により喚起された、旧来の既得権益層への反感を掻き立てるものとなった。

その後、仮釈放の立場で自由な活動を始めたタックシンは、タイ貢献党の最高指導者として、党の地方選挙における選挙活動への指導・参画のほか、セーター政権の閣僚人事への干渉をはじめ、政権を主導する与党タイ貢献党が掲げる重要政策案を様々な公の場で語るなど、政治権力を主導する動きが現れるようになった。とりわけ、セーター首相が憲法裁判所の判決により首相失職となった後、タイ貢献党主導の政権枠組みを維持するため、娘のペートンタンを首相に据えて政権を後ろから操ることになったことは、国民に不信感を抱かせることとなった。ペートンタンは、2023 年総選挙時にタイ貢献党が提出した首相候補者リスト（最大 3 名）に記載されていたが、非国会議員で政治家経験の浅い 37 歳の自身の娘を首相に就任させ、自らは院政を敷くという構図になった。ペートンタン首相がタックシンの操り人形であることは誰の目にも明らかであった。

こうしたタックシンの再び一族で国政を支配しようという動きに対し、23 年総選挙の後に同じく大妥協をした保守派が猛反発。ペートンタンやタックシンに対して攻撃をしかけることになる。特にタックシンに対して、亡命からの帰国直後の病院での刑執行の扱いが違法であったとの訴えがなされ、最高裁判所がこの訴えを認め、タックシンは 25 年 9 月バンコク都内の刑務所に 1 年間の刑期で収監されることになった（26 年 5 月に仮釈放）。結局、タックシンは 26 年 2 月の総選挙期間中は刑務所で過ごすことになり、選挙運動におけるタックシンの影響力は封じ込められた。

こうした一連の動きの中でタックシンが依然として政治に対して影響力を有している反面、保守派によるタックシンの政治活動、とりわけ総選挙での選挙活動の制限が成功すると共に、タイ貢献党自体が旧態依然としたタックシン個人のワンマン経営に依存していること、政党の政治信条を曲げさせてまで自身の利益を優先させ、結局、権力に屈しているタックシンの姿に対し、革新政党人民党の活躍と相俟って、タックシン個人に対する支持は低下していると考えられる。

こうした状況は、2025 年 2 月に 47 県で実施された県自治体首長選挙にも表れた（バンコク都を除く残り 29 県では前年に実施済み）。タックシン自身も、特にタックシン派の地盤である東北部に応援に入った。しかしながら、結果は過去の県自治体首長選挙に比べて、タイ貢献党は十分な勝利を収めることができず、タックシン自らもこの点を認めている。こうした後退は、2026 年総選挙の結果、とりわけ従来タックシン派の地盤と言われてきたタイ北部や東北部での結果にも表れているが、とりわけタックシンの地元であるチェ

ンマイ県においても、タイ貢献党はどの選挙区でも議席を獲得できなかった。選挙における「タックシン神話」の凋落とも言えるだろうか。

議席を減らしたものの政党理念に共感を得た人民党

人民党は26年下院議員総選挙において「負けた」と自ら認め、メディアもそのように報じた。人民党が今回の選挙において、23年総選挙よりも得票数、獲得議席数を減らしたのは間違いない。実際のところ、23年総選挙で獲得した151議席（選挙区：112、政党名簿：39）に比べて、今次26年総選挙では120議席（選挙区：88、政党名簿32）に議席数を減らした。政党支持がより強く出る政党名簿（比例代表制）に限っても、23年総選挙の1,444万票に比べて今回は約1,104万票と、約340万票を減らしている。大幅な後退と言えるかもしれない。だが、今回第1党となったタイ誇り党が議席数を約3倍に伸ばし（71議席→191議席）、前回選挙で第2党だったタイ貢献党が議席数を半減させている（141議席→74議席）ことから、人民党が失速したというよりも、タイ誇り党が大きく躍進したという捉え方がより適切かもしれない。

今次選挙の選挙区の結果を少し丁寧に見ると、小選挙区制故に議席が獲得できなかったものの、全国400選挙区のうち議席を獲得した88選挙区を除き、人民党の選挙区での得票数が2位になった選挙区は140で、これらを合わせると得票数で上位2位以内に入った選挙区は228に及ぶ³³。更には、個々の選挙区や候補者の事情の影響を受けづらく政党の理念や主張、公約で選択することになる比例代表制である政党名簿での得票率は、タイの公共放送であるThai PBSのホームページで公開している選挙結果のデータでは、各政党の獲得票数を有効投票数で除すと、人民党は約32%で、これはタイ誇り党の約18%、タイ貢献党の約16%を大きく引き離しており、こうした点から今次の選挙で議席数は減らしたものの、人民党の政党理念が国内各地において一定の支持を得たと考えて良い。

Viengrat & Napon (2026)によれば、23年総選挙が特殊な位置づけであった。2014年の軍事クーデターから始まった軍主導の政治は2017年憲法制定を経て2019年の総選挙により形式的には民政移管がなされた。しかしながら、軍政が主導して制定された同憲法に規定された選挙制度³⁴や非民選の上院議員の政治における役割³⁵などにより、実態として民選議員（下院議員）による政治が制約を受けるなど、民政移管は不十分なものであった。加えて、2014年軍事クーデターを主導したプラユットが、その後も政治家として政治の舞台に残り続けていた。2019年総選挙の実施の結果、こうした不公正な制度の欠陥が露わにな

³³ ただし、選挙区ごとに見ると、当選者との間で得票率に大きな差が存在するケースもある。

³⁴ 第1章で述べたが、この時に導入された下院議員選挙の「小選挙区比例代表併用制」は、当時、国民の支持が高かったタックシン派のタイ貢献党の獲得議席に制限を加え、中小規模であった親軍政党も比例代表で議席を確保する仕組みであった。

³⁵ 政党や政治家の活動に対して憲法判断を下し、解党や失職に追い込むことのできる憲法裁判所の裁判官の人選など、民選を経ない上院がその権限を有している。

り、政治に関与し続ける軍への不満、更にはその後ろ盾となっている絶対不可侵の権力を持つ王室といった既存の既得権益層に対する若年層の改革要求運動の流れの中で 23 年総選挙は実施された。このため 23 年総選挙は、「既得権益層に対する有権者の審判」が特に先鋭化し、それが選挙結果に大変大きな影響を与えたと言える。

今次はこうした運動が沈静化した後、更にはカンボジアとの紛争を抱える中での選挙であったが、人民党がこのような結果に至った要因を掘り下げてみる。

(1) 23 年下院議員総選挙での公約（不敬罪改正）の実現能力への失望

23 年下院議員総選挙の際には、人民党（当時は前進党）は既存の統治権力である王室や軍などへの挑戦、具体的には王室を批判した際に罪に問われる不敬罪の改正³⁶や徴兵制の廃止を含む軍の改革³⁷などを掲げた。それは若年層をはじめ多くの有権者の支持を得て、選挙の結果、第 1 党に躍り出た。しかしながら、総選挙で第 1 党になったにも関わらず、保守諸政党とタイ貢献党の野合により政権樹立を阻まれることになった。選挙結果で、全 500 議席の中で議席数第 1 党（議席数 151）になったにも関わらず、従来、軍を中心にした政治とは相対する政治理念の位置にいた第 2 党のタックシン派のタイ貢献党（議席数 141）が保守政党（例：タイ誇り党 71 議席）と組んで連立政権を樹立し、前進党に投票した有権者は失望を抱いた。

その後、不敬罪の改正を選挙公約に掲げたことが、憲法裁判所により、憲法に掲げる「国王を国家の元首とする民主主義体制」を転覆しようとする試みにあたると判断され、不敬罪改正を求める活動の停止命令を受けた。これを受け、選挙を司る選挙管理委員会が憲法裁判所に対し前進党の解党処分の申請を行い、憲法裁判所は 24 年 8 月に同党の解党命令とピター党首を含む党幹部政治家の 10 年間の政治活動（選挙への立候補、結党など）を禁止する処分を下した。

前進党（現在の人民党）が掲げた公約、特に不敬罪の改正について、憲法裁判所が違憲判決を出し、解党などの処分を受けたことは、タイ社会の民主化を期待する有権者の失望を招いた。これは、憲法裁判所をはじめとする旧来の統治権力に対する不満の高まりと同時に、前進党の後継政党である人民党に対する公約実現能力への疑義という形になって現れたと言える。

³⁶ 刑法第 112 条（不敬罪）に関し、最高で禁錮 15 年と定められている量刑を引き下げる、現行制度では誰でも行える告発について、告発者の範囲を限定すること（不敬罪の政治利用を避けるため）、学術的な議論を含む正当な批判を処罰の対象外とすることを前進党（現在の人民党）は 2023 年総選挙の公約に掲げた。

³⁷ 若者に不人気の徴兵制の廃止などを公約に掲げた。選挙後の連立交渉失敗により政権与党にはならなかったが、与党との交渉により徴兵制の廃止や待遇改善、軍の組織機構の改革と軍の人員数の削減などに向けた動きは世論にも後押しされ、漸進的に進んだ。

(2) アヌティン首相選出への協力戦略の失敗

人民党にとって党の政治理念に基づく最も重要な政策は、2017 年憲法の改正にあった。その理由は、2014 年の軍事クーデターにより政権の座に就いたプラユット元首相の下で軍政・保守派・官僚などの伝統的特権階級に有利な政治体制の見直しを目指すことにあった。例えば、2017 年憲法に記載された憲法裁判所や国家汚職防止委員会など独立機関と称される組織が、「倫理違反」や「安全保障への脅威」という極めて曖昧な基準を用いて公党である政党の解党や選挙で国民から間接的に選ばれた首相の解職などを差配できること、これらの機関の委員・裁判官等の人選を民選ではない上院が握っていること、憲法改正手続きにおける上院の権限などにつき改正を求め、タイ社会の民主化を進めることにあった。人民党の前身である前進党自身が、憲法裁判所などから解党処分や党幹部の政治活動禁止処分を受けており、党が自由な政治活動を行うためにも憲法改正は最重要課題であった。

カンボジアのフン・センとの電話会談での不適切発言で憲法裁判所から首相失職の判決が下されたタイ貢献党のベートンタンの後任首相の選出交渉にあたり、人民党はタイ誇り党のアヌティン党首と政治交渉を行い、アヌティンの首相指名選挙に協力する条件として、首相就任後 4 か月以内に下院を解散し、その後の総選挙と同時に憲法改正に向けた国民投票を実施すること、その間に 2017 年憲法を改正するための国民投票³⁸を実施することを提示し、アヌティンの同意を取り付けた。

これは人民党にとっては、最優先の政策課題である 2017 年憲法改正に向けた政治的大妥協でもあったが、有権者、とりわけ若年層の失望を招いたと言える。タイ誇り党は、従来から人民党が強く批判してきた伝統的既得権益層を代表する政党であり、その利権を体現する党首アヌティンを首相に担いだことは、理念に燃える若者からの信頼を大いに損ねることになり、今次の投票結果に影響を与えたと考えられる。

(3) カンボジアとの紛争が足枷に

人民党の従来からの主張が軍の構造改革であり、軍の政治への関与の排除であった。また、徴兵制の廃止もあった。こうした主張については、カンボジアとの交戦により国民全体が「軍主導で国土と国民を守るべき」というナショナリズムに引きずられるなかで、軍の力を弱める方針を掲げているとの誤解を与え、それが有権者からすれば、国土と国民の生命が脅かされている現下の情勢に対する認識の甘さや国家有事という安全保障に係る対応能力の低さというマイナス評価に繋がったと考えられる。現実的には、筆者が視察した選挙候補者による公開討論会において、人民党の候補者も「主権を守り、国境近辺の国民の安全を確保するために軍備を増強する必要がある」と発言をしており、決してカンボジ

³⁸ 憲法裁判所は 2025 年 9 月に、新憲法制定には 3 回の国民投票（①新憲法制定の是非を問う投票、②起草の方法と主要な中身を問う投票、③新憲法最終案の承認を問う投票）が必要との判断を下している。

ア紛争において安易な妥協を主張していた訳ではない。ただし、同時にその人民党の候補者は、「この問題（カンボジアとの紛争）を、ナショナリズムを煽り、選挙活動に利用することは危険なことなのでやめるべきだ」とも発言しており、リベラル的政治理念の立ち位置として、ナショナリズムの波に飲み込まれたと言えるだろう。



大学での6党の候補者による公開討論会（筆者撮影、2026年2月2日）

（4）党首ナッタボンのカリスマ性の低さ – ピター前党首との比較において

2023年下院議員総選挙時は、前進党（現在の人民党）の党首はピターであった。彼は、有権者、とりわけ若い有権者からの熱狂的支持が強いと言われている。その理由は、若さを含む外見から来るクリーンなイメージである。ルッキズム（外見に基づく評価）との批判もあるが、選挙において候補者の顔貌が投票結果に影響を与えることは従来から指摘されているところである。加えて、軍の影響、従来型の政治家一族による政治支配とは一線を画した新しい政治を導き得るとの期待を、特に旧来型政治の改革を期待する若い世代が、ピターという「偶像」に託した。特に依然として2014年軍事クーデター以降の軍の影響が残る社会メカニズムの中で行われた23年総選挙において、軍の改革や不敬罪の改正など、タイ社会におけるタブーに切り込む姿勢は、集会での演説能力や対話能力と相まって、ピターを一種の「アイドル」に押し上げることになった。更には、2024年の憲法裁判所の判決により政党员としての政治活動を10年間禁止された後も、海外での講演活動を通じて自身の主張を発信し続ける姿に対し、国民は強いカリスマ性を感じていた。選挙戦最終盤において、ピターが候補者の地方遊説、党のキャンペーンに応援に入り、有権者の意識高揚を促し支持を訴えていた。

対して、憲法裁判所による解党処分を受けた前進党に代わって設立された人民党の党首に就任したナッタボン・ルアンパンヤーウットは、ピターのような華やかさはなく堅実で

実務的な政党運営を行っており、選挙活動という「キャンペーン」で自己を強く押し出し、印象付けが重要になる場面においては、そのカリスマ性は決して高くなく、必ずしも十分な役割は果たせなかったのかもしれない³⁹。

(5) 所属政治家の逮捕によるイメージの低下

人民党は、旧来の政治が親軍派はもとより、タイ誇り党であれタイ貢献党であれ、利権と結び付けた政治を行っていることを批判し、法への抵触が懸念されるような「グレーなビジネス」との関係性を有する政治、政治家とは厳しく一線を画し、そうした利権構造の改革を強く訴えている。筆者が現地で行ったヒアリングの中では、「人民党は他の党とは違い、買票の持ちかけがない」と話す人もいた。グレーなこと、違法なこと、不正に対して徹底して反対することを政党の基本信条としており、クリーンさを国民に対するアピールポイントの1つにしている。

ところが選挙戦さなかの26年1月半ば、突如、人民党の候補者のひとりであるターク県内選挙区から出馬していた候補者（前下院議員）が、違法オンライン賭博および資金洗浄に関与した容疑で逮捕された。許可なく電子メディアを通じた賭博行為を組織して勧誘し、また資金洗浄を共謀・実行した容疑での逮捕である。クリーンさを看板に掲げていた人民党にとって、選挙戦中のイメージ低下は避けられない事態であった。更には、タイ貢献党が重要政策として掲げていた、タイ国内景気浮揚策としてのカジノを含む統合型リゾート施設建設のためのカジノ合法化案に対し、国会で厳しく与党タイ貢献党を批判して法案撤回に追い込んでいた実績を有するだけに、違法カジノへの関与容疑での党内候補者の逮捕は大きな打撃であった。党首のナッタポンは、選挙への影響を最小限に食い止めるため、同候補者の逮捕を受けて即座に緊急記者会見を開き、当人の党員資格の即時停止と総選挙候補者リストからの実質的除外を発表した。また、この事件に先立つ12月末には、同じく同党から総選挙への出馬を予定していた別の候補者（バンコク都内選挙区）が、麻薬密売組織と関係し資金洗浄を行っているという容疑で逮捕されて、公認候補者を急きょ入れ替えたという事案も発生していた。

クリーンな政治信条を国民にアピールしている人民党にとって、実質的に選挙戦に入っているタイミングでの2度にわたる候補者の逮捕は、そこにタイ政府当局の意図の有無は分からないものの、利権と結び付いた従来型のタイ政治に否定的な有権者にとって、人民党のイメージ低下につながったことは否めない。

³⁹ ただし、人民党は政治家個人の人気に依るのではなく、政党の理念や政策で有権者の支持を得る政党であると主張しており、従来の政党とは異なるスタンスで所属政治家が選挙活動をしている。

2-4. その他の要因

SNS 活用の影響

23 年下院議員総選挙において前進黨（現在の人民党）が大きく躍進した原動力の 1 つに、SNS を選挙運動に有効活用した点も挙げられている。当時、まだタイ国内において選挙運動に SNS を活用することが主流ではない中、特に若年層への訴求において、SNS は大きな効果を発揮した。とりわけ TikTok や X（旧ツイッター）によるリアルタイムでの情報発信、政党関係者・候補者からダイレクトに情報を発信するスタイルは、党の主張である様々な革新的改革の施策方針と相俟って「新しさ」のイメージを作り、有権者、とりわけ若年層が当該候補者を身近な存在として認識するようになり、イベントへの参画促進にも効果があった。他方で、タイ誇り党やタイ貢献党は相対的に SNS の効果的な活用には出遅れた。

26 年総選挙において人民党は前回選挙のように立候補者のメッセージをライブで発信するなど有権者の心を掴んだ。実際、筆者も選挙期間中のイベントを視察する際に、人民党の候補者が今どこで街頭演説をしているかという情報を、瞬時に SNS から入手することができその活動現場を視察した。

タイ誇り党は、23 年総選挙における前進黨の SNS の効果的利用を踏まえ、26 年総選挙においては積極的に SNS を活用した。特に地方のインフルエンサーに実質的な資金提供を行い、掲げる政策の分かり易い解説などの情報発信をする手法を取った。これにより地域に密着した党・候補者のアピールに繋げることを可能にした。加えてカンボジアとの紛争に対する強硬な姿勢を、SNS を通じて発信し続けた。SNS が情報の受け手に与える即時性と印象形成力を巧みに活用した戦略であったと言える。

買収の効果は？

当然のことながらタイの選挙においても買票は違法行為であり、選挙後には買票に関する告発もなされている。しかしながら、実態として買票行為が選挙の度に行われているようで、これまでも様々なタイ国内外のメディアでも取り上げられている。筆者の現地調査の際にも、各地域において政党関係者からの投票依頼と共に現金が渡されたケースがあったという話を複数回聞いた。更には、配られる現金の金額は、従来は 1 票 500 バーツ（約 2,500 円）だったのが、今回の選挙では従来の選挙に比べて関係政党が力を入れており、従来の相場よりも値上がりして 1,000 バーツ（約 5,000 円）になっているとか、候補者が競り合っている激戦区では 3,000 バーツ（約 15,000 円）まで金額が上がり上がったとの話も聞いた。また、選挙集会への参加動員が「日当」の支払いと共に行われるケース、地区の住民が用意された車に乗り、集団で会場へ移動するというも行われていたようだ。

その一方で、実際、複数の異なる政党支持者から投票依頼がなされることもあり、最終的に誰に投票するかは分からない（お金を貰ったからと言って実際に投票するかどうか分からない）という話も聞いた。

第3章 タイの選挙結果を左右する地方政治家一族ネットワーク（バーンヤイ）の役割

言うまでもなく、民主的統治の下にある政治家は、有権者の投票により勝敗が決定する選挙において、選挙区に登録された有権者1人ひとりからの信任が必須である。タイ社会、とりわけ社会構造が大きく変容したバンコク首都圏や地方の中核都市を除き、地方の農村地域における有権者の投票行動、更には政治家の行動はその地域の社会構造と深く関係がある。特に各地域のコミュニティにおいて、住民同士の関係性が深く、住民が日々の生活を営む上で、コミュニティ内の人間関係や家族同士の関係が大きな影響を与えている。そうしたコミュニティの中で、地主であったり様々な商売を行ったりして資産的に豊かになり、またコミュニティ内での様々な事案の調整役を担う者が地元の有力者となり、行政制度の整備、選挙制度の導入という統治機構の変遷の中で、地元の政治や行政に影響力を持つようになる。そうした影響力の行使により個人資産が増え、更に地域社会や地元の政治、行政への影響力を強める。更には、そうした地盤を踏まえ、本人だけでなく家族・親族まで参画し、地方政治と共に国政にも進出し、その一族全体でその影響力を拡大していくという構造がタイ社会の長い歴史の中で形成されている。こうした政治家一族をタイ語で「バーンヤイ」と呼称するが、すでに第2章で述べたとおり、26年下院議員総選挙においてアヌティン率いるタイ誇り党は、このバーンヤイを上手く自党の中に組み込むことに成功したと言われている。

本章ではタイの政治の基盤を形成しているバーンヤイにつき、タイの地方における統治の仕組みを概観したうえで、タイの地方社会における政治・選挙に関わる様々なステークホルダーとの関係から考察をする。

3-1. 複雑なタイの地方行政と地方自治の仕組み

バーンヤイそのものを考察するに先立ち、まずはタイの地方における統治の仕組みを概観する。これは、地方においてバーンヤイが地盤を形成するメカニズムと深く関係するところであり、26年総選挙の動向にも大きな影響を及ぼしたと考えられるからである。

タイの地方統治の仕組み～「中央行政」「地方行政」「地方自治」の3領域

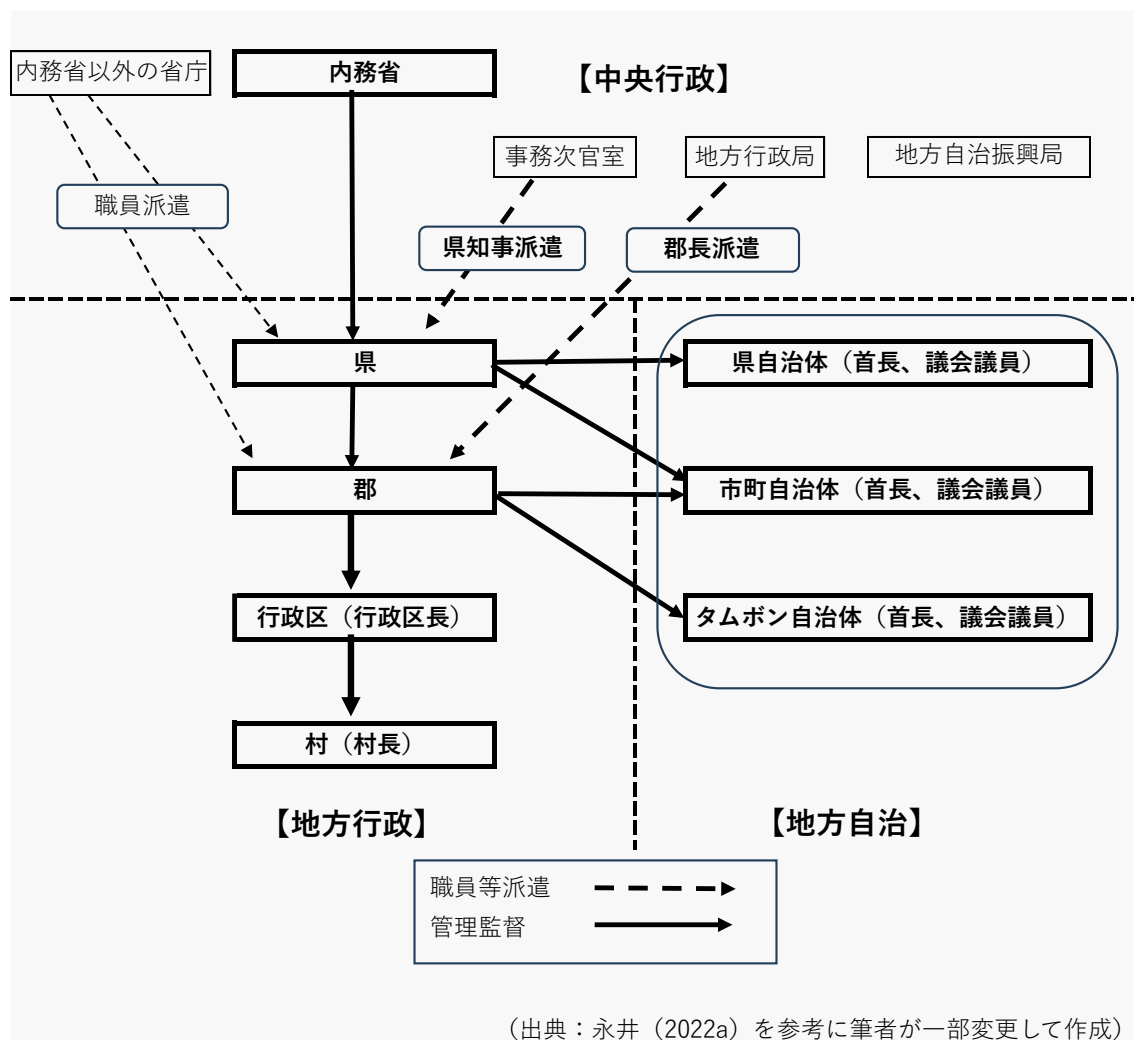
筆者は2000年、JICAタイ事務所の所員として、タイ内務省地方行政局の官僚や日本人有識者と共に、タイの地方行政の能力強化に係るプロジェクトの形成に取り組んだ（永井ほか,2006; 永井ほか,2007）。その際、タイの地方行政の仕組みを理解することは業務遂行の大前提ではあったものの、このタイの地方行政の仕組みを理解することが困難であった。その理由は、日本の仕組みを念頭にタイの仕組みを理解しようとする思考から脱却しきれなかったからである。タイの統治制度を理解するにあたり、日本の行政の仕組みを一旦忘れ、タイにはタイ固有の仕組みがあるという発想を持つ必要がある。地方における政治家の動き、選挙の動向を理解するにあたり、タイの地方行政の仕組みを簡単に説明させ

ていただく⁴⁰。

(1) 中央行政の仕組み～中央省庁による管理監督

一言で言うとタイは中央集権国家であり、中央集権的仕組みをベースにした上で、国土を県・郡などで区分して統治し行政サービスを提供していると言える⁴¹。行政区分上、76 県（バンコク都を除く）を設定し、各県内に郡を設定しており、更には地方には自治体を設定しているが、中央政府からの統制がなされている。この前提を踏まえ、地方の統治・行政サービスを、「中央行政」「地方行政」「地方自治」の3つに区分して解説する（図1 参照）。

図1：タイ内務省による地方統治（行政機構、自治体）の仕組み



⁴⁰ 詳しくは自治体国際化協会シンガポール事務所（2019a）や永井（2010, 2022a, 2025）を参照のこと。

⁴¹ ここでは特別地方自治体に指定されているバンコク都とパタヤ市は除外する。

言うまでもなく「中央行政」とは中央省庁による行政のことであるが、各中央省庁は所掌する領域・事項の住民に対する統治・行政サービスを管理監督する。各県には県事務所があり、各県をおおむね 10 前後の郡に区分し、それぞれに郡事務所を配置しているが、これら事務所に対して、内務省のほか、財務省、労働省、保健省、教育省、商務省、工業省、農業・協同組合省をはじめほぼすべての中央省庁が行政官を派遣し、所掌業務を行っている。これら行政官は中央省庁にて採用された国家公務員である。

県事務所・郡事務所が所掌する様々な統治・行政サービスの総括責任を負い、各県事務所・郡事務所の活動を統括するのが、内務省（中央省庁）から派遣される県知事や郡長である。県知事や郡長は内務官僚であり、内務省本省の各部局のポストと共に人事ローテーションによりこれら地方事務所に派遣される。県知事や郡長は、後述するタイの地方自治を担う地方自治体の活動につき様々な管理監督権を有している。例えば、地方自治体が策定する年次開発計画や年次予算の承認、首長や地方議会議員の罷免、地方議会の解散などである。また、地方自治体の業務遂行のための予算は、内務省地方自治振興局が支出基準を定め、年間計画と予算計画に基づいて配分し、モニタリングを行う。更には、地方自治体職員の人事・採用も所掌している。つまり、地方自治体の首長、議会議員にとって、県知事や郡長と良好な関係を維持することは、自治体業務の責任を果たすこと、更には自身の地位保全にとって大変重要な意味を有している。

因みに、すでに述べたとおり筆者は 2000 年に内務省地方行政局（当時は地方自治体の管理監督も同局が所掌していた）への開発協力プロジェクトの形成に携わった。当時、地方分権を強く打ち出した 1997 年憲法を踏まえた関連法令により、国の歳入に対する地方自治体歳入の比率を 35%に引き上げるように行政事務の仕組みを変更することが求められていたが、同局の行政官たちは、現行のまま予算の支出権限を地方自治体に移管すれば不正の温床になってしまうと強い危機感を抱き、中央省庁である内務省による透明性の高い管理手法の開発への支援について、日本の協力に期待を寄せていた。

(2) 地方行政の仕組み～内務省の指揮系統による地方行政

ところで地方における統治・行政サービスを管理・実施する体制として「地方行政」と「地方自治」がある。「地方行政」については、すでに述べたとおり、中央政府（内務省）から知事が派遣される県、その下に同じく内務省から郡長が派遣される郡があるが、さらにその下に行政区（タイ語では「タムボン」）、村（タイ語では「ムーバーン」）が存在する。村は世帯数（50 世帯）や人口（200 人～400 人以上）、家屋の密集性や同一の寺院や市場、学校の利用可能な範囲など生活共同体としての一体性などから区分し、設置される。各村には住民選挙で選ばれる村長（タイ語では「プーヤイバーン」）が 1 名存在する。こうした村を行政管理の観点から束ねたのが行政区である。人口規模にもよるが、概ね 10 前後の村が 1 つの行政区にまとめられており、住民の代表として 1 名の行政区長（タムボン長、タイ語では「カムナン」）が存在する。この村長と行政区長は、村、行政

区の住民の代表であるものの、内務省の地方統治を担うラインに位置づけられ、村長は、郡事務所での中央政府が打ち出した方針や施策の説明を受けて地域住民に伝達するほか、地域内のトラブルや近隣紛争の仲裁、軽微な犯罪の初期対応、災害対応、行政手続き

（例：戸籍登録、国民身分証の申請確認、各種政府書類への申請者の身元保証サイン）など、統治・行政サービスも実施している。行政区長は、こうした村長の業務を統括する立場にある。このため彼らは国（内務省から派遣された県知事）から任命された国家公務員補佐役という準国家公務員のような立場で、郡長による勤務評定の下で月額手当の支給（給料ほどの金額ではないため多くは兼職している）のほか、制服の貸与やその他の福利厚生が与えられている。こうした県知事－郡長－行政区長－村長の職位構成ラインを「地方行政ライン」と呼称する（永井,2022a）。村長は日々の業務を通じて地域住民と密接な関係にあると共に、行政区長も含め彼ら自身の地位と待遇を維持するには、県知事・郡長との良好な人間関係が欠かせない。

(3) 地方自治体の立ち位置

その一方で、地方における行政サービスの具体的な実施にあたっては、その内容により、地方に設置された地方自治体に一定の条件の下で権限が与えられている。地方には、2区分の自治体が設置されており、1つが広域自治体、もう1つが基礎自治体である。広域自治体とは県自治体であり、管轄区域は地方行政単位としての県の区域と一致する。基礎自治体には、市町自治体（テーサバーン）⁴²とタムボン自治体がある。基礎自治体の市町自治体とタムボン自治体の区分は、人口数、人口密度、税収につき、一定規模以上の区画を市町自治体とし、タムボン自治体はそれ以外の区域を区分けしている。市町自治体は、人口・人口密度・税収額などの要件により、市町自治体・大規模市（テーサバーン・ナコーン）、市町自治体・市（テーサバーン・ムアン）、市町自治体・町（テーサバーン・タムボン）の3つに区分される。なお、要件を満たせば、タムボン自治体は市町自治体への昇格が可能である。

県自治体、市町自治体、タムボン自治体それぞれに首長と議会議員が存在し、彼らは4年に一度実施される住民による選挙（地方選挙）により選出される地方政治家である。議会議員の定数は、自治体の管轄地域の人口規模区分（県自治体）や自治体の区分（市町自治体）によって異なる。そして、住民選挙で選出された首長は、自らの業務をサポートするための人員（首長補佐（副長）、首長顧問、秘書長）を人選・配置することができる。これらの人員は、政治家である首長により直接任命される特別職公務員であり、当然のことながら首長との親密な人間関係が人選に強く影響する。

⁴² 日本の市町に相当する自治体をタイでは「テーサバーン」と呼称し、その通り記述している文献も多いが、本稿では日本語読者に理解いただき易いよう、極力タイ語表記を避けることを念頭に置き、自治体国際化協会報告書に倣って「市町自治体」と表記する。

表 10：タイの自治体の数、政治家（首長、議会議員）と特別職公務員の定数

自治体の種別	自治体数	首長	議会議員	首長補佐	首長顧問・秘書
県自治体（人口200万人以上）	1	1	48	4	5
県自治体（人口150万人～200万人未満）	7	1	42	3	5
県自治体（人口100万人～150万人未満）	12	1	36	3	5
県自治体（人口50万人～100万人未満）	34	1	30	2	5
県自治体（50万人未満）	22	1	24	2	5
市町自治体・大規模市（人口5万人以上等）	35	1	24	4	5
市町自治体・市（人口1万人以上等）	239	1	18	3	3
市町自治体・町	2,485	1	12	2	2
タムボン自治体	5,005	1	原則として構成する村ごとに1名	2	1

出典：永井（2022a）、自治体国際化協会（2019a）を元に筆者作成。自治体数は地方自治振興局および統計局のHPに依る）

タイの地方自治体は法令により自治体で実施する事業が定められており（永井,2007；自治体国際化協会シンガポール事務所,2019a）、こうした法令で指定された業務の範囲内において、所掌する自治体内の実情に合わせて事業計画を策定し、議会での承認を経て県知事や郡長の承認の下、内務省からの予算配賦を受けている。

タイの地方選挙動向に影響を与え得る農村部のステークホルダー一覧

地方において様々な行政サービス活動が遂行されるためには、内務省の官僚との良好な関係は重要であり、そこには様々な立場の人間が関係してくる。そして、それは選挙によって選出される政治家とその関係者にとって大変重要な意味を有する。

本節では地方において行政事務に関わる主なステークホルダーを、特に農村地域に焦点を当てて概観する。

(1) 県知事（プッワー・チャングワット）

内務省から派遣されている高級官僚。住民選挙で選ばれた首長と議会議員が主導する地方自治体が策定した予算の承認や、首長と議員の汚職、不正、職務怠慢、法令違反などの発生時に、内務大臣の承認を経て実質的に罷免（解職）する権限を有する。管理監督する対象は、県自治体と市町自治体（大規模市と市）である。

(2) 郡長（ナーイ・アムプー）

内務省から派遣されている高級官僚。県知事の指揮下で、住民選挙で選出された首長と議会議員が策定する予算案の承認権を持つ。また、首長や議員の汚職、不正、職務怠慢、法令違反の発生時には、調査を経て県知事に罷免（解職）を具申・執行する管理監督権を有する。管理監督の主たる対象はタムボン自治体であり、市町自治体（町）の管理監督業務も県知事から委任されている。

(3) 行政区長（カムナン）

現職の村長の中から互選された者を県知事が任命する。郡長から業務指示を受ける地方で

の統治業務の末端遂行責任者（国の地方行政実務を担う準公務員の立場）。郡長を委員長とする評価委員会による業績評価を受ける。日々の業務遂行を通じて住民との関係は深い。基本的に市町自治体・町やタムボン自治体が存在する農村地域に配置される。

(4) 村長（プーヤイバーン）

村内の住民の中から住民投票を経て選出された者を郡長が任命する。郡長から業務指示を受ける地方での統治業務の末端遂行責任者（国の地方行政実務を担う準公務員の立場）。郡長や行政区長（カムナン）らで構成される評価委員会による業績評価を受ける。日々の業務遂行を通じて住民との人間関係は大変深く、個々の住民の事情に精通している。基本的に市町自治体・町やタムボン自治体が存在する農村地域に配置される。

(5) 自治体首長（県自治体、市町自治体、タムボン自治体） [政治家]

法令に基づき4年に一度、住民の直接選挙により選出される地方自治体の首長（地方政治家）。所掌する自治体の活動（事業計画立案や実施）に対する責任者であり、内務省本省や県知事、郡長との交渉も担う。国からの監督を受けつつも、自治体が実施する個別の事業（事業選定を含む）につき強い権限を持つ。地方選挙においては、政党に所属することが法令で義務付けられていないため、政党無所属の者も多い⁴³。ただし政党に所属しなくても、「クルム」というグループを形成して活動をする傾向にある。

(6) 自治体首長の任命による政治任用特別職公務員（補佐、顧問、秘書長）

住民の直接選挙で選出された地方自治体の首長が、法令に定める定員枠内で個々の判断により任命する特別職（政治任用）公務員。首長の政策決定や業務遂行を直接支援する。首長の親族や友人、あるいは選挙時に多大な支援をした者が、選挙への貢献に報いる論功行賞人事として任命されるケースも多い。任期は首長の任期と連動しており、首長の退任や失職に伴い自動的に免職となる「運命共同体」のポストである。

(7) 自治体議会議員（県自治体、市町自治体、タムボン自治体） [政治家]

法令に基づき4年に一度、住民の直接選挙により選出される議会の議員である（地方政治家）。地域住民の代表として、当該自治体が所掌する事業（事業計画を含む）に係る議論と議決に参加する。地方選挙においては、政党に所属することが法令で義務付けられていないため、政党無所属の者も多い。

(8) 地元選出の国会議員（下院議員） [政治家]

地域ごとに区画割りされた小選挙区から出馬し、住民の直接選挙により選出される国会議員（国政政治家）。国政への参画のほか、地元のニーズ（インフラ整備や開発予算など）を中央政府の本省や関係部局に持ち込んで直接交渉し、必要な予算や事業の実施を確保する役割も担っている。下院議員はいずれかの政党に所属することが憲法および法令で義務付けられており、地域社会を動かす有力者（地方名望家・利害関係者）との関係が深いこ

⁴³ 国政の動向に左右されることなく、その時々政治動向により自身にとって有利な政治活動を行うことができる。

とが多い。

(9) コミュニティにおけるボランティア

中央省庁や地方自治体の行政サービスの実施にあたり、個々のサービスを末端の住民まで届けるためのコミュニティ内の住民によるボランティア。代表例である村落保健ボランティアの場合、国（保健省）から直接、活動手当（交通費・通信費名目）が支給されている。活動を通じて、コミュニティ内各戸の家庭内事情にまで精通し、住民とは深い信頼関係にある。人選にあたっては、村長をはじめとする地域住民の推薦を経て、タムボン健康増進病院などの管轄機関が任命・管理するが、とりわけ村長の考えの影響が大きいと言われている。このほか防災ボランティアや介護ボランティアなどもある。

(10) 政党の地方支部

タイの政党法に基づくと、政党は国内の4地方（北部、東北部、中部、南部）のすべてに正式な支部を設置する義務があり、さらに総選挙で候補者を擁立する際には、該当する各県内に党代表者や拠点を配置する必要がある。しかし実態としては、公認候補者が日頃から私的に使用している個人事務所が、選挙時にはそのまま選挙対策事務所として機能する。これが事実上の政党の地域事務所の役割を果たしており、地元の選挙応援関係者がここを拠点として選挙運動を支えている。

(11) 地方の民間事業者・地域社会団体

国や地方自治体が実施するインフラ整備などの各種公共事業を受託・実施する事業者が各地域に存在している。また、これら経済活動を行う企業に限らず、文化・スポーツの振興、あるいは寺院を中心とした宗教活動を推進する様々な地域団体が存在する。これらの企業や団体は、それぞれ独自の組織体制を構築した上で日常的な活動に取り組んでおり、行政サービスの補完や地域秩序の維持など地域社会の運営における不可欠な構成要素となっている。

3-2. 地方で政治を仕切るバーンヤイ概観

近年、タイの政治を語る時に出てくる言葉が「バーンヤイ」である。地方に地盤を置き、ビジネスや社会活動などのネットワークを通じて地元住民とも繋がりを持ち、親族を中心に様々なステークホルダーを取り込んで政治活動を行うグループと言える。ここではバーンヤイを概観しておく。

「バーンヤイ」という用語の起源

「バーンヤイ」という用語の起源は必ずしも明確ではないが、Prajak (2026) によれば、少なくとも1980年代から地元の人々によって使われていた。地方において、有力な政治家一族が支配的な地位を占めてきた県の地元住民の間で広く使われている言葉である。例えば、ネーウィン・チットチョープとその一族が地域の政治を取り仕切るブリラム県においては、地域で政治や経済活動、社会活動を取り仕切るチットチョープ家を指して「バーンヤイ」

と呼び、「県内すべての道路はチットョープ家に通じる」と地元民の間で語られていた。このほかクンプルーム一族が興隆したチョンブリ県などでも地元住民は同家のことを指して「バーンヤイ」と呼称していた（Prajak, 2016）。ただし「地方言葉」であり、「全国言葉」ではなかった。2019 年総選挙の分析や 2023 年総選挙の時期に、タイ政治を扱うメディア記事や研究者の論考で頻繁に使われるようになった。まずはメディアに登場する政治評論家が、革新系政党の政治スタイルとの対比の中で、古いタイプの地方利権型の政治を家族で担っている政治家一族のことを指してバーンヤイと呼称するようになった。

また、Viengrat (2026) によると、政治報道では少なくとも 2011 年時点でこの用語が使われていたが、特に 2020 年の県自治体選挙や 2023 年の総選挙の期間中に、その存在感が格段に高まった。新未来党やその後の前進党は、この頃、既存の地方政治家一族ネットワークとは一線を画す候補者像や政治的アプローチを示す選挙戦術の枠組みとして、「バーンヤイ」という用語を最初に使用し、全国に普及させた陣営であったようだ。その後、他の政党もこの用語を取り入れ、しばしば批判的な文脈で用いて、対立候補を「根強い地域勢力の代表」として描くようになった。革新系政党に同調する、あるいは密接な関係にあるメディア各社が、この初期の枠組み形成に寄与した可能性が高い。ただしこの解釈は、選挙運動資料や政党の広報資料に対する体系的な検証を通じてまだ確立されていないため、決定的な主張というよりは推論として提示している。

バーンヤイの要件と定義

バーンヤイの詳細定義は研究者やメディアにより異なっているが、Viengrat (2026) は「家族または地元の主要グループを中心とした、持続的かつ地域に根ざした政治組織である。それは、親族、政治的同盟者、地方公職者、ブローカー、地域仲介者をさまざまな選挙レベルで結びつけ、ネットワークが有権者を動員して国家へのアクセスを仲介し、選挙の実施や所属政党の変更を経ても政治的キャパシティを維持することを可能にするものである」と定義する。Prajak (2026) は、「バーンヤイを一言で定義するのは難しい」とした上で、「様々な形態があり、その言葉を使用する人・メディアによってその定義範囲も異なっているのが現状。選挙区規模、政治家の数も大小様々である。明確なのは、政治活動、特定地域、ビジネスに携わっている一族を中心としたネットワークであるということ。特定地域というのは通常は県単位であり、1つの県内に存在する特定の選挙区を支配することもある。時として、県内の選挙区の数が少ない場合は県全体を1つのバーンヤイが支配していることもある」とする。

実際に個々に異なる背景や形態を持つバーンヤイであるが、主な特徴を挙げると次のとおりである。

- ①特定の地域性：特定の県や郡など地方を地盤としている。
- ②家系・世襲制：家族、親族など血縁関係を軸に世代を超えた複数人が関係する。
- ③ビジネス・社会活動：建設、流通、観光、製造、農業などの地域に密着した事業や活動に参画。
- ④地元住民との関係：地元住民に対して様々な形で支援を行い、信頼を得ている。
- ⑤政治への参画：国政や地方の政治に参画している（政党との関係は状況次第）。

これらを踏まえ、筆者はその定義を「県や郡など特定地域において、地元に着して不動産業、建設業、運送業、小売業など様々なビジネスや社会活動を展開し、地元住民の日々の生活の面倒を見つつ、中央行政・地方行政・地方自治の事業との結節点となる国政や地方政治に関与する政治家一族と、そのネットワーク内で活動する人々からなるグループ」とする。バーンヤイという政治家一族が地方で形成されてきた成り立ちはそれぞれであろうが、一般的にはまずは地元で土地所有や農業、鉱業など何らかのビジネスで財をなし、地元地域住民に対して日常的な様々な困りごとに対処して恩恵を与える。例えば、住民の冠婚葬祭への出席や必要に応じた費用負担、行政の動きが鈍いごく小規模なインフラ（道路や水路）の私費での整備、入院・転院の口利き、子どもの進学や就職の口利き、警察や役所とのトラブル解消などである。こうしたことを通じて地元住民からの支持を得、地元での有力家族となり、地方政界や国政といった政治に進出していき、政治活動を実施する中で地元への利益誘導にも取り組んで行くという流れであろう。

これに対し Viengrat は、①特定の地域性、④地元住民との関係、⑤政治参加をバーンヤイの必須要件としたうえで、特定の地域性は、特定の県または隣接する複数の県レベルを勢力範囲とするとしている。地元住民との関係については、単なる物理的な支援の提供である恩顧関係（パトロン・クライアント関係）に留まらず、国家機関や公共サービス、資源へのアクセス、行政機関への口利きや地域内の問題解決など、様々な機会を通じて住民との結び付きを有している。他方で、②家系・世襲制は必ずしも必須要件ではないとする。親族の繋がりは重要であるものの、新たに台頭してくるバーンヤイも存在するため、世代間継承を必須要件とする必要性はないとする。③ビジネス・社会活動についても一般的ではあるものの必須要件ではなく、こうした活動以外のところから政界に入り、地方政治家ネットワークを築くケースもあるとしている。

なお、Viengrat は、バーンヤイを類似の概念である「Political Family」（政治家一族）や「Political Dynasty」（世襲政治家王朝）と区分けする。具体的には、前者については、「政治に関与する 2 人以上の親族で構成されるが、必ずしも強力な地域的組織基盤を持つとは限らない」とし、後者は「世代を超えて親族間で政治ポストの継承や再生産が行われる政治家一族」とし、これらはバーンヤイの概念とは異なるとしている。近現代のタイ政治家

に関する膨大な実証データによりタイの政治家の血縁・婚姻関係による政治家一族の構造を明らかにした Nishizaki (2022) は、民選の下院議員に焦点を絞り、「タイで最初に下院議員総選挙が実施された 1933 年以降に少なくとも 2 人の下院議員を輩出している家族、または輩出している下院議員はひとりでも姻戚関係により同時期に更に 1 名以上の下院議員を輩出している家族があれば、それらを政治家一族」と定義している。この定義を Viengrat の区分に当てはめると、バーンヤイというよりは「Political Family」の定義と言えるだろう。

バーンヤイとビジネス

バーンヤイにおいて、ビジネスは大変重要な要素である。自らの選挙を含む政治活動資金を調達する源泉であると同時に、地元住民対応を含むネットワークを維持するための「潤滑油」でもある。特に中央または地方行政が有する様々な許認可の確保は、地方における自らまたはネットワーク内に位置する者たちのビジネス展開を大きく左右すると共に、政府が抱える地方の事業予算の地元地域への利益誘導は重要な課題と考える。

ではバーンヤイが手掛けるビジネスとはどのようなものだろうか。Prajak (2026) は、バーンヤイ一族が関与する事業は多分野にわたるとしたうえで、中央政府や地方行政機関の許認可を必要としないビジネス、公的資金によるビジネスではないものは、いくらバーンヤイ一族がビジネスをやっているとしても同氏がいう「バーンヤイ・ビジネス」には含まれないとする。「バーンヤイ・ビジネス」として最も重要なものは建設業（道路や橋梁の建設や補修など）であり、不動産業、サービス業、農業関連事業も挙げられる。その範囲は一般的に県単位を最大範囲とする。

Viengrat (2026) は、地方政治家一族が手掛ける代表的な業種として、建設・公共事業、運輸・交通、精米業・農産物取引、卸売・小売業、観光サービス、鉱業・資源関連、民間教育、ヘルスケア、地域メディアを挙げる。更には、サッカークラブ、業界団体、チャリティ財団などの活動を手掛けるケースもあるとしている。その上で、ビジネスが政治的に重要になるのは、単に特定の経済セクターに属しているからではなく、政治ネットワークの中に、資金、雇用、情報、評判、社会的つながりが存在し、そこで包含されるステークホルダーが、組織的に活動する基盤を形成する機会を得る点に注目する。そして、実際には政府事業に直接依存していない地方政治家一族も存在し、その政治的影響力は、専門分野での評判、地方政府の役職、家族の歴史、または持続的な選挙区での活動に基づいている場合があり、許認可事業や公的資金による事業への関与をバーンヤイであるかどうかの主要な判断基準とすべきではないと主張する。

バーンヤイと国会議員・地方議員との関係

政府が持つ様々な利権の確保と配分は、バーンヤイにとって最重要事項の 1 つであると筆者は考える。この利益誘導を円滑に行うため、政府の有する利権と予算に有効にアプロ

一チする必要があり、国家レベルで許認可を有する各省庁の所掌事務に関わる国会議員との人脈は重要である。更には、2000年代以降の地方自治の進展により地方から支出される予算が増大したことから、県自治体首長をはじめとする地方政治家との関係も重要になっている。こうした地方において様々な利権への影響力行使の可能性を考えると、バーンヤイを構成する政治家一族の構成員に国会議員と地方政治家（自治体首長・議会議員）の双方が含まれることは重要である。永井（2022b）が挙げる2020年12月に実施された県自治体首長選挙の当選者の一例は、これらの者が国会議員と血縁関係を含めた人脈を有していることを示している。

これに対して Viengrat（2026）は、国会議員の存在がバーンヤイのネットワークを大きく強化し得るため、一族に国会議員を持つ事例は多く、その存在は重要であるが、必ずしも必須条件ではないとする。県自治体首長をはじめとする地方政治家や行政官とのネットワークを持つことの方が、国会で議席を保有することよりも重要であり、持続的な地域的影響力、選挙組織、異なるレベル（中央、県、市町村）の政治・行政関係者をつなぐ人脈、地方公職者と仲介者との人脈、連続する選挙を通じて政治的影響力を継続する能力を有する体制にあるか否かにかかっているとする。

バーンヤイの形成過程

1959～1963年のサリット政権下とその後の産業振興と地方開発の促進により、タイ社会の経済成長が進んだが、特に地方においては、道路や灌漑施設、ダムなどのインフラ整備を含む公共事業をはじめ、様々なビジネスを通じて経済力をつける事業者が現れて来た。玉田（1987a,1987b）によると、こうした地方実業家は、中央から派遣されてくる県知事などの内務官僚や県警本部長などの警察官僚をはじめとする行政上の強い権限を有する官僚に対し、そのニーズに対して経済的影響力を行使し、合法的な活動だけでなく非合法的な活動を認めさせ、自己の経済的・政治的利害を統治に反映させることによって利権を拡大させた。更には、そこに国会議員等の政治家に対しても影響力を行使し、官僚のみならず政治家も取り込んで影響力を拡大し、地方の地域社会を仕切る実力者が現れて来た。「イッティポン」である。

このように影響力を拡大してきた地元有力者は「チャオポー」とも呼称されるが⁴⁴、赤木（1993）はタイ東部でのこうした事例をいくつか取り上げ、それらチャオポーがタイ社会において時として合法と非合法の境界領域の行動、あるいは時として非合法的な行動を取る「グレーな存在」であるステージから、公選による政治の世界に進出していく具体的なケースを紹介している。それらによれば、個々のケースにより詳細経緯は異なるものの、

⁴⁴ 「イッティポン」「プーミーイッティポン」「チャオポー」は共に、地方で経済的、社会的影響力を持った有力者であるが、行為の非合法性の強弱、仕切る地域の大小、中心人物個人への崇拜性、用いる機関（行政機関、メディア）や、用語が使われる時代により差異がある。

1960年代から70年代を1つの起源とし、森林や農園経営、鉱物資源開発、漁業、不動産開発、土砂・砂利の採掘、小売りの物品販売、運送業、道路や橋梁の土木建設業など、合法のみならず、時として非合法的な経営手法により様々な人脈を使って富を築き上げると共に、地域の諍いの解決など治安維持にも対処し、地域の有力者として名を馳せた。そうしたチャオポーが、更なる利権の確保のために自らが政治家となって地方政治や国政に進出すると共に、きょうだいや子どもの政界進出も促す。それが社会構造の近代化への変革機運や世代交代と相俟って、グレーな活動から合法的で法令に適合した活動へと転換され（少なくとも表面的には）、選挙戦を勝ち抜くことで地域の代表として地域のニーズを国会や地方議会、中央政府や地方行政機関に伝え、一族を含む地元のニーズと利益を自らの地域に誘導することにより、地域の名望家としての役割を果たしている。

民主化を求める学生・市民と治安部隊の衝突（「10月14日政変」（73年）、「血の水曜日事件」（76年））や軍事クーデター等を経て始まったクリエンサック・チャマナン、プレーム・ティンスラーノンによる約10年間の政治は、「半分の民主主義」と呼称されたとおり軍出身で非民選の彼らが首相を務めたが、総選挙を経た民選議員も閣僚に取り入れ民選議員との共存が図られた時代であった。特にプレームは政党政治を重視し、国会・政権運営が行き詰まった時にも軍事クーデターによる憲法停止、国会解散ではなく、総選挙という手段を採った。こうした政治運営を反映し、地方で影響力を付けて来た実力者の多くが、更なる利権拡大を狙って積極的に国政に進出することになった（末廣,1993; 永井,2018）。

こうして利権を求めて国政に進出した地方実業家出身の民選政治家により汚職が蔓延するという負の側面ももたらされたが、政治の民選化、そして90年代半ばから1997年憲法を経て2000年代前半までの間に進められた地方分権化政策により、中央政府が握る利権の地方への分散と政治における中央と地方のネットワーク化の強化、更には地方における政治による利権確保の強化が進展し、地方の政治家一族を中心にしたネットワーク、すなわち「バーンヤイ」の成立を推進することになった。つまりバーンヤイは、現代の政治システムの変化の産物とも言える。

チャオポーとバーンヤイの違い

ところでチャオポーとバーンヤイの違いはどこにあるのだろうか。筆者は前項も踏まえ、次のとおり整理をする。

【チャオポー】

- ・個人に焦点を当てている。
- ・政治の表舞台よりも裏舞台で政治家を操る。
- ・違法なビジネスや合法性が不明確なビジネスにも関わる。
- ・必要があれば暴力による脅しを使う。
- ・裏社会との繋がりを有している。
- ・政治そのものへの関心よりも利権への関心が強い。
- ・1990年代までが主流。

【バーンヤイ】

- ・一族で活動する。
- ・中心人物のみならず、一族で選挙に立候補して、表舞台で活動する。
- ・合法ビジネス（合法的に利益を誘導する）
- ・暴力は使わない。
- ・裏社会との繋がりを有していない。
- ・2000年頃以降に主流になる。

これに対し、Viengrat (2026) は、筆者の区分を一部肯定しつつも、両者の強調すべき点として次のとおり指摘する。即ちチャオポーについては、「強力な個人」「個人的な権威とカリスマ」「非公式な地域住民の保護」「政治家、警察、官僚とのコネクション」「(場合により) 強圧、違法ビジネス、または暴力」が強調されるべき点であり、バーンヤイについては、「家族と拡張された政治ネットワーク」「選挙への公的参加」「地方および国政の政治職の占有」「組織の継続性」「世代を超えた政治的影響力の継続」にあると解説する。その上で、一部のチャオポーは選挙に立候補し、自ら公職に就いた者がおり、一部のバーンヤイの中にはグレービジネスや強圧的な人物とのつながりを有している場合があり、選挙における暴力は完全に消滅したわけではなく、また、すべてのバーンヤイがチャオポーを起源としているわけでもない。これら2つの用語が同じ個人や家族に適用されることもあり、これらを完全に異なる歴史的段階としてではなく（チャオポーからバーンヤイに移行したというものではない）、地域的権力の異なる側面を強調する「重なり合う概念」として理解するべきとする。

タックシン一族はバーンヤイか？

ここで現代タイ政治において大変著名な政治家のひとりであるタックシン元首相の一族がバーンヤイであるか否か検証を試みる。

チンナワット家は、祖父の時代にチェンマイに定住し河川貿易や徴税請負で財をなし、シルクビジネスを展開した地元有力家であった。父親（ブンルート・チンナワット）はサイアムシティ銀行のチェンマイ支店長やパタヤに進出したチンナワット・シルク店の社長を務めた後、国政に進出、国会議員となった。叔父（スラパン・チンナワット）も 1976 年から 1988 年まで 5 期連続、国会議員を務めた。タックシン自身も、1980 年代前半にコンピュータのレンタル事業に進出して以来、国内最大規模の通信事業グループへとビジネスを拡大させた。政界への進出は第一次チュアン政権の外務大臣に就任した後、95 年 7 月総選挙で国会議員に選出された。98 年にタイ愛国党（タイラックタイ党）を創設し、2001 年 1 月に総選挙に出馬しタイ愛国党を大勝利に導いた。妹（ヤオワパー・ウォンサワット）も国会議員、その妹の配偶者（ソムチャイ・ウォンサワット）も国会議員（首相）を務めた（末廣,2009）。その後、妹のインラックや娘のペートンタンも首相に就任しており、チンナワット家は、姻戚関係にあるウォンサワット家も含め、政治家一族を形成している。

こうした経歴を踏まえ、一族をバーンヤイと見做すか否か議論がある。確かにタックシンの父親世代までは、チェンマイなど地方にてシルクビジネスを展開しつつ国会議員を務める者が身内に存在しており、この部分に焦点を当てるとバーンヤイの要件に近いものがある。しかしながら、タックシンの世代になり、タイ愛国党を立ち上げて全国レベルの政治を主導し、ビジネスも携帯電話や衛星通信、ケーブルテレビなど国レベルの大事業を展開していることから、地方を基盤として中央と地方・地元とを政治と利権で結ぶバーンヤイの概念には該当しない。むしろ世襲政治家王朝に区分するのが適当であろう。

3-3. 国政選挙における地方でのステークホルダー

選挙で暗躍するフア・カネーン（集票人）

タイの選挙戦において、重要な役割を果たす存在の一つが「フア・カネーン」である。日本語に訳すと、「フア（頭）」と「カネーン（票）」となり、意識すると「集票人」というところだろうか。国政および地方選挙においてバーンヤイの指示の下に、地域の有権者に対して当該候補者（バーンヤイの親族であることが多い）の票読みや候補者の紹介・評判作り、選挙集会への動員、有権者に対する投票の働きかけ、投票日の有権者の送迎や連絡などを行う者をこのように呼称している。そして、投票の働きかけにおいてカネが動くのがほぼ常識である。当然のことながらタイにおいても買票行為は違法行為であり、選挙違反で取締りの対象となる。摘発されれば、候補者の失格や政党解党に至ることもある。フア・カネーンは非公式な集票人であり、その活動には違法な買票が含まれる場合がある。それにも拘わらず、誰もがフア・カネーンが存在を認識している。2026 年下院議員総選挙後に現地ヒアリングをすると、随所で買票の話が聞かれ、「今回は 1 票、1,000 バーツのようだ」「激戦区では 2,000 バーツ配られたようだ」「実家に●●党所属候補者への投票依頼人と、○○党所属候補者への投票依頼人が来たようだ」といった具合に語られる。

そして様々な文献やメディアの記事にそのことが書かれている（玉田,1987; 赤木,1993; 永井,2010; 永井,2022a）。周知の事実であり、暗黙の了解の存在と言えようか。買票行為の科で逮捕されるフア・カネーンはどのくらいいるのだろうか。実際には、様々な政党、候補者陣営がフア・カネーンを利用して集票を行っており、相当あくどい行為、相当常軌を逸した派手な行為を行わない限りあまり逮捕されることはないようだ。

では、フア・カネーンはどのような人物がその役割を担っているのだろうか。非公式な存在であり、資格要件のようなものは存在しないが、集票行為、更には買票行為で確実に実績をあげるために求められる「要件」が実態として存在することが想定される。簡単にまとめると、一般的にはより上位に存在するバーンヤイほどの規模や影響力ではないにしても、住民に対して日々の生活の中で何らかの便宜を図ったりして庇護を与えている。例えば、住民の冠婚葬祭時の仕切りや設営作業への人手の提供、当座のお金がない住民への無利子での融資、急病人が出た時の自家用車による病院への搬送、そしてより深刻な困りごとの政治家（バーンヤイ）への口利きなどバーンヤイの動きをより末端レベルで担う。こうしたことを通じて住民から一定の信頼を得ている人物、つまり地元の有力者ということになる。具体的には、比較的個々のコミュニティ、住民と近いところで活動する、村の村長や行政区の区長、各ボランティア、地方議員、様々なコミュニティ活動のリーダー、地元のちょっとした商店主のような者であろうか。

因みに筆者も現地で直接ヒアリングの機会を得たが、フア・カネーンというインフォーマルな存在とは別に、選挙管理委員会に正式に登録をしてポスター貼りや街頭演説の手伝いをする選挙運動員という制度が存在する。こちらはフォーマルな存在と言える。実態はボランティアのような存在であるが、選挙運動員に対する報酬は規定された選挙運動予算の上限額の範囲内で支払われる。

特に都市部において若年層を中心に支持基盤を持つ人民党は買票をしないと言われており（このクリーンさが若者の支持を受けている理由の1つ）、よってフア・カネーンに頼らない選挙運動を展開していると考えられる。

地方におけるステークホルダーの選挙時の役割

タイの地方における政治では、法令に基づく「フォーマル」な制度に依拠しつつも、そうした制度に依拠しない「インフォーマル」な活動が展開される（永井,2025）。選挙戦（国政、地方）が始まると、平時の社会共同体や行政機関関係者は、従来の職業や社会的帰属に依拠したフォーマルな関係とは別の個人としての繋がり、あるいは表社会では語らないインフォーマルな関係を選挙活動の中に持ち込む。この中心に存在するのが、立候補者が所属し、親族・身内を政界に送り出そうとするバーンヤイ一族であり、その下で活動するのがフア・カネーンである。両者を地方における選挙関係者の関係図の中心に置いたうえで、先述したステークホルダーが、選挙という場でどのように役割を変え、「集票枠組み」に組み込まれていくのか、3-1（2）の「タイの地方選挙動向に影響を与え得る農村

部のステークホルダー一覧」で列挙したステークホルダーたちを整理する。

ただし、この関係はあくまでもインフォーマルな役割であるため、法令に基づく制度上のすべての関係者が、そしてすべての選挙区において同様のことが行われている訳ではなく、あくまでも選挙を取り巻く社会情勢や政党の方針、候補者個人の考え方、そして当該選挙戦の状況にも大きく左右されるものであることを前提とし、敢えて大胆にタイの国政選挙における地方での関係者の行動の連関性を簡略化して記述してみる。

【国会議員】→ バーンヤイの代表、利権の分配者でもある候補者

平時は地元選挙区の利権を背負いつつ国政に参画する国会議員であるが、地方においては往々にして自身がバーンヤイ一族の政治家メンバーであり、時には一族の家長で自らの選挙時には当該バーンヤイの看板候補となる。そうでない場合でも、配偶者や子ども、その他親族の候補者の強力な支援者となる。地盤の利益代表者としての立場を前面に出し、平時に当該地域に誘導した公共事業をはじめとする地方行政や地方自治体の事業（予算）、地域への貢献を実績としてアピールして地域の有権者の政治的恩恵意識に訴えたり、個別の民間事業者に口利きの見返りを求め、一族候補者への支持を固める中核を担う。

【自治体首長、自治体議会議員】→ 利権を共有する候補者の応援要員

バーンヤイ一族の縁故者の立場にあり、自らの様々な人脈も活用し、候補者の選挙活動を応援する。特に自治体首長は時としてバーンヤイ一族の家長ということもあり、強力な後援勢力として機能する。応援にあたっては、候補者本人と共に自身がもたらした当該地域の利益のアピールを含めて地域有権者の恩恵意識に訴えることにより、当該国政選挙候補者のみならず、自身に対する選挙用ネットワークの強化、支持基盤の再生産を図る。

【政治任用特別職】→ 選挙参謀・実務部隊

地方自治体首長の政治的信任によって任用されている補佐や顧問らは、首長が属するバーンヤイ一族関係者であることが多い。このため選挙運動の開始と同時に選挙対策本部の司令塔となり、最も忠実な選挙運動の実行部隊として、選挙運動全体を仕切る。選挙運動の戦略や計画の立案、フア・カネーンの配置や、選挙資金（非公式な資金を含む）の管理・配分、活動進捗の管理など実務レベルで差配する。

【行政区長・村長】→ 「制度化」された有力なフア・カネーン（集票人）

内務省の管轄下にある郡事務所の郡長の管理下にあり、選挙においては政治的中立を義務付けられているが⁴⁵、彼らは日常業務を通じて地域住民の個人情報や地縁関係を掌握し得

⁴⁵ 法律により、公務員や自治体職員が特定の政党や候補者を支援する選挙活動は禁止されており、みなし公務員である行政区長や村長も適用を受ける。実際には様々な権力者が関与していることもあり、摘発

る立場にある。地域住民との間で信頼に基づいた密接な人間関係を有しているため、選挙においては集票、更には買票を行うフア・カネーン（集票人）として暗躍する。候補者側から資金を受け取り、担当地区において誰をいくらで買票するか、地域の有権者構造に基づいて綿密に票を割り出し、買収を行い、その結果をリスト化する。候補者側としては、最強のフア・カネーンである行政区長と村長をいかに自陣営に抱き込むかが重要である。

【民間事業者・地域団体】→ 資金と組織票の提供

平時に、政治家主導により、政府や自治体から獲得した地域の開発事業予算による様々な公共事業を受託している地元の土木建設業者をはじめとする民間事業者は、選挙時には特定の候補者の選挙資金の供給源となる。また、自社の従業員や下請け業者に対して特定の候補者に投票するよう働きかけることを通じて、候補者に組織票を提供する。民間業者に限らず、コミュニティにおいて宗教行事や地域の諸活動を取りまとめる寺院も、その権威と共に会場の提供などの便宜を提供し、また、各グループの繋がりを通じて選挙活動を支える。このほか婦人会や青年会のようなネットワークも存在する。

【コミュニティのボランティア（村落保健ボランティア等）】→ 末端の集票役

平時は地域住民の健康増進に貢献する草の根レベルのボランティアであるが、各家庭の事情に精通しているため、平時において業務上関係の深い村長や行政区長の集票活動（フア・カネーン活動）を現場末端で支える役割を担う。集票ネットワークの末端要員として機能する。口コミによる噂話でコミュニティ内世論の誘導や投票呼びかけを行う。

以上のステークホルダーたちの相関関係は、地縁・血縁をベースとした「パトロン＝クライアント」というタイの地方を形成する相互扶助社会に根差した相互利益配分の複層的關係に収斂すると筆者は考えるが、これを構造的に総括すると次のようになる。

《利益還流》

民間事業者が提供する資金を、バーンヤイを中心に地元国会議員や地方政治家（地方自治体首長を含む）が吸い上げ、選挙資金として編成する（公共事業で得た収益の還流）。

《資源の戦略的再配分》

当該政治家（候補者）に繋がる政治任用職員が実務戦略を練り、資金をフア・カネーンとして活動する人々に配分して、その活動進捗を管理する。

《末端への「利益」の再配分》

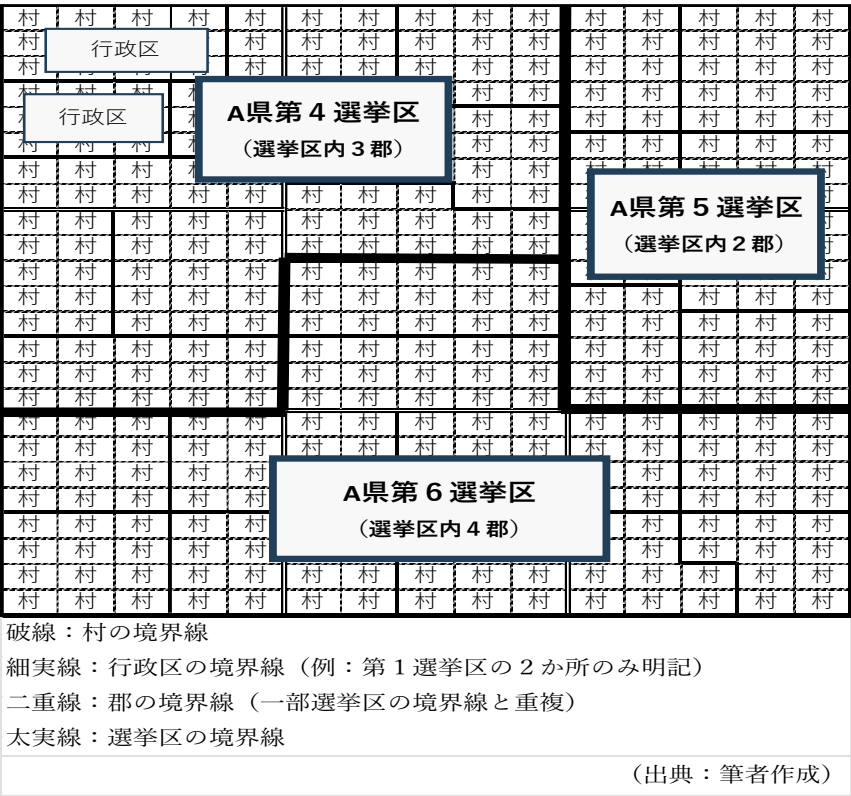
特定候補のフア・カネーンとなった行政区長や村長が、村落保健ボランティアなどの末端のネットワークも使い、住民へ資金を配って（末端への「利益」の再配分）集票を行う。

に至らないケースも多いようである。ただし、近年、SNSの普及により現場での証拠の確保・共有が容易になっており、従前よりも厳しい環境になっていると聞く。

先述したステークホルダーの中には、ほかに県知事や郡長などの高級官僚がいるが、彼らは法令上、選挙における政治的中立を厳格に求められる。ただし、高級官僚という立場上、自らの人事を握る有力な政権与党中枢や、円滑に業務実績を出すための地元有力者（バーンヤイ）とは良好な関係の維持が相互利益にもなるため、そうした政治的圧力を受けて特定の候補者に有利になるよう行政手続を融通したり、黙認・加担せざるを得ないケース（潜在的な協力）がしばしば発生しているようである。

なお、小選挙区は地方行政の地理的区分けを活用して設定されるが、図2は選挙区と地方行政区の地理的關係を簡潔に示したものである。1つの県を最大の枠組みとし（県知事が県内の行政を統括）、その中で人口数の均等性も考慮して選挙区が設定されるが、一般に、一つの選挙区は複数の郡を含む形で設定される（郡長が郡内の行政を統括）。郡内には複数の行政区（行政区長が統括）、行政区内には多くの村が存在している（村長が統括）。選挙戦においては、小選挙区なので与えられる1つの議席を巡って選挙区ごとに何名もの立候補者が出るが（選挙区により異なるが通常数名の立候補者がある）、その中で異なるバーンヤイ系列に属する複数の候補者陣営が、ファ・カネーンの役割を果たす行政区長や村長などを激しく自陣営に取り込みながら得票地盤を押さえ合う戦いが展開される。違法ではあるが、そこには様々なカネや口利きが動き、時には相手陣営に対する破壊行為や当局への告発も行われるのが実情である。

図2：A県の農村地域における地方行政ラインから見た選挙区のイメージ



3-4. 2026 年下院総選挙におけるバーンヤイの動向

2026 年 2 月に実施された下院総選挙では、小選挙区制 400 議席、政党リスト（比例代表）制 100 議席の合計 500 議席が争われた。Rocket Media Lab (2025)において、同機関が設定している「地方において広範な親族関係や地域社会で高い知名度を有して政治権力を握っている政治家一族」というバーンヤイの定義に基づくと、26 年総選挙においてバーンヤイと見做される一族は 225 家存在する⁴⁶。これらバーンヤイを主要政党別、地方別にまとめたものが表 11 である。併せて 23 年総選挙時の情報を入れることにより、これら 2 回の選挙の状況の比較も行った。

表 11：26 年総選挙におけるバーンヤイの主要政党・地方別出馬数（家族ベース）

政党	26年選挙								23年選挙							
	北部	東北部	中部	パンコク	西部	東部	南部	合計	北部	東北部	中部	パンコク	西部	東部	南部	合計
県の数*1	9	20	21	1	5	6	14	76	9	20	21	1	5	6	14	76
タイ誇り党	5	26	29	0	7	4	15	86	1	19	16	0	4	1	7	48
（23年との増減）	4	7	13	0	3	3	8	38								
人民党*2	3	2	1	1	0	2	1	10	1	0	1	1	0	1	0	4
（23年との増減）	2	2	0	0	0	1	1	6								
タイ貢献党	10	36	10	6	2	4	2	70	12	38	10	4	4	6	2	76
（23年との増減）	-2	-2	0	2	-2	-2	0	-6								
クラタム党*3	4	7	7	0	1	2	7	28								0
（23年との増減）	4	7	7	0	1	2	7	28								
民主党	0	0	2	0	3	2	10	17	0	1	3	1	2	1	17	25
（23年との増減）	0	-1	-1	-1	1	1	-7	-8								
国民国家の力党	0	4	2	0	1	1	0	8	2	8	10	1	2	3	1	27
（23年との増減）	-2	-4	-8	-1	-1	-2	-1	-19								
タイ団結国家建設党	0	0	0	1	0	0	0	1	3	1	6	1	2	2	5	20
（23年との増減）	-3	-1	-6	0	-2	-2	-5	-19								
その他	0	0	2	0	0	0	3	5	3	8	7	0	0	1	6	25
（23年との増減）	-3	-8	-5	0	0	-1	-3	-20								
合計	22	75	53	8	14	15	38	225	19	67	46	8	14	14	32	225

*1：当該資料にはタイ77都県のうちチャンタブリ県のみ情報の掲載がない（出馬したバーンヤイ政治家がいないという意味）。

*2：前進党（23年）の数字を抽出

*3：24年結党（政党再編）

（出典：Rocket Media Lab (2025) の巻末資料より筆者が作成）

まず地域別でみると、最も多い東北部（75 家）を筆頭に、中部（53 家）、南部（38 家）、北部（22 家）と続く。各地方区分を構成する県数は均一ではないし、バーンヤイも家により規模が異なるので、これだけで一概には言えないものの、一般的にはバーンヤイは地方に多いと言えるだろう。実質的に中央集権的統治を行うタイにおいて、地方で名望家でもあるバーンヤイを核とした政治家一族単位が形成され、地域のニーズを固めると共に、それを中央に届け、中央の資源を地域に誘導する国会議員が果たす役割は大きく、自然な状況と言える。地方の中でもタックシン派のタイ貢献党が地盤とする東北部や北部、そして長年民主党が地盤とする南部があり、26 年総選挙ではこれらの地域でタイ誇り党が大幅に勢力を拡大したと言える。第 2 章で述べたとおり、タイ誇り党が 26 年総選挙

⁴⁶ 同出典の情報にはバーンヤイの数が 215 家という数字も存在する。1 つの家が複数の異なる政党に所属することもあるため数字の乖離が生じていることが推測されるが、正確な原因は不明。

において地方のバーンヤイの支持を取り付けたことがタイ誇り党勝利の原因の1つでもある。また、政党形成過程が特殊ではあるが、クラタム党が26年総選挙において、従来からタイ貢献党の地盤である東北部や北部、そして民主党の地盤である南部のバーンヤイを一定数取り込んでいるのも注目すべき点であろう。

既得権益の打破に繋がる既存の社会経済構造の改革を、政党の基本主張の1つに掲げる人民党にバーンヤイ一族が属しているのは少々奇異に思えるが、これは元々バーンヤイ一族出身の者が人民党の政治理念に共感して同党から立候補したほか、旧所属政党内での公認争いに敗れたり、旧所属政党の党勢を危惧して議席維持のために政治理念の異なる政党に鞍替えしたケースも存在している。ただし、政党替えの受け入れにあたり、人民党側から党の基本政策への同意など厳しい条件が提示された。

なお、表11が依拠するRocket Media Lab（2025）に計上されている225家のバーンヤイの中には、必ずしもバーンヤイに区分けできないものも含まれているように思われる。例えば、ランパーン県第4区で出馬したラッタナカムフー家がリストに含まれているが、2026年総選挙に出馬して当選したペンバック・ラッタナカムフーは、本人が20年以上にわたり県内の町長を務めていたものの、親族に政治家は他におらず、当人をバーンヤイ（地方政治家一族ネットワーク）に区分するのは適当ではないと考える。ただし、バーンヤイの定義自体に諸説ある点には留意が必要である。

3-5. 2026年下院総選挙におけるバーンヤイの政党間の鞍替え状況

タイ誇り党が今次総選挙で勝利をした最大の理由は、ごく簡単に言えば、より多くのバーンヤイを自党に取り込んだからである。先述のとおり、とりわけ地方において地域の様々な関係者との間での「相互利益配分の複層的關係」を基盤にした地方に地盤を置く政治家一族において、その利益を確保し易い政権を担い得る政党との関係を持つことは最重要課題であり、そうした利益（個人的利益というよりも「地域益」と言える）を得やすい閣僚ポストの割り当ては、国の安全保障や外交、更には国体のあり方と共に、いやそれ以上に重要な事項である。このため政治家は頻繁に所属政党を替え、政党は連立政権枠組み交渉に敏感であると共に柔軟である。それは傍から見れば節操がないと感じられるが、政治家が活動において最も重視する価値が、「地域益」の最大化（地元への利益誘導）である以上、それを得やすい政党に移る。選挙が地元選挙区の住民による投票によってのみ決せられる現在の政治制度において、地元有権者の期待に応えるための行動としては大変理に適っているとも言える。

今次の選挙においても、アヌティン率いるタイ誇り党の戦略や、バーンヤイ側が、タイ貢献党は当面不利な状況にあると見通したことなどにより、そしてタイ誇り党が総選挙後の組閣において一定の主導権を握るであろうとの目算が働き、複数のバーンヤイに属する政治家が所属政党を替えた。これを一覧表にしたものが表12である。

表 12：26 年総選挙におけるバーンヤイの主要政党別 所属政党鞍替え状況（家ベース）

		23 年総選挙所属政党（政党鞍替え前）								26 年選挙時合計
		タイ誇り党	人民党*1	タイ貢献党	クラタム党*2	民主党	国民国家の力党	タイ団結国家建設党	その他	
26 年総選挙所属政党	タイ誇り党	41	0	13	0	3	7	10	12	86
	人民党*1	0	4	2	0	1	1	0	2	10
	タイ貢献党	1	0	57	0	1	3	3	5	70
	クラタム党*2	3	0	1	0	6	12	4	2	28
	民主党	0	0	0	0	13	2	1	1	17
	国民国家の力党	3	0	3	0	0	1	0	1	8
	タイ団結国家建設党	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	その他	0	0	0	0	1	1	1	2	5
23 年選挙時合計		48	4	76	0	25	27	20	25	

*1：前進党（23 年）の数字を抽出

*2：24 年結党（政党再編）

（出典：Rocket Media Lab（2025）の巻末資料より筆者が作成）

表の列は 2023 年総選挙時の所属政党、行は 2026 年総選挙時の所属政党を示す。各セルの数値は、該当するバーンヤイの家数である。タイ誇り党は、23 年総選挙時は 48 家だったのが、26 年総選挙では 86 家にほぼ倍増している。最も多いものがタックシン派のタイ貢献党からの 13 家、親軍派のタイ団結国家建設党と国民国家の力党からそれぞれ 10 家、7 家の政党替え、そして民主党から 3 家の政党替えが行われ、更に小規模政党等から合計 12 家が鞍替えをしており、広く新たな支持を受けていることが分かる。特にタイ貢献党からの大量の鞍替えは、23 年の前回総選挙から今次総選挙のための下院解散時までの状況、特にタイ貢献党の 2 名の首相の失職、ペートンタン首相の失言に対する国民の反発、タックシンの収監、政権枠組みからの離脱などタイ貢献党にとって明るい材料を見つけることが極めて難しい状況にあったので、こうしたバーンヤイの動きは理解できる。また、親軍政党のタイ団結国家建設党と国民国家の力党から鞍替えが多い点も注目すべき点である。これは、23 年総選挙時は若年層を中心にした改革派政党（前進党）を支持する社会情勢が優位であったものの、プラユットやブラウィットなどが率いる親軍政党が引き続き政権をリードすると見込んでいたバーンヤイが、23 年総選挙で親軍派政党の後退を目の当たりにした一方で、保守派のアヌティン率いるタイ誇り党が政権の表舞台で活躍する様子を見て、親軍系保守層のバーンヤイが自らの保守的な政治信条と同党との親和性も考慮した上で、保守系政権与党のタイ誇り党により強い将来性を見出し鞍替えしたものと考えらる。

タイ貢献党は先述のとおり旧来の支持バーンヤイのうち 13 家がタイ誇り党へ鞍替えするなどの流出があったが、逆に親軍派の国民国家の力党とタイ団結国家建設党それぞれから 3 家の鞍替え、タイ誇り党と民主党からもそれぞれ 1 家の鞍替えが、そしてその他の小規模政党からは 5 家の政党替えがなされ、流入と流出を差し引くと 70 家となり、23 年総選挙時から 6 家の減少に留まった。

人民党は、他党から政党替えした 6 名のうち、5 名が小選挙区から、1 名が政党名簿から立候補したが、全員落選した。ただし選挙区での得票数は 2 位または 3 位であり、また、これらの小選挙区における人民党の比例代表得票数は 1 位または 2 位となっており、政党替え候補であっても政党の支持獲得に貢献したと言えるだろう。

民主党も 23 年総選挙時の 25 家から 17 家へと支持バーンヤイを減らし、長年の勢力退潮傾向に歯止めがかかっていない。

このほか注目すべき点はクラタム党であろうか。第 2 章の主要政党概要の欄で概要を記述したとおりであるが、2つの親軍政党、とりわけ国民国家の力党を支持するバーンヤイから多くの鞍替えを受けている。従来の親軍保守層の親軍政党離れの中で、党幹部であるタマナットが主導する勧誘が奏効したと言える。

おわりに

本稿は、2026 年 2 月 8 日に実施された下院議員総選挙の結果を主な題材として、タイ政治を規定する統治構造、ならびに地方における政治家一族ネットワーク（バーンヤイ）の役割、とりわけ選挙におけるバーンヤイを中心とした選挙運動の現況を考察したものである。

タイは憲法上、主権在民を掲げる立憲君主制国家であり、選挙を通じた民意の政治への反映を制度的に保障している。他方で、国王の不可侵性、王室と軍による統治への関与、憲法裁判所を含む独立機関の政治的影響力などを通じて、国民の選挙結果に基づく政治だけでは説明しきれない独自の統治秩序が存在する。本稿ではこれを、国王を基底とし、軍・司法が支える統治基盤の下で、国民主権に基づく政治が展開される状態として、現代のタイ式民主主義と捉える。

1932 年の立憲革命以降、とりわけタイでは選挙による政党政治が展開されてきたが、政治的混乱が高まる局面では、軍事クーデターによる政治の「リセット」が繰り返されてきた。また近年においては、憲法裁判所による政党解党や首相失職判決が、選挙により形成された政治枠組みを覆し得る制度的な「装置」として機能し、「司法クーデター」と称される現象を生み出している。

こうした制度環境の下で、タックシン派政党や革新派政党は、選挙で一定の民意を獲得しつつも、保守的な統治枠組みに対する挑戦として受け止められる傾向を有している。2001 年以降のタックシン政権は、政策顧問団を組織し政策本位の政治を行うと共に、選挙で示された民意によって、公約が実際の政策として実施されるという実感を国民の間に広めた。その一方、その強権的運営や利権性が保守側の反発を誘発し、反タックシン派の動きを経て、保守派・タックシン派・革新派という三つの勢力による対立構図の形成に影響した点を指摘できる。

本稿が特に重視するのは、地方における政治、とりわけ選挙の勝敗と国家レベルの統治の力学との関連性である。タイの地方行政および地方自治は複雑であり、多様なステークホルダーが関与する。その中でバーンヤイは、地域のネットワーク、支持基盤、利害調整実務の担い手として、候補者人選や票の動員、選挙運動の継続性に対して実質的な影響を及ぼす。したがって、2026 年総選挙の結果を理解するには、政党の綱領や国政レベルの争

点に加え、バーンヤイを基軸とした地方での選挙運動の展開、政党間の鞍替え状況、ならびに個別のバーンヤイの政治戦略を併せて把握する必要がある。

以上を踏まえると、2026年総選挙の結果は、単なる世論の一時的な変化ではなく、タイ式民主主義の制度的制約の下で、国王を基底に軍・司法が支える統治の力学と、地方に根差すバーンヤイの生存戦略とが相互に作用した結果と言えよう。今後のタイ政治を見通す時、選挙結果の趨勢のみならず、憲法裁判所による判断の動向、軍・王室をめぐる政治的環境の変化、ならびに地方での政治の担い手（バーンヤイ）の政党政治における立ち位置の変化を複眼的に観察することが求められる。

バーンヤイの形態は様々であり、また浮き沈みも激しいとも言われている。そうした中であって、バーンヤイについて何らかの類型化をすることができるのだろうか。今後の調査課題として探究していきたい。

謝辞

本稿の執筆にあたり、東京大学名誉教授の末廣昭先生、大阪公立大学教授の永井史男先生、アジア経済研究所主任研究員の船津鶴代先生、亜細亜大学教授の大泉啓一郎先生には大変お世話になりました。特に末廣先生、永井先生から大変詳細な指摘と助言をいただきました。ここに記して、深く感謝申し上げます。

また、タイ人政治学者である、チュラロンコン大学准教授のヴィエンラット先生とタマサート大学准教授のプラチャク先生からも、タイ人研究者ならではの詳細な分析に基づく情報や助言をいただいたことに感謝申し上げます。

このほか当笹川平和財団の関係役職員、タイ社会に関心を有する知人たちからも多くの助言をいただいたことに感謝します。

以上

《参考文献・出典（日本語）》

- 赤木攻（1993）「地方からみたタイの政治発展：経済発展と民主化」『大阪外国語大学アジア学論叢 1993, 3』（The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA）, pp.13-32
- 大泉啓一郎（2007）『老いてゆくアジア 繁栄の構図が変わるとき』中央公論新社, pp.34-37, pp.84-88.
- 自治体国際化協会シンガポール事務所（2019a）「タイの地方自治 ～第1編 概要・地方行政体制・事例編～」『Clair Report No.476』
- 自治体国際化協会シンガポール事務所（2019b）「タイの地方自治 ～第2編 歴史・国家統治機構・地方財政制度・税制編～」『Clair Report No.477』
- 末廣昭（1993）『タイ 開発と民主主義』岩波書店, pp.9-14, pp.22-32, pp.62-69, pp.93-100.
- 末廣昭（2009）『タイ 中進国の模索』岩波書店, pp.142-177.
- 玉田芳史（1987a）「タイの地方における事業家と官僚（一）－実業家のイッティポン（itthiphon、影響力）－」『法学論叢』第121巻 第1号, 京都大学法学会, pp.78-97.
- 玉田芳史（1987b）「タイの地方における事業家と官僚（二）・完－実業家のイッティポン（itthiphon、影響力）－」『法学論叢』第121巻 第4号, 京都大学法学会, pp.101-122.
- 玉田芳史（2013）「民主化と抵抗 新局面に入ったタイの政治」『国際問題』No. 625, 日本国際問題研究所, pp.18-30.
- 玉田芳史（2020）「第六章 現代の政治」飯島明子・小泉順子編『世界歴史大系 タイ史』山川出版社, pp.324-333, pp.349-350.
- 永井史男・尾崎和代・小西伸幸・横田千映子（2006）「地方分権に資する地方行政能力向上への協力から学ぶことーキャパシティ・ディベロップメントから見たタイの活動事例ー」前編『国際協力研究』22巻 2号, pp.53-63,
- 永井史男・尾崎和代・小西伸幸・横田千映子（2007）「地方分権に資する地方行政能力向上への協力から学ぶことーキャパシティ・ディベロップメントから見たタイの活動事例ー」後編『国際協力研究』23巻 1号, pp.76-88.
- 永井史男（2007）「第1章 タイにおける地方分権化の動向と変遷」永井史男・尾崎和代・木全洋一郎編著『タイ地方行政能力向上プログラム』独立行政法人国際協力機構, pp. 11-15.
- 永井史男（2008）「第4章 政党、選挙、地方政治ータイ国の地方分権化との関連において」竹中千春・高橋伸夫・山本信人編著『現代アジア研究 2 市民社会』慶應義塾大学出版会, pp.92-93.
- 永井史男（2010）「第4章 自治体設置、自治体合併、自治体間連携ータイ」加茂利男・稲継裕昭・永井史男編著『自治体間連携の国際比較 市町村合併を超えて』ミネルヴァ書房, pp.86-94, pp. 94-95.
- 永井史男（2018）「第5章 タイー「国王を元首とする民主主義」国家」清水一史・田村慶子・横山豪志編著『東南アジア現代政治入門 [改訂版]』ミネルヴァ書房, pp. 94-95, pp.123-125, pp.129-130.

- 永井史男 (2022a) 「動き出したタイの地方自治 (第 1 回) - タイの地方制度と地方選挙制度 -」『所報』2022 年 4 月号, 盤谷日本人商工会議所, pp.24-31.
- 永井史男 (2022b) 「動き出したタイの地方自治 (第 2 回) - 県自治体、テーサバーン、タムボン自治体選挙の結果 -」『所報』2022 年 5 月号, 盤谷日本人商工会議所, pp.38-50.
- 永井史男 (2025) 「第 9 章 タイ地方政治研究の射程 - 制度論と政治社会学を超えて -」中西嘉宏・永井史男・河野元子編著『東南アジア政治へのアプローチ - 君主制・統治・社会経済 -』晃洋書房, pp.153-169.
- 秦辰也 (2017) 「タイの王権『タイ式民主主義』 - プーミポン国王時代の再考察 -」『渾沌 = Chaos : 近畿大学大学院文芸学研究科紀要』14 号, pp. 1-27.

《参考文献・出典 (英語)》

- Department of Local Administration, *Organization Structure*,
<https://dla.go.th/landEng/organizationStructureEn.do> (2026 年 5 月 21 日確認)
- Kingdom of Thailand, Ministry of Digital Economy and Society, National Statistical Office.
STATISTICAL YEARBOOK THAILAND 2025. <https://www.nso.go.th/public/e-book/Statistical-Yearbook/SYB-2025/12/> (2026 年 4 月 26 日確認)
- Kingdom of Thailand, Office of the National Economic and Social Development Council.
Quarterly Status Report (Quarterly Economic Report (Q4/2025))
<https://www.nesdc.go.th/en/> (2026 年 4 月 26 日確認)
- National Statistical Office, *Important statistics and indicators*,
https://www.nso.go.th/nsoweb/nso/statistics_and_indicators?order=&search=population&impt_side=&impt_branch=&impt_group=0&impt_subgroup=&year=&announcement_date=#gsc.tab=0 (2026 年 5 月 21 日確認)
- Napon Jatusripitak & Prajak Kongkirati (2026, February 23). Thailand's "Conservative" Turn?. *FULCRUM*. <https://fulcrum.sg/thailands-conservative-turn/> (2026 年 5 月 14 日確認)
- Nishizaki Y. (2022). *Dynastic Democracy: Political Families of Thailand* (p.4, pp.4-5). The University of Wisconsin Press.
- Orathai Sriring & Martin Petty (2026, February 2). Which are the main parties in Thailand's election and what are their policies?. *Reuters*. <https://www.reuters.com/world/asia-pacific/which-are-main-parties-thailands-election-what-are-their-policies-2026-02-02/> (2026 年 5 月 5 日確認)
- Paul Chambers & Watcharapol Supajakwattana (2025, April 11). The Impact of "baan Yai" on Thai Politics: The case of the 2025 Local Elections in the Lower North.
PERSPECTIVE 2025 No.28.
<https://sealionplus.iseas.edu.sg/nodes/view/95234?type=all&lsk=a753291ee414b4274abae803b2d99ffc> (2026 年 6 月 7 日確認)

Penpuk Rattanakhumfu (2026, February 7)

<https://www.facebook.com/penpuk.rattanakhumfu/> (2026 年 7 月 7 日確認)

Prachatai (2026, March 7). How political dynasties and state machinery shaped

Bhumjaithai's surprise victory. <https://prachataienglish.com/node/11828> (2026 年 6 月 7 日確認)

Prajak Kongkirati (2016). Evolving power of provincial political families in Thailand:

Dynastic power, party machine and ideological politics. *South East Asia Research*.

Prajak Kongkirati (2026, March 8). Thai election's illusion of stability. *East Asia Forum*.

<https://eastasiaforum.org/2026/03/08/thai-elections-illusion-of-stability/> (2026 年 5 月 14 日確認)

Thai PBS (Thai Public Broadcasting Service) .

<https://www.thaipbs.or.th/election69/result/en?tab=summary>

<https://election66.thaipbs.or.th/result/en> (2026 年 8 月 12 日確認)

Viengrat Nethipo & Suphanut Aneknumwong (2025, September 11-14). The Rise of

Dynastic Politics under Strongman Rule in Thailand. *The 2025 APSA Annual Meeting & Exhibition*.

United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division.

World Population Prospects 2024

<https://population.un.org/wpp/downloads?folder=Standard%20Projections&group=Population> (2026 年 5 月 19 日確認)

[未公刊資料]

Prajak Kongkirati (2026). 筆者が行ったインタビューでの口頭回答 (2026 年 8 月 19 日) による (筆者記)。

Viengrat Nethipo (2026). 筆者が行った質問に対して受領した回答文書 (2026 年 8 月 20 日および 9 月 30 日) による (筆者記)。

《参考文献・出典 (タイ語)》英語翻訳した際のアルファベット順に記載。

Rocket Media Lab (2025, December 25). เลือกตั้ง'69 : ตระกูล 'บ้านใหญ่' ย้ายไปอยู่พรรคไหนบ้าง [2026 年総選挙: 「バーンヤイ」はどの政党へ移籍したのか] (筆者記) .

<https://rocketmedialab.co/election-69-2/> (2026 年 4 月 22 日確認)

หน่วยราชการในพระองค์(Royal Household). (2026, February 7).

พระบาทสมเด็จพระเจ้าอยู่หัว และสมเด็จพระนางเจ้า ฯ พระบรมราชินี เสด็จออก ณ พระที่นั่งอัมพรสถาน

พระราชวังดุสิต พระราชทานพระบรมราชวโรกาสให้ คณะบุคคลต่าง ๆ เฝ้าทูลละอองธุลีพระบาท [国王陛下および王妃陛下は、ドゥシット宮殿のアムボンサターン王座の間にお姿を現され、様々な団体に対して謁見を賜りました] (筆者記) .

<https://www.royaloffice.th/07/02/2026/%e0%b9%80%e0%b8%9d%e0%b9%89%e0%b8%b>

[2%e0%b8%97%e0%b8%b9%e0%b8%a5%e0%b8%a5%e0%b8%b0%e0%b8%ad%e0%b8%ad%e0%b8%87%e0%b8%98%e0%b8%b8%e0%b8%a5%e0%b8%b5%e0%b8%9e%e0%b8%a3%e0%b8%b0%e0%b8%9a%e0%b8%b2-79/](https://www.thaipost.net/hi-light/878519/)

(2026 年 5 月 7 日確認)

ไทยโพสต์ (Thai Post). (2025, October 14). ลือตใหญ่! ครม.ไฟเขียว แต่งตั้งโยกย้าย

ข้าราชการ.มหาดไทย 45 ราย. 14 ตุลาคม 2568 เวลา 13:34 น. [大型人事！閣僚会議が青信号（承認）、内務省の高級官僚 45 人の任命・異動を可決. 2025 年 10 月 14 日 午後 1 時 34 分]（筆者訳）. <https://www.thaipost.net/hi-light/878519/> (2026 年 5 月 5 日確認)

Viengrat Nethipo & Napon Jatusripitak (2026, February 16). สอนคราประชาธิปไตย 2026 [二つの都市の民主主義 2026]（筆者訳）. *The 101.World*. <https://www.the101.world/101-one-on-one-ep-397/> (2026 年 5 月 25 日確認)

Viengrat Nethipo & Napon Jatusripitak (2026, February 17). จาก ‘บ้านใหญ่’ สู่ ‘บ้านใหญ่พลัส’ : สำนวณพลวัติการเมืองไทยภายใต้รัฐบาลอนุรักษนิยม [「バーンヤイ（政治名門一家）」から「バーンヤイ・プラス」へ：保守派政権下におけるタイ政治のダイナミズムを探る]（筆者訳）. *The 101.World*. <https://www.the101.world/one-on-one-ep-397-brief/> (2026 年 5 月 15 日確認)

《面会、視察、ヒアリングリスト》

匿名面会 タイ誇り党候補者 2026 年 1 月 31 日

匿名面会・選挙運動視察 人民党候補者 2026 年 1 月 31 日

匿名面会 タイ誇り党候補者 2026 年 2 月 2 日

匿名面会 人民党候補者 2026 年 2 月 2 日

6 党の候補者による公開討論会（タマサート大学タープラチャン） 2026 年 2 月 2 日

匿名ヒアリング タイ政治有識者（タイ人） 2026 年 2 月 3 日

匿名ヒアリング タイ政治有識者（日本人） 2026 年 2 月 18 日

匿名ヒアリング タイ政治有識者（日本人） 2026 年 2 月 19 日

匿名ヒアリング タイ政治有識者（日本メディア） 2026 年 2 月 20 日

匿名グループヒアリング タイ政治有識者（タイ人）、下院議員 2026 年 2 月 20 日

匿名ヒアリング タイ政治有識者（タイ人） 2026 年 2 月 20 日

匿名ヒアリング NGO 活動家（日本人） 2026 年 2 月 21 日

匿名ヒアリング タイ政治有識者（タイ人） 2026 年 2 月 21 日 a

匿名ヒアリング タイ政治有識者（タイ人） 2026 年 2 月 21 日 b

匿名ヒアリング タイ政治有識者（タイ人） 2026 年 2 月 22 日 a

匿名ヒアリング タイ政治有識者（タイ人） 2026 年 2 月 22 日 b

匿名ヒアリング タイ地方自治体関係者（タイ人） 2026 年 2 月 23 日

《主要タイ人人名リスト》

文中におけるタイ人の人名表記は、原則としてタイ王国学士院によるローマ字転写方式を踏襲した。

国王と首相経験者のみ在位または在任期間を記載した（首相代行を除く）。

アヌティン・チャーンウィラコーン Anutin Charnvirakul (1966-, 在任：2025-)
アピシット・ウェーチャチーワ Aphisit Wetchachiwa (1964-, 在任：2008-2011)
インラック・チンナワット Yinglak Chinnawat (1967-, 在任：2011- 2014)
エクニティ・ニティタンプラパス Ekniti Nitithanprapas (1971-)
クリエンサック・チャマナン Kriangsak Chamanan (1917-2003, 在任：1977-1980)
サリット・タナラット Sarit Thanarat (1908-1963, 在任：1959-1963)
シハサック・プアングットゲーオ Sihasak Phuanketkao (1957-)
スチンダ・クラブラユーン Suchinda Khrapayun (1933-2025, 在任：1992)
スパジー・スタンパン Suphachi Suthamphan (1964-)
スラパン・チンナワット Suraphan Chinnawat (1931-)
ソムチャイ・ウォンサワット Somchai Wongsawat (1947-, 在任：2008)
タックシン・チンナワット Thaksin Chinnawat (1949-, 在任：2001- 2006)
タナートーン・チュンルンルアンキット Thanathon Chuengrungrueangkit (1978-)
タマナット・プロムパオ Thamanat Prompow (1965-)
チャムローン・シームアン Chamlong Simueang (1935-)
チャワラット・チャーンウィラコーン Chawarat Chanwirakun (1936-)
チャワリット・ヨンチャイユット Chawalit Yongchaiyut (1932-, 在任：1996-1997)
チュアン・リークパイ Chuan Likphai (1938-, 在任：1992-1995, 1997-2001)
チュラパン・アモンウィワット Chulaphan Amonwiwat (1975-)
チュラロンコン Chulalongkon (1853-1910, 在位：1868-1910)
ナッタポン・ルアンパンヤーウット Natthaphong Rueangpanyawut (1987-)
ナルモン・ピンヨーシンワット Naruemon Phinyosinwat (1973-)
ネーウィン・チットヨーブ Newin Chidchob (1958-)
ピター・リムジャルーンラット Phitha Limcharoenrat (1980-)
プーミポン・アドゥンヤデート Phumiphon Adunyadet (1927- 2016, 在位：1946- 2016)
プームタム・ウェーチャヤチャイ Phumtham Wetchayachai (1953-)
プラウィット・ウォンスワン Prawit Wongsuwon (1945-)
プラユット・チャンオーチャー Prayut Chan-o-cha (1954-, 在任：2014- 2023)
プレーム・ティンスラーノン Prem Tinnasulanon (1920-2019, 在任：1980-1988)
ブンルート・チンナワット Bunloet Chinnawat (1919-1997)
モンクット Mongkut (1804-1868, 在位：1851-1868)

ヤオワパー・ウォンサワット Yaowapha Wongsawat (1955-)

ヨッチャナーン・ウォンサワット Yotchanan Wongsawat (1979-)

ワチラロンコーン Vajiralongkorn (1952-, 在位：2016-)